

課題別指針
「ジェンダーと開発」

平成 21 年 11 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構
公共政策部/ジェンダーと開発タスクフォース

序 文

このたび、JICA課題別指針「ジェンダーと開発」として、2002年8月に作成した指針「ジェンダー主流化・WID」を改訂しました。指針改訂にあたり、2005年に策定された新ODA中期政策の方針に沿い、1970年代以降国際社会で重視されるようになってきたWID（Women in Development、開発と女性）、GAD（Gender and Development、ジェンダーと開発）、そしてジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）といった考え方を踏まえ、さらに新JICAの使命として表明している「人間の安全保障の実現」とジェンダーとの関連にも触れつつ、新JICAとしての協力の方向性を再確認しました。また、新JICAがもつ有償資金協力、無償資金協力、及び技術協力の3つの援助手法におけるジェンダー主流化について全体的に網羅するとともに、主要17課題におけるジェンダー視点や協力事業実施上の留意点について詳述しました。本指針が新JICAの事業におけるジェンダー主流化の礎となり、効果的な支援が実施されるための手引書となれば幸いです。

このJICA「ジェンダーと開発」課題別指針は、ジェンダーと開発に関する主な概況や援助動向、考え方を整理したうえで、JICA事業による協力の方向性や留意点を示すことを目的に作成したものです。本指針が関係者のジェンダーと開発に関する基本的な情報・考え方の共有を促進するとともに、JICA事業の企画・立案及び案件の審査や実施の際の参考となることを期待しています。

また、この課題別指針を、JICAナレッジサイト等を通じて外部に公開することにより、広く一般の方々にもこれらJICAのジェンダーと開発に対する基本的な考えを知っていただきたいと考えます。

2009年11月

略 語 表

略語	正式名称	日本語名称
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AWWC	Asian Women' s Workers Center	旧アジア女子労働者交流センター
BEGIN	Basic Education for Growth Initiative	成長のための基礎教育イニシアティブ
CAW	Committee for Asian Women	アジア女性労働者委員会
CEDAW	Committee on the Elimination of Discrimination Against Women	女子差別撤廃委員会
CF	Community forestry	コミュニティフォレストリー
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発省
CSW	Commision on the Status of Women	国連婦人の地位委員会
DAC	Development Assistance committee	OECD 開発援助委員会
DfID	UK Department for International Development	英国国際開発省
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
ECOSOC	Economic and Social Council	国連経済社会理事会
EFA	Education For All	万人のための教育
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
FGM	Female Genital Mutilation	女性性器切除
GAD	Gender and Development	ジェンダーと開発
GDI	Gender-related Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GEM	Gender Empowerment Measure	ジェンダーエンパワーメント測定
GGI	Gender Gap Index	ジェンダー格差指標
GIS	Geographic Information System	地理情報システム
GNP	Gross National Product	国民総生産
GPI	Gender Parity Index	ジェンダー格差指標
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
HDI	Human Development Index	人間開発指数
HIV/AIDS	Human Immunodeficiency Virus/ Acquired Immune Deficiency Syndrome	ヒト免疫不全ウイルス・後天性免疫不全症候群
ICT	Information and communication Technology	情報通信技術
IEA	International energy Agency	国際エネルギー機関
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JFM	Joint Forest Management	共同森林管理
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
NCDRP	National Commission for the Demobilization and Reintegration Program	国家除隊・社会復帰プログラム委員会
NGO	Non Governmental organizations	非政府団体
NORAD	Norwegian Agency for Development Cooperarion	ノルウェー開発協力庁
NTFP	Non-Timber Forest Products	非材木林産物

ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PNA	Peacebuilding Needs and Impact Assessment	平和構築アセスメント
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略
PSD	Private Sector Development	民間セクター開発
PTSD	posttraumatic stress disorder	精神的外傷
REDP	Rural Energy Development Programme	地方エネルギー開発プログラム
SAGIA	Saudi Arabian General Investment Authority	サウジアラビア総合投資院
SHG	Self Help Group	自助グループ
TRIMs	Trade-related Investment Measures	貿易に関連する投資措置に関する協定
UNCED	United Nations Conference on environment and Development	国連環境開発会議
UNDP	United Nations Development Plan	国連開発計画
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画
UNESCAP	United Nations Economic and Social commission for Asia and the Pacific	国連アジア太平洋経済社会委員会
UNESCO	United Nations Educational Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNHCR	United Nations High Commissioner for refugees	国連難民高等弁務官
UNICEF	United Nations for Children Funds	国連児童基金
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization	国際連合工業開発機関
UNIFEM	United Nations Development Fund for women	国連女性開発基金
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
VFC	Village Forest Committee	森林管理組合
WHO	World Health Organization	世界保健機構
WID	Women in Development	開発と女性
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

目 次

課題別指針 ジェンダーと開発

序 文	I
略 語 表	II
目 次	IV
課題別指針「ジェンダーと開発」要約	1
第 1 章 「ジェンダーと開発」の概況	1
第 2 章 「ジェンダーと開発」に対するアプローチ	2
第 3 章 JICAの協力の方向性	3
第 1 章 「ジェンダーと開発」の概況	5
1-1 「ジェンダーと開発」の現状	5
1-1-1 「ジェンダーと開発」考え方の変遷	5
1-1-2 ジェンダー格差の状況	6
1-2 「ジェンダーと開発」の定義	8
1-3 国際的援助動向	8
1-4 ODA政策における「ジェンダーと開発」	9
第 2 章 「ジェンダーと開発」に対するアプローチ	13
2-1 「ジェンダーと開発」の目的	13
2-1-1 ジェンダー視点に立つことにより得られる開発の正のインパクト	13
2-1-2 ジェンダー視点がない場合に生じる開発による負のインパクト ..	15
2-1-3 人間の安全保障とジェンダー	17
2-2 「ジェンダーと開発」に対する効果的アプローチ	19
2-2-1 開発戦略目標 1 「ジェンダー主流化のための政策・制度づくり及び組織能力強化」に対する効果的なアプローチ	20
2-2-2 開発戦略目標 2 「女性のエンパワーメントの推進」に対する効果的なアプローチ	23
2-2-3 開発戦略目標 3 「開発援助事業におけるジェンダー主流化の推進」に対する効果的なアプローチ	25
「ジェンダーと開発」 開発課題体系全体図	26
第 3 章 JICAの協力の方向性	29
3-1 JICAが重点とすべき取り組みと留意点	29
3-2 主要課題とジェンダー	31

3-2-1 貧困削減とジェンダー	31
3-2-2 経済政策とジェンダー	36
3-2-3 民間セクター開発とジェンダー	41
3-2-4 教育とジェンダー	47
3-2-5 保健医療とジェンダー	51
3-2-6 環境管理とジェンダー	53
3-2-7 平和構築とジェンダー	56
3-2-8 ガバナンスとジェンダー	60
3-2-9 人権とジェンダー	63
3-2-10 情報通信技術とジェンダー	67
3-2-11 水資源とジェンダー	71
3-2-12 防災とジェンダー	74
3-2-13 社会保障とジェンダー	78
3-2-14 運輸交通とジェンダー	81
3-2-15 エネルギーとジェンダー	84
3-2-16 農業・農村開発、水産業とジェンダー	89
3-2-17 自然環境保全とジェンダー	95
3-3 今後の検討課題	98
付録 1-1 【3-2-1 貧困削減とジェンダー付録】	100
付録 1-2 【3-2-4 教育とジェンダー付録】	101
付録 1-3 【3-2-10 情報通信技術とジェンダー付録】	103
付録 1-4 【3-2-12 防災とジェンダー関連付録】	106
防災 開発課題体系全体図 1	115
防災 開発課題体系全体図 2	118
防災 開発課題体系全体図 3	119
付録 1-5 【3-2-15 エネルギーとジェンダー付録】	121
付録 1-6 【3-2-16 農業・農村開発、水産業とジェンダー付録】	123
付録 2 主要ドナー等の取り組み	125
指針作成メンバー	127
参 考 文 献	129

これまでの各分野で開発の経験にジェンダー視点を意識して追加していくことで、国際協力により効果的に寄与できるといえる。

第2章 「ジェンダーと開発」に対するアプローチ

あらゆる分野の開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価の各段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく際のアプローチは、案件により様々である。第2章では、まず、ジェンダー視点に立つことがなぜ大切かについて、マクロ経済へのインパクト、開発による女性への負のインパクト、ジェンダーと深いかわりのある人間の安全保障といった切り口から詳述する。

さらに、「ジェンダーと開発」の開発戦略目標を設定し、目標ごとに効果的な協力アプローチや協力案件の傾向、今後考えられる方向性を記載した。なお、以下開発戦略目標の1、2はDACの協力分類におけるPrincipalに、3はSignificantに相当する。

開発戦略目標1 ジェンダー平等を実現するための政策、制度、組織の強化

本目標を進めるには、ジェンダー平等政策・制度支援案件、すなわち女性省や女性課題省など、男女共同参画をめざす組織（ナショナル・マシーナリー）の能力強化を支援していくことが有効である。JICAはこれまでも、技術協力プロジェクトによりジェンダーに敏感な人材育成を支援してきており、今後も継続していく。対象支援国としては、特に、紛争終結後、平和構築支援を行っている国（アフガニスタン、ネパール、カンボジアなど、行政システムを再構築する必要のある国）や、ジェンダー格差の著しい国（ナイジェリア）などである。今後も、こういった国での支援を検討していきたい。

開発戦略目標2 女性のエンパワーメントの推進

本目標を進めるには、女性を主な裨益対象とする案件、すなわち女子教育、母子保健、女性の起業家支援、マイクロ・ファイナンスといった支援が有効である。JICAではこれまでのところ、中東（主に技術協力）や南アジア（主に円借款）などで実績がある。男女を分け、双方にアプローチする方法が効果的と思われる。

また、近年、新たに注目されている課題として、例えばメコン地域や中南米における、人身取引なども含めた女性に対する暴力がある。人身取引被害者の8割は女性、5割は子どもといわれている。また最近では男性の強制労働なども発生しており、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害をとまなう犯罪であるとして、人道的な観点からも、国際組織犯罪対策としても、迅速・的確な対応が求められている。人身取引は複合的で幅の広い問題であるが、予防、被害者の保護・自立支援などを重点に取り組んでいく必要がある。

開発戦略目標3 開発援助事業におけるジェンダー主流化の推進

本目標は、ジェンダー活動統合案件の推進により進めることができる。例えば住民参加

型のコミュニティ開発（小規模インフラ整備、小規模観光開発、農林水産業、防災、水管理、廃棄物管理等）などの案件を進める際、女性の果たす役割を正しく踏まえ、女性の視点を目標、成果、活動に反映させる取り組みが不可欠である。

これまでの JICA の協力は、技術協力、特にアフリカの農業分野での実績が多い。アフリカのコミュニティ開発は引き続きニーズがあると思われるので、例えばコメ増産に大きな役割を担う、女性に裨益する協力等を実施する。また、インフラ整備においては農業・教育・保健などの分野に比べてジェンダー主流化が後手に回りがちなので、より一層の展開をめざす。このほか、マクロ経済にジェンダー主流化が及ぼす正のインパクトの検証、経済危機や気候変動などの新たな課題に対するジェンダー視点に立った対応などを実践していきたい。

第3章 JICAの協力の方向性

第3章3-1では、JICAの協力の方向性を開発戦略目標に沿って記載した。

開発戦略目標1に関しては、ナショナル・マシーナリーの組織能力向上、ジェンダー政策・制度づくりを支援する協力を継続していく。

開発戦略目標2に関しては、女性とのかかわりが理解しやすい保健・医療、基礎教育、職業訓練、農林水産業開発といった分野での協力の継続に加え、人身取引対策などの新たに注目されている課題にも取り組んでいく。

開発戦略目標3に関しては、開発課題によって取り組み状況には差がある。これまで農村開発、農村給水、林業といった分野ではジェンダー主流化に係る取り組みが進んできているが、他の分野についても取り組むことが大切である。なお、地域社会に直接間接の影響が想定される協力事業では、社会調査が必須である。社会調査を実施する際は、当該事業に対する理解度が男性と女性とで異なることや、協力事業が男性と女性に異なる影響を及ぼすことなどを踏まえて実施する。そのうえで、協力事業が男女双方に及ぼす正負のインパクトをそれぞれに予測し、開発による負のインパクトの軽減措置をあらかじめとることが大切である。

また、マクロ経済へのジェンダー主流化がもたらす正のインパクトは、世界銀行などにより明らかになりつつあるが、今後、各案件での検証を積み重ねることによってより一層明らかにしていく必要がある。さらに、JICAは2008年10月1日より、それまで国際協力銀行（JBIC）が担っていた海外経済協力業務（円借款）及び外務省が所管していた無償資金協力業務の一部を承継した。開発援助事業にジェンダー視点を盛り込む方法も多様化していくことが考えられる。

なお、すべての開発戦略目標において、ジェンダー状況に関する正確な現状をジェンダー統計・ジェンダー指標などにより、把握しておくことが望ましい。さらに、プロジェクト運営委員会等への女性の参加促進や研修事業の参加者におけるジェンダーバランスなども重要である。JICA職員、JICA関係者、各種啓発活動も継続していきたい。

第3章 3-2 では、開発 23 課題のうち、ある程度考え方が明確になっている 17 課題について、ジェンダーの視点から見た現状と課題、JICA の協力事業実施上の留意点について詳述した。当該課題別指針と併せて参考にされたい。

第1章 「ジェンダーと開発」の概況

1-1 「ジェンダーと開発」の現状

1-1-1 「ジェンダーと開発」考え方の変遷

開発援助においては、1960年代から、開発途上国の女性の開発への参加及び女性の地位向上が重要であることが認識され、特に1970年代以降になると、「開発と女性（Women in Development。以下「WID」という）」が開発課題として重視されるようになった。WIDはそれ自体課題であると同時に、他課題に対する横断的課題、更には開発アプローチという文脈でも語られてきた。

しかし、WIDの考え方では、「女性に能力がないのが問題で、教育や収入がないのが問題、つまり女性が問題である」ととらえられがちであった。つまり、「開発を効率的に進めるために女性を教育し、職業訓練をして活用すればよい」というような「道具論」に陥りやすい側面もあった。「实际的ジェンダーニーズ」³を一時的に満たすという受動的なアプローチがとられたり、女性を取り巻く家族、親族関係や社会構造、制度などに着目せずに、女性のみ状況を改善しようとする開発事業が多く実施された。そのため、固定的な性別役割分業を変化させることは難しく、新たな分野や役割に女性が挑戦するということもまれであり、結果として、期待されたほどには世帯内や地域での女性の経済的・社会的な地位は向上しなかった。

その結果、1980年代には、女性の状況を改善するには、男性が果たしている（あるいは果たしていない）役割や責任を問い直し、「男性と女性の相対的な関係」や「女性に差別的な制度や社会システム」を変えていくことが必要であるとする考え方「ジェンダーと開発（Gender and Development。以下「GAD」という）」が重視されるようになった。GADは、女性だけに注目するのではなく、社会の中で女性と男性が置かれている状況を把握し、不平等を生み出す制度や仕組みを変革し、社会・経済的に不利な立場におかれている女性のエンパワーメントをめざしている。

GADの基本的な考え方は、「対象社会におけるジェンダー、男女の社会的役割や相互関係を理解し、社会的に不利な立場にある住民男女双方が社会的発言権を獲得して力をつけることを通じて、制度や政策を変革していくような開発を進める」ということである⁴。GADでは、女性の「实际的ジェンダーニーズ」のみならず、女性自身も必ずしも認識できていないような女性が置かれている不利な状況やジェンダーバイアスを克服するためのニーズ、

³实际的ジェンダーニーズとは、対象社会の男性/女性が自分の役割や責任を遂行するために必要なニーズを示す。例えば、水汲み・調理が女性の役割とされている社会では、水、薪、食糧へのアクセスは女性が自らの役割を果たすうえで必要なニーズである。

⁴ 田中由美子、大沢真理、伊藤るり共編著（2002）『開発とジェンダーエンパワーメントの国際協力』、第二章「開発と女性」（WID）と「ジェンダーと開発」（GAD）、国際協力出版会、pp. 28-32

GADを定着させる政策論的方法として、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京）以降、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。ジェンダー主流化とは、あらゆる分野でのジェンダー平等⁶を達成するための概念である。すなわち、ジェンダー主流化とは、すべての開発政策や施策、事業は、中立ではなく男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、ジェンダーの視点に立って開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである⁷。

世界には今なお、ジェンダー格差やジェンダーに基づく差別がある。特に途上国では、統計情報の未整備、とりわけ性別統計が不十分であったり、家庭内で起こることは個人的な私的問題であるとして取り上げられず、問題が可視化されてこなかったため、結果として適切な対応が開発援助のなかでもとられてこなかった。

国連開発計画（UNDP）が毎年発行している『人間開発報告書』では、1995 年から人間開発指数（Human Development Index。以下「HDI」という）に加え、ジェンダー不平等の状況に注目し、HDI 値を調整して算出する国別のジェンダー開発指数（Gender-related Development Index。以下「GDI」という）が毎年報告されるようになった。GDI は、HDI と同様の 3 つの指標に対し、男女の格差にペナルティーを科す方法で調整し、算出されるものである。GDI 値 1 位のノルウェーですら、GDI 値は HDI 値より低い。つまり、人間開発指数を構成する 3 変数（長寿で健康な生活、知識、生活水準）だけを見ても、ジェンダー不平等は世界のすべての国で厳然と存在するといえる。

5 戦略的ジェンダーニーズとは、不平等な男女の関係性を変えていくためのニーズを示す。一方の性が他方に対して従属的な状況にある場合、平等な権利の確保、例えば、夫による家庭内暴力からの妻の保護や自立、賃金や政治参加での男女平等等が含まれる。

(http://www.oecd.org/document/28/0,3343,en_2649_34541_1887516_1_1_1_1,00.html) 参照

6

特に低く、かつ HDI 値と GDI 値の差が大きい国も多くあり、これらの国は国全体としての人間開発も不十分なうえに、大きなジェンダー格差が存在し、二重の問題を抱えている。

さらに、GDI が発表された 1995 年『人間開発報告書』では、女性の経済や政治参加の度合いを測定する指標としてジェンダーエンパワーメント測定（Gender Empowerment Measure。以下「GEM」という）も導入された。GEM は女性の潜在能力ではなく機会に焦点を当て、国会議席における女性占有率、管理職と専門職・技術職における女性の割合、そして男女の推定勤労所得の 4 つの変数から算出される。この GEM 値が 1.0 に近づけば近づくほど、経済や政治における機会のジェンダー平等が進んでいる国といえるが、この数字が 0.9 を超える国はノルウェーとスウェーデン 2 カ国のみである。

GEM を構成する 4 つの変数のうち、専門職・技術職に占める女性の割合は、全体で 50% を占める国も多い。ジェンダー格差が解消しつつある変数ともいえる。ただし職種をみると、例えば看護師や薬剤師（多くは女性）と医師（多くは男性）など、ジェンダーにより大きな偏りが見られる。それ以外の変数である、国会議席数、管理職、勤労所得比率については多くの国で依然ジェンダー格差が存在している。

さらに、世界経済フォーラムは、2006 年に『Global Gender Gap Report』においてジェンダーに関する新たな指標 Gender Gap Index（以下「GGI」という）を発表し、毎年 GGI に基づいた各国ランキングを報告している。GDI や GEM ではジェンダー格差のみならず、指標を構成する変数の達成レベルに値が大きく影響されるため、どうしても先進国は高い値、途上国は低い値となってしまう。そこで新しい指標は、4 つの側面（経済的参加と機会、教育達成、健康と生存、政治的エンパワーメント）からジェンダー格差だけに着目し数値化している。このため、例えば 1 人当たり GDP が高く、就学率等の水準が高い先進国であってもジェンダー格差があれば、ランキングは相当に低くなる（ルクセンブルク 66 位、イタリア 67 位）し、途上国でも上位に食い込む国もある（フィリピン 6 位、スリランカ 12 位）。この GGI 値が 1 に近づけば近づくほどジェンダー平等が進んでいるということになるが、ランク 1 位のノルウェーですら、その値は 0.82 で、GDI や GEM 値以上に世界にジェンダー格差が存在していることを表している。

4 つの側面のジェンダー格差を世界全体でみると⁸、教育と健康については、ジェンダー格差は解消しつつあるが、経済参加と機会については、女性は男性の 60%を少し超える程度であり、政治的エンパワーメントは、女性は男性の 20%にしか過ぎない⁹。

ちなみに、日本はHDIランク¹⁰179 カ国中 8 位であるのに対し、GDIは 158 カ国中 12 位、GEM は 108 カ国中 58 位と大きくランクを下げている。一方、人間開発指標値が中位以下の国（HDI 順位 76 位以下）で、日本よりGEM順位が高い国は 6 カ国ある（ペルー、ナミビア、タンザニア、スリナム、ギアナ、ホンジュラス）。

また GGI の場合は、更にその順位を下げ、130 カ国中 98 位となっている。4 つの側面のランクについては、健康はトップグループであるが、教育で 82 位、経済で 102 位、政治で

⁸ GGI は 130 カ国を対象にしており、人口にすると 50 億人以上、世界人口の 90%以上をカバーしている。

⁹ これは国別平均による算出ではなく、人口調整値。

¹⁰ UNDP『人間開発報告書 2008』より。

107 位である。

日本を含めいわゆる先進国が、すべてのジェンダー指標において、途上国に対して比較優位があるというわけではない。どの援助国も試行錯誤しながら支援を行っているのが現状であり、これは比較的新しい開発課題としての GAD の特徴といえる。日本は全体的に高い HDI 値を示しており、これまでの各分野での経験にジェンダー視点を意識して追加していくことで、国際協力により効果的に寄与できるといえる。

ジェンダーに係る問題は、重大な開発課題であるにもかかわらず、意識しなければ見過ごしてしまうかもしれない。したがって開発援助関係者は、個人個人に確実に届けるため、開発援助による恩恵を男性にも女性にも等しく、そしてすべての課題にジェンダーが深くかかわることを意識し、ジェンダー視点に立つ¹¹ことが求められる。

ジェンダーはこのように、それ自体が課題であり、横断的課題、開発アプローチでもあり、また分析概念としてもとらえられる、極めて多様な考え方といえる。こういった背景から、本指針では課題としてのジェンダー、アプローチとしてのジェンダー主流化だけでなく、横断的課題として他課題との関係におけるジェンダー視点についても詳述している。

1-2 「ジェンダーと開発」の定義

「ジェンダー(gender)」とは、「生物学的な性別 (sex) ではなく、社会的・文化的に形成された性別」を指す。もともとは文法上の「性称」を指していたが、1960 年代以降、女らしさあるいは男らしさといった言葉に代表されるような、特定の社会で共有されている価値観や、個々人の価値観などによって形作られる、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを指す。社会・文化的に形成されてきたことから、ジェンダーは単なる性別ではなく、既にその関係性のなかに権力の非対称性が内包されていることが特徴的である。また、1-1 で述べたようにジェンダーは、開発課題としての意味合いに加え、他課題と密接に関係する横断的課題、開発アプローチ、分析概念など幅広い意味を含むようになってきている。

本指針では、このようなジェンダーの幅広い意味合いをできるだけ網羅できるよう、ジェンダーと開発 (GAD) に関する様々な取り組みを紹介する。

1-3 国際的援助動向

国連は、1975 年を国際女性年と定め、第 1 回世界女性会議 (メキシコシティ) を開催し、それに続く「国連女性の 10 年」(1976～1985 年) を定めた。その後、同会議で採択された世界行動計画に基づき、多くの加盟国において、女性の地位向上にかかわる行政組織としてナショナル・マシーナリー (国内本部機構)¹²が設立されるようになった。世界女性

¹¹ ジェンダー視点に立つということは、当該社会の男女の状況やニーズの差異に着目し、それに対応した (ジェンダー・センシティブな) きめ細かい支援を行うこと、そしてさらに「既存のジェンダー」の枠にとらわれず、各人のもてる能力の開発や男女の平等な関係の構築をめざす支援を行うことを意味する。

¹² 女性の地位向上に向けて総合的に施策を進めるための組織のこと。第 4 回世界女性会議で採択された北京行動綱領には次のように定義されている。「女性の地位向上のための国内本部機構は政府内部の中心的な政策調整単位である。その主要な任務は政府全体にわたって男女平等の視点をあらゆる政策分野の主流に

会議は、1980年に第2回（コペンハーゲン）、1985年に第3回（ナイロビ）、1995年に第4回（北京）が開催され、WIDからGAD、ジェンダー主流化にいたる考え方（1-1 参照）が整理されてきた。

ジェンダーと開発は、他の課題に比べると国連の議題としての歴史が浅いことや、国内での伝統的価値や反対勢力との調整・対応が必要となること、他の課題と深くかかわる横断的課題であるといった様々な背景から、各国政府や市民社会、ドナーが一体となって取り組まなければならない世界共通の課題として認識されてきた。国際協力の分野においても、開発事業を計画・実施する際に、男女のニーズの違いの有無を確認すること、開発事業における女性の役割を正確に認識して開発事業に女性が適切に参加し、事業効果を高めること、などが共通の開発プロセスとして認識され、国際協力の潮流となってきた。

2000年にニューヨークの国連本部で開催された国連ミレニアム・サミットでは「ミレニアム宣言」が採択され、そのなかで2015年までに達成すべき8つの目標の1つとして、「ジェンダー平等の推進と女性の地位向上（Gender Equality and Women's Empowerment）」が謳われている。また、すべての目標達成のためには、ジェンダー視点に立って活動することが、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals。以下「MDGs」という）¹³達成に向けた国際社会の取り組みとして重要であると認識されている。2002年には、MDGs 達成のために必要な開発資金を開発途上国に円滑に流入させるための方策を示したモンテレー開発資金会議が開催され、モンテレー合意¹⁴が採択された。そのなかで、「開発（持続可能でジェンダーに敏感、かつ人間中心の開発）のための資金調達という、相互に関連し合う国家的、国際的、体系的な課題に対し、包括的なアプローチをとることが不可欠である」ことが確認された。

また2005年2月、パリ援助効果向上ハイレベル・フォーラムでは、MDGsを早期実現するために援助の効率・効果向上をめざす、「援助効果向上にかかるパリ宣言」¹⁵が採択された。そのなかで、5つの原則、すなわち被援助政府のオーナーシップを高めること、援助供与ドナー同士の協調、被援助政府の国家政策・戦略や管理システムへの一致協力、相互説明責任、援助の成果を確実に出すことが明示され、さらに、パラグラフ42でジェンダー平等と女性のエンパワーメントはパリ宣言を達成するための最重要項目であると謳われている。

1-4 ODA政策における「ジェンダーと開発」

わが国の ODA におけるジェンダーへの取り組みは、日本の男女共同参画に関する取り組みと連動して進んできた。ODA におけるジェンダーの政策的枠組みとしてあげられるのは ODA 大綱、ODA 中期政策、GAD イニシアティブなどである。

置くことへの支援である」〔男女共同参画ハンドブック（2008）p. 94 より〕。

¹³ MDGs（Millennium Development Goals）とは、「ミレニアム宣言」で掲げられた平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッドガバナンス等の国際社会の目標と 1990 年代に開催された主要な国際会議等で採択された国際開発目標を統合してまとめられたもので、8 個の目標で構成されている。

（<http://www.undp.or.jp/aboutundp/mdg/>）参照

¹⁴ UNDP（http://www.un.org/esa/sustdev/documents/Monterrey_Consensus.htm）参照

¹⁵ OECD（<http://www.oecd.org/dataoecd/12/48/36477834.pdf>）参照

日本政府は 2003 年 8 月、平和構築をはじめとする新たな開発課題へのODAを通じた取り組みを強化していくため、1992 年に閣議決定された「政府開発援助（ODA）大綱」を改訂した。この新ODA大綱では、以下にあげる 5 つの基本方針を掲げ、その 1 つである「公平性の確保」のなかで男女共同参画の視点の重要性について明記した。旧ODA大綱においては、「開発への女性の積極的参加及び開発からの女性の受益の確保について十分配慮すること」として、WIDの重要性を謳っていたが、新ODA大綱では、GADの概念に基づく男女共同参画¹⁶と女性の地位の向上¹⁷を明記するという点において大きく前進した。

〈基本方針〉

- (1) 開発途上国の自助努力支援
- (2) 「人間の安全保障」の視点
- (3) 公平性の確保
- (4) わが国の経験と知見の活用
- (5) 国際社会における協調と連携

(3) 公平性の確保

ODA 政策の立案及び実施にあたっては、社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODA の実施が開発途上国の環境や社会面に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。

特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位の向上に一層取り組む。

新 ODA 大綱に沿う形で、2005 年 2 月には、「政府開発援助（ODA）に関する中期政策」が策定された。ODA 中期政策は、5 年程度を念頭に日本の政府開発援助（ODA）の基本的考え方、重点課題及び地域的援助のあり方等を明らかにしたものである。この ODA 中期政策では、「3. 重点課題」のなかで、「ODA 大綱の基本方針である開発途上国の自助努力（オーナーシップ）支援、「人間の安全保障」の視点、ジェンダーの視点や社会的弱者への配慮を含めた公平性の確保、政策全般の整合性の確保を含めたわが国の経験と知見の活用、南南協力の推進を含めた国際社会における協調と連携をふまえる」こととしている。

さらに、日本政府は「ジェンダーと開発（GAD : Gender and Development）イニシアティブ」を 2005 年 3 月に国連婦人の地位委員会閣僚級会合（北京プラス 10）の場で発表し、開発援助のあらゆる段階・分野にジェンダーの視点を組み込むための基本的な考え方、アプローチ、具体的取り組みを表明した。これは、新 ODA 大綱及び ODA 中期政策において、男女共同参画の視点を重視している点を反映し、女性のみをターゲットとして、教育・健康・経済社会活動の 3 分野への取り組みに限定している印象のあった「WID イニシアティブ」（1995 年、第 4 回世界女性会議（北京会議）にて日本政府発表）を改訂したものである。

「GADイニシアティブ」¹⁸では、ジェンダー主流化のための基本的なアプローチ、またジェンダー主流化の視点に立った分野別の具体的取り組みを明示しており、基本的な考え方

¹⁶ 英訳は Gender Equality

¹⁷ 英訳は Women's Empowerment

¹⁸ 外務省（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/archive/gad_initiative.html）参照

として、以下のような点を強調している。

- ・ 女性のみを直接の裨益対象としない政策をジェンダーの視点に立って策定することが重要
- ・ 男女の生活状況やニーズの違いを事業計画段階で把握し、実施の際に考慮することが重要
- ・ 開発途上国のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた取り組みへの支援を強化

これらと並行して、わが国における男女共同参画施策においても、ODAにおけるジェンダーへの取り組みについて明示されている。わが国の男女共同参画に関しては、基本法として、男女共同参画社会基本法¹⁹が 1999 年に制定され、同法に基づいて男女共同参画基本計画（第 1 次 2000 年、第 2 次 2005 年）が策定されている。

同基本法のなかで、国際社会への貢献に関連する部分は以下のとおり。

第 7 条：「男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下におこなわれなければならない。」

第 19 条：「国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。」

※ここには ODA を含む国際協力においても男女共同参画社会をめざすという意味が含まれている。

男女共同参画基本計画では、第 11 章「地球社会の『平等・開発・平和』への貢献」のなかで、施策の基本的方向として、ODA の実施において GAD イニシアティブに基づき、開発途上国のすべての分野におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメントをめざす取り組みへの支援を強化することを明言している。また、具体的施策は以下のとおり。

【具体的施策】

ア 「GAD イニシアティブ」に基づく取り組みの推進

- ・ ODA のあらゆる段階において社会的性別の視点を盛り込むよう努める。
- ・ 個々の援助案件の実施にあたっては、必要に応じ、男女それぞれに及ぼす影響を把握し、男女共同参

¹⁹基本法は、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的にしている。

画にも資する援助内容とするように努める。

- ・ 「ジェンダー平等」に資する援助案件の発掘及び実施にあたっては、「南南協力」も活用する。
- ・ 国際協力に携わる者の GAD に関する認識向上を促進するため、研修を実施する。
- ・ ODA における各府省男女共同参画担当部署の明確化を図り、関係府省、援助実施機関、NGO 等との連携を一層促進する。
- ・ 国連婦人の地位委員会（CSW）、経済協力開発機構/開発援助委員会（OECD/DAC）等の国際会議において、男女共同参画を重視するわが国の ODA 政策を積極的に説明する。

イ 国連の諸活動への協力

- ・ 「国連婦人の地位委員会」及び「女子差別撤廃委員会」への積極的な参加又は貢献を行う。

ウ 女性の平和への貢献

- ・ 平和を推進するための国際機関及び国連平和維持活動への協力を推進する。また、紛争の予防・管理・解決という場面においても女性の視点を政策決定の場に反映させること及び意思決定に女性が参画することが重要であること等が盛り込まれた国連安全保障理事会の 1325 号決議（2000 年採択）の内容を踏まえつつ、軍縮、紛争地域等における平和構築及び復興開発プロセスへの女性の参画を一層促進する。
- ・ 紛争時や災害時において女性や児童が特別な支援を必要とすることに留意し、国連難民高等弁務官（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対する積極的な協力・貢献に努める。

エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

- ・ ODA、軍縮問題等対外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

オ あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

- ・ 男女共同参画に関する国際交流、国際協力を促進し、国を超えた相互の信頼や友好協力関係を増進するため、平和、安定の基礎となる情報交換・人事交流について、国・地方公共団体、NGO などそれぞれのレベルで充実を図る。

カ NGO との連携・協力推進

- ・ NGO の政府代表団への参加を継続する等、政府と NGO との連携・協力を推進する。

第2章 「ジェンダーと開発」に対するアプローチ

2-1 「ジェンダーと開発」の目的

ジェンダーと開発（Gender and Development。以下「GAD」という）は、第1章で述べたように、わが国及び国際社会において、重要な開発課題、他課題と深くかかわる横断的課題、開発アプローチ（ジェンダー主流化の基礎概念）、及び分析概念でもあるという、多様な考え方として認識されている。

GADの考え方に基づいて国際協力を進めるということは、基本的人権の尊重、ジェンダー平等の達成という観点からも重要である。ここでは分かりやすく開発援助によるインパクトや人間の安全保障という側面から「ジェンダーと開発」の目的をとらえてみたい。

2-1-1 ジェンダー視点に立つことにより得られる開発の正のインパクト

ジェンダー平等を推進することによるマクロレベルの経済成長への正のインパクトについては、様々な研究が行われてきた。ある研究では、南アジアとサハラ以南アフリカが、1960年の東アジアと同等の男女格差にあり、東アジアと同等の速度で格差を縮小したならば、それぞれ0.5ポイントと0.9ポイント高い1人当たり成長率を達成することができたことを示唆している²⁰。

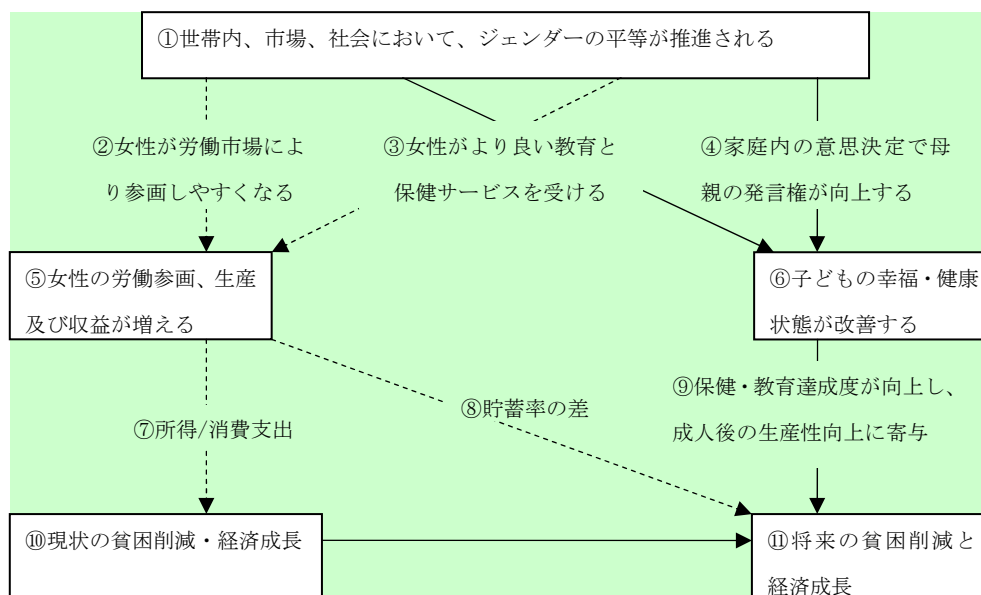
また、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）は、労働参加過程でのジェンダー差別が経済成長や経済生産高に及ぼす影響を評価するために、アジア地域の7カ国を対象に2000年から2004年にわたってシミュレーション研究を行った²¹。その結果、特に女性の労働市場参加が低い、インド、マレーシア、インドネシアにおいて大きな変化が起き得ることが推計された。もしインドの女性労働参加率が、米国と同水準まで上昇すると、GDPは年4.2%増、経済成長率は1.08ポイント上昇し、これは年190億ドルの利益になる。女性労働参加率の上昇は地域全体で年間420億ドルの利益を生むと推計される。同様に、マレーシアのGDPは2.88%増、経済成長率は0.77ポイント高い上昇となる。インドネシアのGDPは1.38%、経済成長は0.56ポイント高い上昇となると推計された。

世界銀行によると、ジェンダー平等が推進されると、短期的にも長期的にも様々な良い影響が派生し、結果として貧困削減や経済成長に良い影響を与える。良い影響を派生させる道筋は様々な道筋であるが、そのなかから女性の労働市場への参加と所得増という道筋を点線で示し、子どもの状況の改善という道筋を実線で示したのが図2-1である。

²⁰ 石井 2003 : 84、Klasen 1999

²¹ UNESCAP (2007) "Economic and Social Survey of Asia and the Pacific 2007" p.103

図 2-1 ジェンダー平等推進から貧困削減と経済成長に至る道筋



(出典：Global Monitoring Report 2007, World Bank)

この図に基づいて、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントがどのようにマクロレベルで経済成長に結びつくのか、いくつか例示する。

●女性の労働市場への参画機会の増加は、現在・将来の貧困削減と経済成長に貢献する

世帯内、市場や社会においてジェンダー平等が推進されると、女性の労働市場・生産活動参加の機会が拡大し、それによる新たな富の形成がなされる。女性の所得が向上することによって、消費が増加し、現在の貧困削減・経済成長に寄与する（①→⑤→⑦→⑩）。貯蓄が増加すれば、将来の貧困削減・経済成長に寄与する（①→⑤→⑧→⑪）。先進国の例では、女性の所得が高いと貯蓄や投資への割合が上昇することがいくつかの調査で明らかになっている²²。

●女性への教育・保健サービス提供は現在・将来の貧困削減と経済成長に貢献する

途上国では、女性の教育レベル（特に初中等教育）が低いと、収入や生産性を低減させ、個人にとっても社会にとってもマイナスの影響があることは知られている。ジェンダー平等が推進され、女性の教育レベルが向上すると、労働市場への参画機会が増える（①→③→⑤）のみならず、子どもの well-being（幸福・健康状態）の改善に貢献する。つまり、女性は教育によって妊娠、出産や家族計画の知識を得て、望まない妊娠・出産の減少による出生率低下への効果が期待でき、また幼児の健康維持等に関する知識を得て、これにより幼児の死亡率低下への効果が期待できる。教育により、親は彼らの限られた時間・資金

²² ただし、途上国に関してはこうした研究はまだ十分になされていない。

を考慮し、子どもの数と教育費用のバランスの必要性を認識するようになるため、社会の将来を担う子どもの教育・健康状態が改善され、結果として将来の貧困削減と経済成長に貢献する。(①→③→⑥→⑨→⑪)。

なお、1994年にShultzは、低所得国では女性の平均通学年数が1年増加すると、合計特殊出生率は12%低下すると推測している²³。これは、女子教育が人口と連関することを示す。また、母親の教育水準は、子どもの健康に、父親のそれに比して強く影響するともいわれている。教育を受けた母親は栄養や健康について、より多くの知識を有し、子どもが病気になるたびに、伝統的な医療（呪いや祈祷など）より、より専門的・科学的な治療を求める可能性が高い²⁴。

●女性の世帯内での発言力向上は現在・将来の貧困削減と経済成長に貢献する

ジェンダー平等の推進により、世帯内での意思決定において女性の発言権が向上する。いくつかの調査によると、母親の発言権が強くなると、家庭ではより多くの資源が家族（子ども）の健康や栄養、教育に配分されるようになることが示されている（男性は自分に配分することが多い）。開発途上国で行われた事例研究によると、女性の意思決定における影響力が強い世帯のほうが、子どもの栄養状態を格段に改善することができるという結果が出ている²⁵。また、ある調査では、男性と女性が意思決定にあたって平等の影響力を行使できるようになれば、南アジアの3歳未満児の低体重発生率は、最大13ポイント低下し、栄養不良の子どもが1,340万人少なくなるとの結論を導き出している²⁶ (①→④→⑥→⑨→⑪)。

ジェンダー平等推進が与える正のインパクトは、上述した道筋以外にも数え切れないほど存在することが、容易に推測できよう。

2-1-2 ジェンダー視点がない場合に生じる開発による負のインパクト

一方、性別役割分担の存在や男女で異なる行動規範があるために、「開発」事業を実施した結果、男女それぞれに異なるインパクトが生じることがある。

●「開発」事業実施に際し、前提として理解すべき無償労働

表2-1は、途上国の例を示しているが、先進国、途上国を問わず家事労働などの非市場労働を含めると女性の1日の労働時間は男性のそれよりも平均で1時間以上長くなる（自分のために使う時間が少なくなる）。そしてその女性の労働時間の多くは無償労働に費やされ、その時間に見合う正当な評価や対価を受けていない。このような現実を知らずに「開発」を実施すると、女性の無償労働を増やしてしまうおそれもある。

²³ DFID (2007) : 3, Shultz 1994

²⁴ UNICEF (2008) 『世界子供白書』

²⁵ UNICEF (2007) 『世界子供白書』

²⁶ UNICEF (2007) 『世界子供白書』

表 2-1 労働時間のジェンダー比較

	女性労働時間（h）			男性労働時間（h）			女性/男性格差（h）		
	合計	市場活動 ²⁷	非市場活動	合計	市場活動	非市場活動	合計	市場活動	非市場活動
ベニン	8.03	4.73	3.30	5.36	4.28	1.08	2.67	0.45	2.22
インド	7.37	2.57	4.80	6.31	5.80	0.51	1.06	-3.23	4.29
マダガスカル	7.14	3.57	3.57	7.03	5.62	1.41	0.11	-2.05	2.16
モーリシャス	6.33	1.89	4.44	6.09	4.87	1.22	0.24	-2.98	3.22
モンゴル	9.02	4.41	4.61	8.16	6.20	1.96	0.86	-1.79	2.65
南アフリカ	6.52	2.47	4.05	6.01	4.56	1.45	0.51	-2.09	2.60

（出典：UNDP『人間開発報告書 2007/2008』より作成）

●「開発」事業による負のインパクトの可能性

例えば森林を伐採して開発を行うような事業は、もし女性が森林内で薪や飼葉集め、水汲みを行っている場合には、森林が消失することにより、女性は以前より遠くまで薪や飼葉集めに行かなければならなくなり、女性の労働負荷が大きくなる。また、女性が日常的に森林管理にかかわっているような場合（共有林の見回りなど）、女性は森林に関して、その活用方法や保全方法を経験的に熟知しているが、公の場面においては森林保全は男性の仕事だと思われることが多く、女性の貴重な知識やノウハウが活用されないことが多い。

開発の過程で農業機械の導入が奨励されることも多いが、機械は必ずしもジェンダーに中立ではない。機械は、概して「成人の男性の健常者」を基準にデザインされている。それらは、農民女性には使いにくかったり、男性であっても「非健常者」向きではないことが多い。また、近代的な機械を導入した農業開発により、機械は男性に属するという価値観から機械の使用は男性が独占的に行い、手作業で手間のかかる農作業のみ女性が行うようになり、結果として女性の労働時間が増加したり、女性の役割や発言権が低下したというケースもある。

多くの国・地域では、家事、水汲み、薪集め、そして育児や介護などの無償のケア・ワーク（総称して再生産労働とも呼ばれている）は、女性の役割とみなされている。災害や紛争、病気の蔓延等による生活環境の悪化が起きると、女性はこれらの再生産労働を行うための労働時間を長くせざるを得なくなる。水の確保や薪集めは更に困難な仕事となり、家族のなかの障害者、病人、ヒト免疫不全ウイルス/後天性免疫不全症候群（HIV/AIDS）等の患者の世話や介護は、概して女性の負担となる。

²⁷ 市場活動には自家消費作物生産活動や水汲みも含まれる。

BOX2-1 : 「開発による負の影響の例」

デンマーク人経済学者であるエスター・ボソラップは、開発と女性（WID）の考え方が世界的に注目されるようになった有名な論文“Women’s Role in Economic Development”の中で、アフリカでは伝統的に男女が一緒に農作業にあたっていたが、宗主国によるコーヒーや紅茶などのプランテーション開発が進んだ結果、肥沃な耕地はプランテーションに変えられ、男性はプランテーションの賃金労働者として雇用され、痩せた土地での自給作物の栽培は女性の仕事となり、そして「男は外、女は内」という男女の役割分業が進み、現金収入を得られない女性の地位も相対的に低下したと論じた。

(出典 : Boserup Esther (1970) “Women’s role in Economic Development” St. Martin’s press, New York)

途上国において、貧困層が更に厳しい状況に置かれた際に、最初に犠牲になるのは、子どもや高齢者、女性である。例えば、近代的な農業開発の結果、機械や肥料、農薬のために多額の借金をするようになったり、教育費や食費、燃料代などの高騰などにより現金収入が以前にも増して必要となった貧困世帯の生活を支えるためには、女性や娘が、都市部や海外に出稼ぎに行くのは当然であるという価値観や意識がある地域では、女性・子ども（女児・男児）をターゲットとした人身取引（人身売買や臓器売買、強制労働なども含む）が増大することがある²⁸。

このように、「開発」が進んだ結果、従来からあった伝統的・固定的な男女の役割分担がさらに強化されたり（「男は外、女は内」など）、かえってジェンダー不平等が拡大することがある。女性の労働負担や労働時間が増大すると、健康を害することにもつながる。また、実際には地域の社会経済活動や開発事業において、女性が多くの役割や労働を担っているにもかかわらず、女性の意見や参加を適切に求めなかったために、実際の地域活動における改善が進まなかったり、事業が持続しなかった例は枚挙にいとまがない。

2-1-3 人間の安全保障とジェンダー

「ジェンダーと開発」は、JICAが表明している「人間の安全保障の実現」とも密接にかかわっている。「人間の安全保障」がめざすのは、人々を貧困や紛争、災害などの脅威から守り、一人ひとりの人間が可能性を実現する機会と選択肢を手にし、自ら脅威に対処できるようになることである。JICAは、この「人間の安全保障」を具体的な事業を通じて実践

²⁸ ただし、国際労働移動の過程では、近年、男性であっても強制労働（工場や船舶など）の被害にあうことも多い。

するため4つの実践方針を踏まえた援助をめざしている²⁹。各方針とジェンダーの関係を以下のとおり整理する。

①「恐怖」と「欠乏」からの自由に包括的に取り組む

貧困による欠乏は、紛争や災害などの恐怖に対する対応能力を弱め、恐怖は欠乏を増幅する。また欠乏が恐怖の原因となることもある。この負のスパイラルに女性も深く引き込まれている。

貧困世帯が更に困窮すると、食料、医療、労働、教育などあらゆる側面において、特に女性や子どもが犠牲になることが多い。極端な例をあげると、子どもの遺棄、幼児婚、強制結婚、強制労働、臓器売買などが発生したり、女性や子どもが都市部や海外に出稼ぎに行かされ、その過程で人身取引されることもある。紛争や災害が起こると、貧困世帯、特に女性たちへのマイナスの影響は大きい。災害や紛争で配偶者を失った女性世帯主世帯の場合には、土地所有権なども消失していることが多く、生活はより一層過酷となる。このような状況を視野に入れた援助を行うことが必要である。

② 社会的に弱い人々への裨益を強く意識する

重大な危機に瀕している人々やそのような危機に瀕する可能性の高い人々のなかでも、より女性のほうが厳しい状況にあるケースが多い。

例えば自然災害の影響は、男女に異なる影響を及ぼす。概して、洪水や地震などの死傷者数に占める割合は、女性のほうが男性より高い。避難場所では治安が悪化し、女性や子どもに対するレイプ事件や人身取引も急増する。そして薪集め、水汲み、家事、育児などの女性の仕事は、災害後には、環境の悪化により更に増大する。重大な危機に遭遇している人々や、そのような危機に遭遇するリスクが高いグループの人々の年齢、民族、宗教的な属性などを男女別に把握し、社会的に弱い人々、さらに弱い立場に陥りやすい女性にも裨益する協力をめざすことは、社会的包摂（Social Inclusion：社会的弱者を裨益対象に据えたり、当事者とする）の視点に立ち、紛争軽減や平和構築に貢献し、「人間の安全保障」の確保に不可欠であるといえる。

③「保護」と「能力強化」の実現をめざす

WIDアプローチ以前においては、女性は単なる援助の対象・受益者と見なされていた。しかし、WIDアプローチの出現により、女性も開発の担い手であることが認識されるようになり、さらにGADアプローチにより、女性の能力強化（エンパワーメント）とジェンダー平等の両方を併せて推進していかなければならないことが強調されるようになった。

ジェンダー平等や女性のエンパワーメントのためには、特に援助を必要としている女性のみならず、その女性が属する地域社会に直接アプローチするとともに、ジェンダー不平

²⁹ 人間の安全保障 4つの実践方針と4つの重要アプローチ
JICAホームページ (<http://www.jica.go.jp/activities/security/approach01.html>) 参照

等な状況を改善するため、中央・地方の政策や制度を変革し、ジェンダー平等を推進する国家政策・制度に基づき、全関連省庁においてジェンダー主流化を推進する行政組織・体制を構築していくための援助も必要である。

例えば、貧困農村地帯の女性を直接支援するような事業だけでは、土地所有権を有さない女性世帯主が完全に自立することは困難である。土地所有を女性に認めさせる制度や法律の構築や改正にも協力することが必要である。

④グローバル・リスクや国境を越える課題に対処する

人々を取り巻く課題には、感染症や国際犯罪のような国境を越えて拡大する脅威、気候変動やエネルギー問題のような地球規模の問題など、1カ国だけでは対応できない脅威がある。そして、このような脅威の影響を強く受けるのは、脆弱な地域であり、社会的に弱い人々である。

これらの脅威により社会的に弱い人々の脆弱性が加速することのないよう、援助のなかに社会的に弱い人々を考慮する工夫や配慮が必要である。例えば、人身取引の被害者（8割が女性といわれている）支援に取り組む際は、被害者のケアや社会復帰のための訓練といった取り組みのみならず、予防活動を組み合わせる。また、被害者は国境を越えて行き来しているので、1カ国のみに対する支援ではなく、地域的なアプローチをとるといった協力が重要である。

2-2 「ジェンダーと開発」に対する効果的アプローチ

2-1 で述べたように、途上国においてジェンダー平等とエンパワーメントを推進することは、国家レベル（マクロ）及び世帯・個人レベル（ミクロ）においても、正のインパクトを与えることが明らかになってきている。

より効果的に GAD アプローチを推進し、支援の効果を高めるには、支援対象国の国家戦略、中期・5カ年計画、年次計画、各省庁の施策や行動計画といった国家政策レベルで GAD の考え方が明示されることが望ましい。そのためには、各種政策策定にかかわる行政組織や人材に対するジェンダー視点の啓発活動を通じた組織のキャパシティ・ディベロップメントが重要となる。具体的には、ナショナル・マシーナリー自身の行政能力強化や、ナショナル・マシーナリーが関連省庁に働きかける能力の開発・強化が大切になる。ナショナル・マシーナリーが明確でない場合は、各省庁のジェンダー担当部局の強化をめざすこともある。

政策策定や組織能力強化等のキャパシティ・ディベロップメントに係る支援はジェンダー主流化のための効果的なアプローチといえるが、それだけでは十分とはいえない。個別の事業実施に際しても、当該地域の女性をターゲットにした各種事業や活動計画を策定する、あるいは活動計画の策定にあたり、当該地域の男女が共同参画してこれまで汲み上げられなかった女性のニーズを反映する、また各種事業への参加者や想定する受益者が男女同数になるような措置をとるなどを行うことも必要である。

ナショナル・マシーナリーが事業実施官庁である場合には、事業実施に係る支援を直接行うこともできる。しかし、多くの国でナショナル・マシーナリーは政策策定官庁であり、事業を実施しない。このような場合には、事業実施官庁（ジェンダー担当部局）に対し、ナショナル・マシーナリーが働きかける能力（事業実施官庁が当該事業におけるジェンダー視点の必要性を正しく理解し、ジェンダー視点に立った事業計画を立案し、実施できる能力）を支援することになる。

ドナー自身がジェンダー視点をもって事業実施官庁に直接働きかけ、事業実施に際してジェンダー配慮を行っていくことも効果的である。

なお、ジェンダー視点に立った政策・事業の計画策定・実施を確実に行う前提として、正確なジェンダー統計・データ・指標等を入手し現状把握を行うことや、当該地域の社会・ジェンダー分析をすること、そのための人材を育成し、追加的な予算を確保すること、あるいは既存の予算を組み替える（優先順位を変える）などが不可欠である。ジェンダーは課題として認識されるようになった歴史が比較的浅いため、そもそも既存の各種統計やデータ、各種指標がジェンダー視点に基づいて集計されていないことが多い。対象となる地域社会の理解が不足したままジェンダー視点を取り入れ、かえってジェンダー格差を拡大したり、負のインパクトを招くおそれもある。各種計画・事業に必要な基礎データを少なくとも地域、ジェンダー、年齢別に、さらに可能ならば民族、宗教別に収集し、クロス集計・分析すること、そういった視点を有する人材を育成することも必要である。こういった情報収集・分析には今までの方法以上にコストがかかることが想定されるし、結果として設計される協力内容もより一層きめ細かく、効果の高いものになるので、このような予算を確保することも大切になる。

以上のような考え方にに基づき、「ジェンダーと開発」課題体系図を整理した。以下、開発戦略目標と中間目標について解説する。

開発戦略目標 1 「ジェンダー平等のための政策・制度づくり及び組織能力強化」

開発戦略目標 2 「女性のエンパワーメントの推進」

開発戦略目標 3 「開発援助事業におけるジェンダー主流化の推進」

2-2-1 開発戦略目標 1 「ジェンダー主流化のための政策・制度づくり及び組織能力強化」に対する効果的なアプローチ

ジェンダー不平等が相対的に顕著であり、それが当該国の発展や人々のエンパワーメントにとって大きな阻害要因となっている国においては、重点開発課題としてジェンダー平等に取り組むことが重要である（ナイジェリア等）。また、紛争終結後、政情不安等の状況のなかで国家システムの再構築を進める段階にある国においても、政策・制度や行政組織の思い切った変革が急速に進むこともあり、開発戦略目標 1 のための協力を実施するのに適していると考えられる（カンボジアやアフガニスタン等）。

このような国では、当該国のジェンダー政策立案能力の向上や、ジェンダーに配慮した

各種制度づくりを支援したり、ナショナル・マシーナリー等の行政組織がジェンダーに敏感になることをめざすキャパシティ・ディベロップメントに係る協力が効果的である。このような協力を通じ、ジェンダー主流化を進めるうえでの手法や教訓を抽出し、それらを他の開発戦略目標に対する協力に活用することも期待できる。

ジェンダーは、当該社会の人々の意識や文化伝統、慣習によって無意識のうちに規定されていることが多いため、各種政策、制度、組織もその影響を受けていることが多く、また影響を受けていることに当事者が気づかないことも多い。政策、制度、組織をジェンダーにより敏感で、ジェンダー平等に貢献し得るものに変革していくための取り組みが必要である。

中間目標 1 ジェンダー主流化を推進する政策・制度づくり

ジェンダー平等の推進は、文化・政治的な議論を引き起こしやすいテーマでもあるので、当該国が国際的に批准・合意した国際条約や誓約に基づいてドナーが側面支援を行う、ドナーが協調して支援の枠組みをつくりあげるなかで、各ドナーが GAD をテーマとして掲げる、といった支援が有効と考えられる。

既に、国連ミレニアム開発目標（MDGs）が策定され、その開発目標 3 に「ジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメント」が掲げられており、すべての国連加盟国はその目標達成に向けて国際的にコミットしている。この達成をめざして、途上国援助におけるドナー連携を進めていくことは、効果的である。さらに、多くの途上国は、国連女子差別撤廃条約にも批准している。政府は、女子差別撤廃委員会に 4 年ごとのカントリーレポートを提出し、ジェンダー平等推進の進捗状況報告を行うことになっている。このような国際的な誓約を果たすための途上国政府の努力を支援していくことも大切である。

国家レベルの政策や、政策を実施するための各種制度がジェンダーに敏感であると、国全体のジェンダー主流化推進に効果が見込める。女性のための行動計画が国家レベルで作成されている国（アフガニスタン）や、貧困削減戦略（PRSP）に分野横断的な課題としてジェンダー平等が盛り込まれている国（ウガンダ）、ジェンダー平等政策が作成されている国（カンボジア、ウガンダ）、国家 5 ヶ年計画のなかでジェンダー平等推進や女性への暴力の根絶が謳われている国（ネパール）もある。JICA もカンボジアの政策策定支援には協力し、国連女性開発基金（UNIFEM）はウガンダで協力している。こういったマクロレベルでの政策にジェンダー配慮を盛り込むよう、年次協議等の場を通じて相手国に働きかけること、また作成そのものを支援すること、さらには政策を実現するための各種制度づくりに係る支援を行うことが重要である。

ジェンダー平等推進のための制度として取り入れられることが多いのは、ジェンダー担当者を配置することである。アフガニスタンでは、ドイツ技術協力公社（GTZ）が支援して各省庁にジェンダー担当者が任命され、省庁間の「貧困女性削減作業部会」も設立された。JICA の「アフガニスタン女性の貧困削減プロジェクト」では、同部会との連携が期待され

ている。カンボジアでも、JICA と国連開発計画（UNDP）が連携し、各省庁にジェンダーユニットを設置した。メキシコでは、州レベルではあるが、女性庁がイニシアティブをとって、州の各部局のジェンダー担当者による定期会合が開かれるようになった。このような制度を整えていくことは、開発戦略目標 1、2 や開発戦略目標 3 の推進にも、有効である。

中間目標 2 ジェンダー平等を推進する組織のキャパシティ・ディベロップメント

多くの途上国では、予算不足、人材不足、そして指導層の認識不足のため、ナショナル・マシーナリーが十分な成果をあげるまでに至っておらず、非常に弱体な組織体制となっている。したがって、国家のジェンダー政策・施策の中枢を担うナショナル・マシーナリーの機能強化を進めつつ、ナショナル・マシーナリーを中心に、当該国のジェンダー主流化推進体制を整備し強化することが必要である。

多くの国ではナショナル・マシーナリーとして女性省や女性課題省が創設されたり、首相府などに女性部局が設置されている（わが国では内閣府男女共同参画局）。女性省は、女性支援のための具体的な事業を実施する機能をもつ事業実施官庁の場合もあるが、一般にはジェンダー主流化を推進するための政策策定機関の役割を果たすことが期待されている。女性省は、もともとの母体を女性団体とすることもあり、政治的な動向により省の方向性が左右されることもあるなど、一般に脆弱なことが多い。ナショナル・マシーナリーのキャパシティ・ディベロップメントは、国家レベルでジェンダー主流化を推進していくために必須である。

具体的に期待されるキャパシティとしては、ナショナル・マシーナリーが男女共同参画に係る各種政策を作成できる、他省庁が作成する各種施策にジェンダー平等の視点を盛り込むよう働きかけられる、他省庁にジェンダー担当部署を設置するよう働きかけられる、各種施策の策定や各種事業実施にあたり他省庁のジェンダー担当部署と連携できる、などがあげられる。

なお、ジェンダー主流化を推進する組織のキャパシティ・ディベロップメントは、中央レベルのみならず、地方においても大切であり、国によっては中央と地方の連携体制の強化も併せて進める必要がある。多くのドナーはすべての協力を全国レベルで展開することは難しいため、まずモデル地域において協力し、成功すればその展開は相手国の自助努力に委ねることとなる。これはジェンダー主流化に限ったことではないが、目に見える技術といったものが見当たらないため到達度を測るのが極めて難しい、ジェンダー主流化の手法という無形の財産について、それについての知識を全くもたない地方への展開を相手国の自助努力だけに委ねるには無理がある。各種ガイドライン、マニュアルを作るだけでなく、モデル地域から別の地域へ展開するためのメカニズム構築についても支援することが、ジェンダー主流化を定着させるためには大切である。

ナショナル・マシーナリーや各省庁のジェンダー担当者の能力強化の一環として、ジェンダー予算の知識やジェンダー予算の考え方に基づいて政府予算の分析ができることは、

極めて重要である。政策づくり、制度づくりを支援する「ジェンダー予算」(Gender Sensitive Budgets/Gender Responsive Budget) とは、ジェンダー格差是正のための予算枠ではなく、国あるいは地方自治体の総予算、あるいは特定省庁予算をジェンダー平等の観点から分析し、「現実の予算が果たしてジェンダー平等政策を推進するように配分されているか、あるいは配分が既存の男女間の不平等を縮小する効果をもつのか、逆に拡大する効果をもつのか、さらに、ジェンダー平等社会形成に向けて社会のニーズを満たす配分になっているか」、などを査定・評価する手法である³⁰ (詳細は第3章 3-2-2「経済政策とジェンダー」を参照)。

能力強化のツールとしてもう1つ、有効なのはジェンダー統計であろう。ジェンダー統計とは単なる男女別統計ではなく、収集から分析、提供、蓄積など統計のすべてのプロセスにおいてジェンダー視点を取り入れる統計を指す。性別ごとの集計は基本であるが、女性と男性についての統計にとどまらず、統計がジェンダー問題の現状やその要因、影響をも示すことを可能にする点に重きを置いている (詳細は第3章 3-2-2「経済政策とジェンダー」を参照)。

ジェンダー予算、ジェンダー統計はともに、現存する資料をそのまま読み解くだけでは見えないジェンダー格差をあぶりだし、より公平に国家資源が分配されるよう働きかけられる手法である。これにより、男性と女性に等しく国家資源が分配され、更なる貧困削減・経済成長につながることを期待される。

2-2-2 開発戦略目標2「女性のエンパワーメントの推進」に対する効果的なアプローチ

国際協力におけるエンパワーメントとは、「社会的弱者が(自分自身で)力をつけること、そしてそのような過程を他者が側面から援助すること」(国際協力用語集第3版)と定義されている。ただし、途上国の女性自身がエンパワーするだけではなく、当該社会の男性や意思決定者及び社会において影響力を有する人々(行政官、教育者、政治家、宗教リーダーなど)の意識変革、女性を取り巻く社会構造や制度の変革や、援助する側の意識変革や援助組織の体制の変革も併せて行わなければ、エンパワーメントは達成できない。

女性のエンパワーメントによる効果は、2-1で述べたとおりである。従来、女性をターゲットにする協力案件は、保健・教育などの分野に偏りがちであったが、ここで設定する中間目標では、将来の貧困削減やより大きな経済効果をめざし、女性の基礎的能力、経済的エンパワーメント、政治的エンパワーメントの3側面に焦点を当てることとする。基礎的能力の向上、経済的エンパワーメントの推進に関しては、JICAはこれまでも多くの協力を実施してきており、今後も継続して実施し得る。

ただし、女性グループをターゲットにするこのような協力において、女性だけにアプローチするのではなく、意思決定者や指導者層に適切にアプローチし、男女の相互関係性の改善も視野に入れた活動を実施することが肝要である。

また、女性を均一なカテゴリーとしてとらえるのではなく、女性の間の階級や貧富の差

³⁰ 村松安子(2005)『「ジェンダーと開発」論の形成と展開—経済学のジェンダー化への試み』未来社、p. 133

にも着目して十分な分析を行うことも重要である。加えて、最近では、女性のみを弱者とするのではなく、社会的に弱い立場に置かれた男性（低カースト、障害者など）も含む包括的な弱者のエンパワーメントの必要性もいわれている。

中間目標 1 基礎的能力の向上

基礎的能力の向上としては、女性の基礎的な教育や健康にかかわる能力向上をめざす。特に取り組むべき課題としては、女性の初中等教育の就学率、修了率や成人識字率の向上及びそれらの教育におけるジェンダー格差の是正、自立して生活していけるようなライフスキルの習得、ジェンダー平等を醸成する教育内容の促進、リプロダクティブ・ヘルス・ライツの改善、女性の性感染症対策などがある。さらに、家庭内暴力（DV）や人身取引などの被害にあわないようにする能力向上、あるいは被害にあった後の自己回復や社会復帰のための能力向上への取り組み等も推進する。

中間目標 2 経済的エンパワーメントの推進

経済的エンパワーメントの推進に関しては、女性の生産活動の機会の拡大や、女性の所得向上をめざす協力が考えられ、女性の職業・技術訓練、起業家支援、コミュニティ内のネットワークを活用したビジネス、マイクロ・ファイナンス、情報通信技術（ICT）などのグローバルな先端産業分野への女性の参入支援、女性の管理職育成支援などが想定される。その前提として、家事・育児などの労働で女性の負担が大きい現実がある場合にはそれら重労働を軽減するような生活改善や、同一価値労働同一賃金の設定、企業などにおける労働環境改善をめざす協力も、視野に入れることができる。

中間目標 3 政治的エンパワーメントの推進

政治的エンパワーメントとしては、国政への女性の参加促進や行政機関幹部への女性登用の推進などが考えられる。女性の国政への参加や登用に関してクォータ制³¹を導入している国もある（2006年8月現在で98カ国）。JICAでは、これまでに選挙管理支援や女性が投票に参加するための支援などを行ってきた。

女性の政治的エンパワーメント支援は、二国間協力の枠組みのなかでは容易ではない課題であるとはいえ、国際機関との連携の下で側面支援を行うことが考えられる。なお、女

³¹クォータ制とは、政策決定機関での男女格差を是正するため議員や委員の人数枠を制度として割り当て、男女比に偏りがないようにするものである。これは女性の政治参加促進に大変有効であることが証明されており、その種類と適用のあり方も国によって異なる。①憲法で定められたもの、②選挙法に定められたもの、③政党が立候補者に関して定めるものなどで、その効果も国ごとに異なる。出典：UNICEF（2007）『世界子供白書』p. 78

性の自助組織化を支援し、その交渉能力や女性のリーダーシップを高めるための支援、及びメディア関係者の意識向上を支援することなどは検討できる協力内容である。

2-2-3 開発戦略目標 3「開発援助事業におけるジェンダー主流化の推進」に対する効果的なアプローチ

すべての開発課題はジェンダーと関連性がある。概してジェンダーに中立に見えるようなマクロ経済政策、開発課題、個別事業も、ジェンダーにより異なるインパクトを生じている。ジェンダーの視点に立って開発課題にアプローチすることにより、より大きな成果や自立発展性が生じることも理解されつつある。

国際協力において各種事業を実施するにあたっては、事業実施に先立ち、途上国の男女双方の置かれている状況の違いや、男女で異なる開発ニーズを把握することが、あらゆる開発分野において必要となる。特に地域社会の人々に直接働きかける案件、地域社会への直接間接の影響が想定される案件の協力枠組みを組み立てる際には、対象とする開発課題や地域社会に関しジェンダーの視点から適切に現状を調査して把握し、分析したうえで協力方法を決定するとともに、必要に応じジェンダー平等や女性のエンパワーメントに貢献する取り組みを協力活動の一環として実施することが必要である。

多くの途上国では、開発事業の適切な事業サイクルマネジメントが円滑に実施されていないことが課題としてあげられる。多くの開発援助事業では、事業そのものの推進に加えて、このような、事業実施官庁の組織能力強化も実質支援していることが多いため、組織能力強化にあたり、ジェンダー視点を盛り込むことが望まれる。すなわち、事業実施官庁が（必要に応じナショナル・マシーナリーと連携しながら）事業サイクルの初期段階からジェンダー視点を統合し、かつ実現可能な計画策定ができるよう、支援することが、よりきめ細かな支援には必要である。

なお、JICA が重視している主要 23 課題のうち、ジェンダーとかかわりの深い 17 の開発課題ごとのジェンダー課題とその取り組みの現状、JICA が協力を実施する際のジェンダーの観点からの留意点については、第 3 章以降において、わが国の比較優位性や援助リソースを勘案しつつ、JICA における過去の類似案件の実績・知見・教訓を踏まえて記載することとする。

「ジェンダーと開発」 開発課題体系全体図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	JICA 事業として可能な活動の例
開発戦略目標 (1): ジェンダー平等 のための政策・制 度づくり及び組 織能力強化	1-1: ジェンダー主流化を 推進する政策・制度づ くり	ジェンダー平等政策の推進	・ジェンダー政策の立案・実施・モニタリング・評価の実践支援 ・政策決定メカニズムの構築と強化支援
		ジェンダー主流化推進体制の整備	・各省庁の業務フローのジェンダー分析 ・各省庁にジェンダー担当者の任命支援 ・ジェンダー担当者とナショナル・マシーナリーとの連携体制構築支援 ・ジェンダー視点を組み込んだパイロット事業の計画、審査、実施、モニタリング・評価の実践支援
開発戦略目標 (2): 女性のエンパワ ーメントの推進	1-2: ジェンダー平等を推 進する組織のキャパ シティ・ディベロップ メント	ナショナル・マシーナリーの組織・人材の能力強化	・ナショナル・マシーナリーの組織分析、権限と業務範囲のレビュー並びに改善 ・ジェンダー予算、ジェンダー統計、ジェンダー調査手法等の習得支援、実践 ・ジェンダー主流化推進体制を推進するイニシアティブ支援 ・ドナー、NGO とのネットワーク構築支援 ・ジェンダー視点を組み込んだパイロット事業の事業実施官庁と連携した計画、審査、実施、モニタリング・評価
		女子教育の改善	・女性教員の育成支援 ・教材、教授法の改善（ジェンダーバイアスをなくす等） ・学校マネジメントの向上 ・父母会の活性化、コミュニティの啓発活動
		識字教育の充実	・ノンフォーマル教育の改善 ・女性センターを活用した支援
		女性の健康の改善	・リプロダクティブ・ヘルス・ライツに係る支援 ・DV 対策、人身取引対策など

			・感染症対策、HIV/AIDS 対策支援
		ライフスキルの習得	・生活に必要な基礎知識の習得支援 ・交渉能力、被害にあわないようにする能力、リスクの察知・忌避能力強化支援 ・法律の知識習得支援 ・総合的女性相談・支援センターへの支援
	2-2 : 経済的エンパワメントの推進	女性のための職業・技術訓練の充実	・女性職業・技術訓練センターの支援 ・女性向けコースの充実支援 ・女性参加者の確保・割り当て（男性が大半を占めるコース） ・育児施設等の充実
		女性起業家支援	・女性センターを活用した支援 ・マイクロ・ファイナンス ・起業のためのコンサルテーション機能の改善 ・情報提供ツールの充実
	2-3 : 政治的エンパワメントの推進	女性組織、市民組織等の強化	・ローカル NGO とのネットワークの強化と活動支援 ・女性の自助組織強化、リーダーシップ研修実施支援 ・メディア関係者の啓発活動支援
開発戦略目標 (3) : 開発援助事業におけるジェンダー主流化の推進	実際に実施される事業における、ジェンダー主流化の推進		・関連援助事業を実施する際に必要な、ジェンダー視点の確認（経済開発、鉱工業、農林水産業、インフラ、地球環境、公共政策、平和構築、ICT など） ・要望調査段階における、ジェンダー配慮内容の確認 ・コミュニティ開発等、住民に関係する協力事業において、事前調査段階でのジェンダー調査の実施 ・プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）におけるジェンダー目標や表記の明確化（指標の設定も含む） ・開発援助事業の具体的な内容を検討する段階でのジェンダー配慮の実践（C/P、行政官、住民対象のジェンダー研修の実施、C/P や研修参加者のジェンダーバランスへの留意、

		男性へのアプローチ、女性を集めたフォーカスグループディスカッションの実施、女性支援活動等会議や運営委員会等への女性の参加の確保、トイレや更衣室や託児所等の設置、など) ・ ジェンダー視点を盛り込んだプロジェクト評価の実施 ・ ジェンダー視点を統合した公共事業の計画実施サイクルの構築
開発戦略目標には関係しないものの、重要な活動		・ 課題別研修参加者のジェンダーバランス配慮 ・ JICA の組織内ジェンダー主流化推進

第3章 JICAの協力の方向性

3-1 JICAが重点とすべき取り組みと留意点

JICAは、独立行政法人国際協力機構中期目標（2007年4月1日から2012年3月31日まで）にて「男女共同参画の視点は重要であり、機構は、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」と定め、さらに目標を達成するための中期計画にて、「男女共同参画の視点は重要であり、事業実施に当たり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する」³²としている。

JICAではこれら目標・計画に沿った事業運営を行っており、「開発戦略目標1：ジェンダー平等のための政策・制度づくり及び組織能力強化」をねらいとする協力を実施してきている。第2章2-2でも触れたが、ナショナル・マシーナリーの組織能力向上を支援する協力や、ジェンダー政策・制度づくりを支援する協力を、2～3件ではあるが、継続的に実施している。ナショナル・マシーナリーが設置された歴史的・社会的背景やその役割・機能は国により多様であり、他の行政機関と比較すると相対的に弱体であることが多い。ナショナル・マシーナリーは、当該国におけるジェンダー政策の中核を担う重要な機関であることから、他省庁との連携を含めた能力向上組織強化に努める必要がある。

「開発戦略目標2：女性のエンパワーメントの促進」に関し、特に「2-1：基礎的能力の向上」、「2-2：経済的エンパワーメントの推進」に相当する協力は、これまでも技術協力や資金協力を通じて広く行われている。すなわち、女性とのかかわりが理解しやすい、保健・医療（母子保健やHIV/AIDSなど）、基礎教育（女子教育など）、職業訓練（女性の技術・職業訓練など）、農林水産業開発（農業普及、森林保全など）の各分野の案件において、ジェンダーへの取り組みが積極的に行われてきた。このような取り組みを通じて、ジェンダーは課題横断的なアプローチであることが認識されるようになってきた。

このような分野でのジェンダーへの取り組みが、ジェンダー平等、女性のエンパワーメントに貢献すると同時に、協力事業そのものの効果も高めることや、プロジェクト目標の達成に不可欠であったことは、多くの事例が証明している。JICAとしては、今後も、これらの分野における具体的な協力事業のなかで、ジェンダーへの取り組みを継続していく。

また、「開発戦略目標2-1：基礎的能力の向上」に関しては、人身取引対策など、搾取の目的で暴力その他の形態の強制力により、社会的により一層弱い立場に追いやられる人々の支援をねらいとする新しい取り組みも進みつつある。こういった協力は、関係機関が多省庁にわたるとともに、国境を越えた協力の視点が必要となるため、案件形成から実施段階においても様々な困難が伴うが、人間の安全保障とも深くかかわる問題であることから、

³² JICAホームページ（http://www.jica.go.jp/about/jica/pdf/chuki_mokuhyo02.pdf）参照

徐々に支援を拡大していく。

「開発戦略目標3：開発援助事業でのジェンダー主流化」については、農村開発、農村給水、森林保全等の開発課題では、協力事業においてジェンダーへの取り組みが少しずつ進められてきているが、他の開発課題においても、ジェンダーへの取り組みを進めていくことが援助全体の効果を高めることにつながる。

2-2-3で述べたとおり、特に地域社会の人々に直接働きかける案件、地域社会への直接間接の影響が想定される案件においては、案件形成段階で社会調査を実施することが考えられるが、その際にジェンダーの視点を取り入れることが大切である。例えば、農林水産業、一村一品などの小規模起業、地域の観光振興など、男性と女性が異なる役割を果たしていることが想定される協力においては、それぞれが実際に担っている役割を事前に把握し、そのうえで、協力事業が男女それぞれに及ぼす正負のインパクトを予測する。そうすれば、開発による負の影響を軽減する措置をあらかじめ講じることが可能となるとともに、適切なターゲットグループに対する効果的な支援計画の策定も可能となる。ジェンダー視点を取り入れた社会調査は、案件形成段階、実施段階だけでなく、協力事業の及ぼしたインパクトを確認する段階においても実施し、男女別にインパクトを分析することも、開発の負のインパクトを教訓として次の協力にフィードバックするうえでは不可欠である。

このような、ジェンダー視点を取り入れた社会調査は、非自発的な住民移転を伴うダム・電力設備・廃棄物処分場、幹線道路・橋、空港、港湾等の建設といった開発援助事業においても必要である。一般に、女性の方が男性より、家の周辺環境に生活を依存している可能性が高い。住民移転に伴う影響調査を男性からのヒアリングのみに頼っていると、移転後は女性の水汲みの時間が増える、燃料にしていた薪が拾えなくなるなど、まさに開発の負のインパクトが女性に及び、ジェンダー格差を助長するおそれもある。非自発的な住民移転が必要な場合には、男性だけでなく女性からも直接ヒアリングし、生活の変化に伴う負のインパクトを男女等しく予測し、可能な限り軽減措置を講じる必要がある。なお、住民移転に伴う影響を調査する際には、移転する住民（男女）のみならず、対象地域を利用する住民（住んではないものの生活圏としてその地域を利用する人々）に及ぼす影響も調査できるとなお望ましい。

また、まだ事例研究が十分でない、マクロ経済へのジェンダー主流化がもたらす正のインパクトについても各案件での検証を積み重ねることによって、その効果をより明らかにし、ジェンダー主流化推進の原動力としていくことが重要である。

なお、JICAは2008年10月1日より、それまで国際協力銀行（JBIC）が担っていた海外経済協力業務（円借款）及び外務省が所管していた無償資金協力業務の一部を担っており、開発援助事業にジェンダー視点を盛り込む方法も多様になる。例えば、植林やインフラ施設建設において女性の労働力を考慮して女性が各種事業に参加することを奨励したり、雇用を増やすということも考えられる。これは円借款事業では既に多くの事例があり、かかるコンポーネントを今後も継続していくことは有効と考えられる。

次に、開発戦略目標横断的な留意点と、開発戦略目標に直接関連しないが重要な留意点について述べる。

すべての開発戦略目標において、ジェンダー状況に関する正確な状況をあらゆる段階で把握することは必須である。ジェンダーに関しては、既存の調査内容、統計、データ、指標などは、いまだ十分ではないが、JICAでは、途上国の実情に応じた国別ジェンダー情報整備などの調査・情報収集の実績もあるため、それらの手法を応用し、各種協力事業の効果的な実施のためにジェンダー視点に立った各種の統計、指標等を収集し、ジェンダー状況把握のための調査を実施するとともに、それら手法の指導も継続していくことは可能である。

開発戦略目標と直接関係はしないものの、案件の運営全体にとって重要な取り組みとして、例えば、協力案件の実施に必要な運営委員会等への女性の登用の促進、対象者の周辺（例えば女性をターゲットにした支援であれば夫、家族など）に対する啓発活動、JICAで実施する課題別・集団研修の参加者、国内支援委員会や各種調査団のジェンダーバランスなどへの留意などがあげられる。さらにJICA職員向けのジェンダー研修、専門家、協力隊員、シニアボランティア、研修員等への研修や各種啓発活動を今後も継続していく必要がある。

3-2 主要課題とジェンダー

以下、JICAの主要課題ごとに、ジェンダーの視点から見た現状と協力事業実施上の留意点を述べる。ただし、主要課題すべてではなく、現時点である程度、考え方や方針が明確になっているものについてのみ記載した。それぞれの課題別指針と併せて参考にしていきたい。

3-2-1 貧困削減とジェンダー

1. 貧困削減とジェンダーの現状と課題

貧困状況は、ジェンダーにより異なり、さらに、貧困状態が長く続いたり悪化したりすると、その影響は、一般に女性や女兒に、より深刻に現れることが多い。また貧困状態にあることが、ジェンダー不平等を固定化し、ジェンダー格差を一層拡大することにもつながる。

例えば、以下に述べるのは一般論としてではあるが、貧困状態にある世帯が最初に犠牲にするのは、女性や女兒のニーズであることが多い。食料や食費が十分でない場合は、まず妻や娘の食事が減らされ、後回しにされることがある。男性に比べて女性には病院に行く費用を払いたがらないので、病気が長引いたり、妊娠・出産で産前産後のケアを十分に受けられず、妊産婦死亡率が高くなる。教育に関しても、女兒より男児の就学が優先される。妻や娘が都市や海外に出稼ぎに行き、その過程で強制労働や人身取引の被害に遭遇することもある。女性は、家計支出を減らすために、自給食料や燃料の確保に更に時間をかけることになり、家事や育児もこなしたうえに、家計を助けるために生産活動にも従事し、まさに身を粉にして働き続けなければならない。さらに、男性と同じ労働をしても、女性の賃金の方が低い。

世界の女性世帯主世帯の割合は、全世帯の約2割³³で、紛争経験国ではその割合は更に高くなる。しかも、女性世帯主世帯の貧困率は、上昇傾向にある。また夫が都市や海外へ出稼ぎに行き、夫が不在となっている世帯は特に農村部に多く、出稼ぎの長期化や仕送りの停滞などにより、残された家族が貧困状態に陥るケースも多い。

以上のような要因から貧困人口に占める割合は、男性より女性の方が高いといわれている。貧困人口の7割は女性であり、「貧困は女性の顔をしている」、「貧困の女性化」ということが国連機関の多くの報告書等³⁴に記載されている。

2. JICAの協力事業実施上の留意点

JICAの貧困削減に係る課題別指針（2009.6時点で改訂中）では、以下のような5つの貧困削減のための開発戦略目標を掲げている。これらの目標ごとに必要なジェンダー視点を考察する。

- 成長と貧困削減を促す環境整備
- 経済的能力（生活手段の確保及び収入の向上）
- 人間的能力（基礎的生活能力の向上）
- 保護能力（脆弱性の克服）
- 政治的能力・社会文化的能力（政治・社会参加の実現）

開発戦略目標1：成長と貧困削減を促す環境整備

多くの途上国では、ジェンダー政策・施策の推進の中核機能を果たすナショナル・マシーナリー（女性省、国家女性評議会等）における政策形成能力や行政能力、情報発信は十分であるとはいえない。また、ナショナル・マシーナリーのみならず、統計局をはじめとする関連省庁におけるジェンダー統計も整備されていない。さらに、女性民間組織や市民団体等も育っていないためにジェンダー政策・施策の実施を監視する仕組みも機能していない。そのような状況において作成される貧困削減政策（PRSP等）には、ジェンダー視点が適切に組み込まれているとは限らない。広く市民社会の参加を得た途上国総体としてのオーナーシップではなく、途上国政府、一部の中央行政機関の幹部により形成された政策・施策では、ジェンダー視点を欠くことになる可能性が高い。

したがって、PRSPやそれを推進する公共財政管理、そして中期支出枠組み（MTEF）などに対し、ジェンダー分析を実施し、あわせて当該国の女性のニーズや実態が反映されるような政策策定と実施の仕組みの構築・強化を支援していくことが必要である。年度予算に対してもジェンダーに視点を立った予算となっているか、「女性・女子に関する政府の実際の支出及び収入を、男性・男子に比較して分析する」（いわゆる“ジェンダー予算”）³⁵ことも

³³ UNICEF（2007）『世界子供白書』p. 28。1998年の推定によると、世界全体でおよそ20%の家庭の世帯主が女性。ラテンアメリカでは全世帯の24%、サハラ以南のアフリカでは22%である。

³⁴ 『人間開発報告書1995』他

³⁵ ジェンダー格差是正のための予算枠ではなく、国あるいは地方自治体の総予算、あるいは特定省庁予算をジェンダー平等の観点から分析し、「現在の予算が果たしてジェンダー平等政策を推進するように配分されているか、あるいは配分が既存の男女間の不平等を縮小する効果をもつのか、逆に拡大する効果をもつのか、さらに、ジェンダー平等社会形成に向けて社会のニーズを満たす配分になっているか」、などを査定・

必要である。またこうしたジェンダー分析を行うためにも、また政策策定者がジェンダー視点の重要性を認識するためにもジェンダー別統計の整備は欠かせない。ジェンダー予算やジェンダー統計に対する支援も今後は視野に入れることが必要である。

同様に、政治・社会参加を保障する法令の整備や参政権の確立、また、経済・社会インフラへのアクセス改善などもまた、貧困層の成長に欠かすことのできない環境といえる。

開発戦略目標 2：経済的能力（生活手段の確保及び収入の向上）

貧困世帯の収入が向上しても、世帯構成員全員の状況が改善するわけではない。なぜならば、世帯構成員のニーズは常に合致しているわけではなく、それぞれ異なるニーズを有することが多く、さらに世帯内の資源配分にもジェンダー格差があるからである。したがって、貧困世帯の収入向上をめざすような案件においては、まず世帯内の家計管理に関してだれが決定権を握り、世帯構成員に収入や資源が適切に配分されているのかなどを検討することが必要である。

例えば、夫と妻が必要とする消費財は同一ではないことが多いが、夫が決定権を握っていることが多い。生活が困窮しているにもかかわらず、食料ではなく、自分の嗜好品やラジオ、バイクなどを優先する夫もいる。毎日の食料や燃料の確保、家族の健康管理、子どもの教育費などは、妻の役割であることが多いため、夫はこのような事柄に支出しながらないことが多い。結果として、妻は少ない家計で自分の食料を切り詰め、自分の健康を二の次にしたり、妻や娘が燃料や食料の確保に更に多くの労働時間を割くことになる。逆に、第2章 2-1-1 で示したとおり、もし妻が家計管理を担当すると、子どもの教育や家族の健康への支出が増え、家族全体の福祉が向上するという調査結果も数多く報告されている。貧困世帯に対する収入向上事業を支援する際は、家計管理に関する実態調査を実施し、家族全体の生活向上を図るために、妻と夫の両方を対象にした家計管理研修等を実施することも効果的である。

マイクロクレジットは、貧困層にとって収入向上につながる重要なツールである。特に、土地や財産など担保になるものを所有しない貧困女性が融資を受けることは難しい。しかし、バングラデシュのグラミンバンク等が証明してきたように、女性を対象としたマイクロクレジットの実施は子どもの栄養や教育に正（プラス）の影響が生まれることが分かっている。ただし、女性を対象にしたマイクロクレジットを実施する際は、女性のためのノン・フォーマル教育も併せて実施したり、社会参加ができるような能力強化を促進する措置、女性が利用できる施設やサービスの強化（女性のための店舗や市場の確保、交通手段など）も必要である。また、夫である男性が妻名義で資金を借り、勝手に使ってしまうケースや事業からの利益を独占してしまうことも多いため、きめ細かい対応が必要である。

また貧困層は、限られた市場情報と交渉能力で仲買人と取引することが多いために、仲買人の言い値で取引に応じざるを得ない状況にある。市場情報へのアクセスや仲買人との交渉という点でもジェンダー視点が必要である。あまり認識されていないが、カンボジア

で実施した「ジェンダー政策立案・制度強化プロジェクト」(3-2-8「ガバナンスとジェンダー」Box 参照)の事例にもあるとおり、仲買人との交渉は女性が行うケースが多い。またローカル市場での売り手はほとんど女性であるにもかかわらず、女性の市場情報等へのアクセスも大きな制約を受けている。結果として貧困女性や世帯が苦勞して生産したものが不当に安く買い叩かれることとなる。マーケット情報の普及活動などへの支援を考える際には、このようなジェンダーによる相違にも留意しなければならない。

また地域住民の自助組織化やリーダーシップ育成強化、貧困層のコミュニティ活動への参加支援も重要な貧困削減のための方策である。しかし、住民組織や農民組織に、当該社会の女性の声が反映される仕組みになっていないことが多い。そのような仕組みを住民自身が改善するようになると同時に、女性がそのような意思決定の場に参加し、自信をもって発言できるようになることも必要である。そのためには、女性に対する識字教育などのノンフォーマル教育への支援を併せて実施することも、女性の能力向上を通じた貧困削減のための有効な手段である。

途上国では、農村部のみならず都市部の貧困問題も深刻である。都市で生活する方が、農村に比べて現金が必要であり、都市における貧困削減のためには、就労と起業促進が重要となる。しかし、都市に住む貧困層が職を得るのは、インフォーマル・セクターであることが多い。さらに、インフォーマル・セクターで働く大多数は、女性である³⁶。

女性が職業を選ぶときは、自分が仕事をしながら、家族の世話ができるかどうかなども考慮する。多くの女性たちは、家族の主な世話人として伝統的な役割を果たすために、拘束時間が少ないといった労働条件のインフォーマル・セクターに入ることを選ぶ傾向があり、これは数十年前の日本の女性と似ているといわれる。

インフォーマル・セクターでの仕事の多くは、不安定なうえ、労働環境が劣悪で賃金も低い。女性が従事する家事労働や飲食業等は特にその傾向が強く、インフォーマル・セクターのなかでもより好条件の職種の選択肢の拡大やフォーマル・セクターへの就労促進に加え、インフォーマル・セクターに従事する女性の労働環境の改善も課題として考える必要がある。職業訓練支援を行うにあたっては、伝統的に女性の職業とされている分野の職業訓練の充実のみならず、それ以外の分野の職業訓練にも女性参加者を確実に確保する工夫を行うとともに、国によっては識字教育などへの支援も考慮すべきである。また貧困女性対象のマーケティングを含む起業家育成支援や組織化(女性組合など)も協力対象として積極的に取り組む必要がある。

³⁶ アジア 13 カ国の女性労働者グループがネットワークをつくり、経験交流や連帯活動を行っているアジア女性労働者委員会(Committee for Asian Women: CAW)。その CAW のネットワークに、女性ユニオン東京、おんな労働組合(関西)、旧アジア女子労働者交流センター(AWWC)が参加し、CAW ネット・ジャパンとして情報を発信しており、CAW のホームページに「1. 家族(世帯)の経済構造と女性がインフォーマル・セクターを選択することとの関係」の記載あり。

開発戦略目標 3：人間的能力（基礎的生活能力の向上）

貧困層の生活能力を向上させ、生活を支える環境を整備することをめざすこの戦略目標では、「健康状態の改善」、「教育水準の向上」そして「生活の改善」の3つの中間目標を設定している。

この戦略目標は、貧困層の生活の質を高めることをめざしている。水汲みや薪集め、そして家事や育児、介護に大きな時間を取られている女性の多くにとって、自分のために活用できる時間は非常に少なく、それが、能力開発の足かせになるとともに、社会経済活動への参加を制限することとなっている。「生活の改善」では、女性の生活の質への配慮が特に欠かせない。「生活の改善」は、女性のエンパワーメントに直結する。貧困削減をめざす村落開発やコミュニティ支援案件では、家庭の中での「生活改善」のための活動をできるだけプロジェクト活動に組み入れることが望ましい（健康と教育に関しては、それぞれ3-2-4、3-2-5で詳述する）。

開発戦略目標 4：保護能力（脆弱性の克服）

貧困層は、紛争、感染症、自然災害、経済危機などの環境変化に対する対応能力が弱く、受けるダメージが大きくなりやすい。貧困層が災害や紛争などの不慮の事態に対して持ちこたえられる力をつけることが重要である。

ジェンダーにより異なる影響を念頭に置き、脆弱性を克服する取り組みを考える必要がある。例えば料理など家事全般、子どもの健康管理等は女性の仕事とされているため、災害が起こったあとなどは水汲み、薪集め、食料の調達、けが人や病人の介護等のための女性の負担は劇的に増加する。また災害による死者数に占める女性の割合の方が男性より高いケースも多い。災害のあとでは、女兒を主なターゲットとする人身取引が増える事例もよく聞かれる³⁷。母子家庭や寡婦は貧困層のなかでも最も社会的・経済的に脆弱な人々であり、特別の配慮が必要である（災害とジェンダーの関係については、3-2-12で詳述する）。

開発戦略目標 5：政治的能力・社会文化的能力（政治・社会参加の実現）

先進国の国会議員の法案提案パターンや立法上の成果に関する事例研究によると、女性議員が女性・子ども・家族に関連する問題に対し強いコミットメントを示していることが確認されている。またインドでは、女性の地方政治への参加の拡大に伴い、コミュニティ資源の配分がより平等となり、女性と子ども（特に女子）がより利益を受けるようになったとの事例研究もある³⁸。女性の政治参加の拡大により、貧困女性の状況の改善に貢献することは十分期待できるのである。

コミュニティ開発を支援する協力等の一環として、貧困女性の組織化を支援し、貧困女性の声を代弁できる女性リーダーを住民組織の運営主要メンバーに加える働きかけなどを行うことは可能である。また貧困女性の経済社会的状況の改善やジェンダー平等の推進に取り組む組織やネットワークを地域レベルで強化する取り組みを支援することも可能であ

³⁷ 3-2-12「防災とジェンダー」参照

³⁸ UNICEF（2007）『世界子供白書』4章「政治と政府における平等」を参照

ろう。

他方、各省庁の政策策定プロセスや施策実施プロセスに女性の声を反映するような仕組みや制度構築を支援することも必要である。特に、厳しい状況に直面している貧困女性や、政治参加や社会制度へのアクセスが限定されているマイノリティーの人々の声を反映するメカニズムの構築が重要となる。ナショナル・マシーナリーを主なカウンターパート機関にして実施する JICA のジェンダー平等政策制度支援案件では、関連省庁の政策立案や事業計画・実施のプロセスにジェンダー視点を効果的に組み込む方法を提案しようとしている案件もあり、こういった取り組みのなかで貧困女性の声を的確に反映する工夫を提案していくことが必要である。

3-2-2 経済政策とジェンダー

1. 経済政策とジェンダーの現状と課題

健康・教育といった基礎的な分野における女性の潜在能力の開発・強化の重要性は、これまでも、ミレニアム開発目標（MDGs）等で強調されており、広く認識されつつある一方で、経済活動における女性の能力強化、機会平等といった経済政策におけるジェンダー視点の導入は、比較的新しい議論である。

ミクロ経済政策が家計や企業といった個別経済主体の最適化行動を前提に、市場の需給調整メカニズムを考慮しつつ政策を制定するものであるのに対し、マクロ経済政策はインフレーションやデフレーション、国民総生産（GNP）といった、国民経済全体（各個別経済主体の集合体）の経済活動の動きに関する政策目標を取り上げるものであり、一般的にこれまでは「ジェンダーに中立である」と考えられていた。

しかしながら、企業・家計といった各戸別経済主体の経済活動におけるジェンダー影響については、これまでも多くのミクロ実証研究がなされており³⁹、そこではマクロ経済政策についても、社会を構成するミクロレベルに及ぶ過程を通じて、ジェンダーバイアスが働くことが指摘されている。最近では、マクロ経済政策においても、経済主体のミクロ的基礎づけを重視した政策提言が求められていることもあり、個別経済主体の最適化行動をジェンダー間相互依存性及び格差の観点から分析する必要がある。

《経済活動とジェンダー》

ジェンダーは、家計や企業といった各個別経済主体を構成する要素の1つとして、消費・貯蓄・投資・リスク選好性といった個別経済主体の経済活動に影響を及ぼす。これは、世帯内資源配分モデル（Intra-household resource allocation model）⁴⁰によって研究が進

³⁹ Schultz, T. Paul (1999) "Women's Role in the Agricultural Household: Bargaining and Human Capital." Economic Growth Center Discussion Paper No. 803, January 1999 (forthcoming in "Handbook of Agricultural Economics").

Udry, Christopher (1996) "Gender, Agricultural Production and the Theory of the Household," *Journal of Political Economy*, 104(5): 1010-1046. 等がある。

⁴⁰ 従来は、家計が一個人であるかのように意思決定するものとして分析（Unitary household model）されることが多かったが、近年では、家計を利害関係が必ずしも一致しない複数の個人が交渉して資源配分を決める場とみなすモデル（collective household model）によって家計内のジェンダー間や世代間の資源

められている分野であり、例えば、家庭のなかでのジェンダー間の交渉能力の差異が農業労働や農地の配分に影響を及ぼすことや、家計支出における意思決定を男女どちらも、どのくらいコントロールしているかに消費パターンが依存されることが明らかにされている⁴¹。

また、育児、食事の支度、水・燃料の調達、病人・老人の介護といったいわゆる「ケア」サービスは、多くの場合「家庭やコミュニティにおいて女性が果たすべき役割」による無償労働とみなされる。このような、経済システムに組み込まれていない女性による無償の労務負担は、有料の公共サービスを受けることができない貧困世帯においては実質的なセーフティネットとして機能していることが多く、結果として女性が有償労働に従事することによる経済的エンパワーメントの機会が著しく制限されることになる。

これらの実証的事実は、各個別経済主体の経済活動は、その内部の集会的な意思決定プロセスにおけるジェンダー間のパワーバランスの影響を強く受けるものであることを明らかにしており、経済政策は個別経済主体の経済活動において生じる可能性のあるジェンダーバイアスについて、それを助長することのない配慮を盛り込むことが重要である。

《経済機会とジェンダー》

多くの国々において、女性には能力があるにもかかわらず、経済活動への参加機会が男性と平等に得られていない場合がある。特に開発途上国では伝統的な社会規範や固定概念の影響が強く、女性の有償労働参加の機会が、政治経済構造的に制限されている場合が多い。世界銀行のジェンダーアクションプラン（2007-2010）では、女性の経済的エンパワーメントに重点を置き、鍵となる4つの市場、すなわち土地、労働、生産、金融市場に注目する。これらの市場は女性の生産性の向上や所得の増加が持続するような潜在的要素をもつと考えられる。また、女性が市場において競争的であり得るためには、主に以下のような構造的問題を改善する必要があるとしている⁴²。

- 女性による起業のための時間・コスト軽減とビジネスサービスへのアクセス向上
- 低コスト・高水準のデイケアサービス提供及び育児休暇取得への社会理解の促進
- 金融サービスへの女性のアクセスを向上
- 女性の土地保有権や財産権に関する法制度の改善
- 女性の雇用促進のための法整備と職業訓練機会への女性のアクセス向上

かつて、開発途上国が、国際金融機関の主導で新自由主義経済改革適用を求められ、国家の公共支出引き締め策の一環として、基礎医療・保健衛生・介護・基礎教育といった福祉・公共サービスにおける支出が高い割合で削減される場合が多かった。その結果、家計における「ケア」サービスを無償の労働として引き受ける場合の多い女性の負担は増し、経済エンパワーメントの機会が更に制限される可能性が高かったといえる。

また、多くの途上国では直接税の徴収が困難であり、より確実な政府の税収源となり得る間接税の導入や税率増加の政策をとりがちである。間接税は、所得レベルにかかわらず

配分研究が進められている。

⁴¹ 女性が家計を握っている場合、同じ状況で男性が家計を握っている場合に比べ、より生活必需品及び子どもの教育に家計支出があてられることが報告されている。

⁴² 詳細は世界銀行GAP (<http://siteresources.worldbank.org/INTGENDER/Resources/GAPNov2.pdf>) 参照

同じ負担を求めるものとなるため、一般的に男性より収入が低いとされる女性消費者や女性世帯主世帯への負担は大きくなる。税率アップにより物価が上昇すると、市場での調達控えらるることになるため、世帯内での女性の無償労働の負担が増えることになる。

以上のとおり、個別経済主体の経済活動そのものが組織内のジェンダーバランスに影響を受けるものであり、またその経済活動を取り巻く環境においても、構造的にジェンダー平等の促進を阻害する要因が存在し得ることから、公共経済政策はその策定段階からジェンダーの視点を取り入れることが不可欠である。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

女性の経済的エンパワーメントの恩恵は、女性自身のみならず、男性や子ども、社会全体にいきわたり、貧困削減や国の発展につながる。ジェンダー配慮を「コスト」ではなく「機会」であるとの理解を途上国政府及び事業実施機関と共有することが重要である。また、女性という新たなアクターを経済活動に包含することで、今後の経済活動への新しい推進力になるような、経済成長とジェンダー視点に立った支援の win-win situation の構築を、以下のような取り組みを通じて促進していくことが求められる。

《組織能力強化・人材育成を通じた取り組み》

開発途上国がジェンダー平等により効果的な経済政策を策定・実施できるよう、政府の組織能力強化・人材育成を進める必要がある。その導入として、JICA は各国、各省庁においてジェンダー予算分析（Box3-2-2-1 参照）が取り入れられるような支援を行うことを視野に入れる。適切な開発政策をつくるためには、ジェンダー統計（Box3-2-2-2 参照）の整備や指標の開発も必須であり、例えば、カンボジアのジェンダー政策立案・制度強化プロジェクトでは、政策策定プロセスにおけるジェンダー視点導入メカニズム構築をめざし、女性省及び関連省庁に対してジェンダー統計導入をはじめとする情報管理・政策立案に関する研修を実施しており、このような予算管理者や政策決定者に対するジェンダー研修の導入を積極的に推進することが重要である。

Box3-2-2-1 : ジェンダー予算「Gender Sensitive Budgets/Gender Responsive Budget」

「ジェンダー予算」とは、ジェンダー格差是正のための予算枠を設けることではなく、国あるいは地方自治体の総予算、あるいは特定省庁予算をジェンダー平等の観点から分析し、「現実の予算が果たしてジェンダー平等政策を推進するように配分されているか、あるいは配分が既存の男女間の不平等を縮小する効果をもつのか、逆に拡大する効果をもつのか、さらに、ジェンダー平等社会形成に向けて社会のニーズを満たす配分になっているか、などを査定・評価する手法である」。⁴³

ジェンダー予算分析と通常の予算分析との最大の相違は次の3点である。

⁴³ 村松安子（2005）『「ジェンダーと開発」論の形成と展開—経済学のジェンダー化への試み』未来社、p. 133

- ① 査定の単位が世帯であると同時に個人であること
- ② 無償労働による「再生産部門」の活動が、社会の「総生産」を担う重要な生産活動であるという意義を認め、真の総生産の「社会的効率性」を問うこと
- ③ 政策形成・実施・評価へ女性が参加し、透明な予算に対する政府の説明責任を要求すること

特に②に関して、これまで主に女性が担ってきた無償労働（アンペイドワーク）は貨幣価値を伴わないため、「労働」として評価されていなかった。例えば、開発途上国におけるプロジェクトでの調査でもよく見られるが、1日の行動を表にしてみると、概して女性の方が男性に比べて労働時間が長い。しかし男性が一家の稼ぎ手であり、有償労働に従事すべきという固定概念から、男性は「妻は働いていない」と考えていることが多く、また女性自身も「夫が働き、自分は働かずに家にいる」と認識している傾向が強い。ジェンダー予算分析では、この無償労働が人を「ケア」する仕事の一部を成しており、国の生産・経済活動を支える再生産部門であること、いわゆる「ケア・エコノミー」を分析する重要性が認識されている。

無償労働に費やされる1日当たりの平均時間（分）

	男性	女性	女-男の差
英国	202	318	116
南アフリカ	80	220	140
インド	31	297	266

出典：Elson, Diane 2006年7月31日 内閣府・外務省・UNDP 共催シンポジウム「ミレニアム開発目標達成のための戦略：ジェンダーの視点を取り入れたマクロ経済と予算のあり方」での基調講演

(Sources: UK: Calculated from Short, 2000, South Africa: Budlender and Brathaug, 2005, India: Calculated from Chakraborty, 2005)

ジェンダー予算は1984年にオーストラリアで初めて取り組まれ、1995年の第4回世界女性会議において採択された北京行動綱領ではジェンダー主流化の手段として位置づけられた。現在では世界約90カ国で実施されているといわれている⁴⁴。

公共支出の分析から始まった手法であるが、最近では歳入面での分析も行われており、成果が報告されている。例えば南アフリカでは歳入調査の一環として間接税をジェンダー予算分析した結果、パラフィンという燃料は主に貧しい女性が暖房や調理、光源として利用するために購入しており、パラフィンに課せられる付加価値税が貧困世帯への負担となっていることが分かった。ニーズは男女で異なることが多いため、歳入分析やその結果に応じた非課税対策の必要性は今後も高まると考えられる。

⁴⁴ United Nations Development Fund for Women 2008, Progress of the world's women 2008/2009: Who answers to women? Gender & accountability.

Box3-2-2-2：ジェンダー統計

ジェンダー統計とは単なる男女別統計ではなく、統計生産過程のすべての段階—調査票の設計から、実施過程、統計資料の公表及び貯蔵—、そして分析においても、ジェンダーの視点が組み込まれた統計生産、統計利用、統計活動を指す。さらに、統計がジェンダー問題の現状やその要因、影響をも示すことを可能にする点に重きを置いている。

例えば日本の場合、これまでの家計関連統計には「世帯主＝男性」「世帯主の配偶者＝女性」という固定概念が働いており、男女別表示のない「世帯主」「世帯主の配偶者」の属性で集計される家計調査では、世帯における男性と女性の経済的状況やその差が明らかにできなかった。これをそれぞれについて男女別表示にする、配偶者間の世帯収入への寄与率、全世帯における女性と男性の収入への寄与率から、世帯における女性と男性の経済的地位のジェンダー差を明示できる⁴⁵。

また、ジェンダー統計は「利用者の使いやすさ (User Friendliness)」も重視している。統計を専門としない人々が統計を利用することを念頭に置き、正確で分かりやすい表や図、解説や配布物を作成し、利用者のアクセスにも便宜が図られるべきである、というものである。そのためには統計生産者と利用者の協力や対話が不可欠である。

このようなジェンダー統計は、社会におけるジェンダー状況を反映し、問題解決のための政策立案に役立つ。数値目標を導入し、統計を継続することで政策の実施や効果を監視・評価することも可能であり、ジェンダー平等へのツールとなり得る。

《政策制度改善を通じた取り組み》

政策制度改善への取り組みとしては、これまで旧 JBIC の円借款によって貧困削減支援借款や、開発政策借款といった事業が世界銀行等との協調融資にて行われており、新 JICA においても引き続き実施が検討されている。これらの事業は、各途上国政府が作成する貧困削減戦略ペーパー (PRSP) 等の開発計画に基づいて実施する各種開発政策・制度改善の取り組みを、ドナーコミュニティが財政面を通じて支援するものである。政策制度改善における課題は国ごとに異なるが、例えばベトナムの貧困削減支援借款事業においては、改革項目として「既存の法的文書におけるジェンダー格差の是正と女性の意思決定過程への参加拡大」が盛り込まれており、政策アクションという手法をもって社会的包含の推進を実現している。ジェンダーについても、途上国現地におけるドナー会合等の場を活用し、政策制度面での課題を明確にし、必要とされる改善アクションについて途上国政府に対し提案することも重要である。

《金融を通じた取り組み》

女性の経済的エンパワーメントにおいては、金融を通じた支援は非常に効果的である。アフリカ開発銀行を通じた民間セクター開発円借款事業では、タンザニアにおけるマイク

⁴⁵ 天野晴子 (2004) 「ジェンダー統計に関する調査研究」『国立女性教育会館研究紀要』第 8 号、p. 81

ロ・ファイナンス機関設立も対象サブプロジェクトの1つとなっており、アフリカの起業家の多くが女性であることにかんがみ、彼女らに対する金融面での支援が期待される。

また、バングラデシュのグラミン銀行支援である農村開発信用事業では、マイクロ・ファイナンス事業を通じた金融アクセス改善が、女性のエンパワーメントに寄与したことが報告されており⁴⁶、スリランカの貧困緩和マイクロ・ファイナンス事業等の円借款においても同様の試みがなされている。新JICAにおける金融支援事業においても、女性の起業コストの低減や金融サービスのアクセス改善を推進する取り組みを引き続き導入、推進していくことが重要である。

3-2-3 民間セクター開発とジェンダー

1. 民間セクター開発とジェンダーの現状と課題

(1) 開発における民間セクター開発⁴⁷の位置づけとジェンダーの視点の重要性

貧困を確実に削減するためには、持続的経済成長を通じた人々の雇用・所得の増加、国内貯蓄や税収の増加が必要であり、持続的成長には民間セクターの開発が不可欠である。民間セクターが発展していくためには、中小零細を含む企業の振興、生産性や品質の向上、国際貿易や外国直接投資の促進、金融サービスへのアクセスの改善、経済インフラストラクチャーの整備等が必要であり、これらにおいて途上国政府が民間セクターと協働しながら取り組むべき多様な役割がある。また、民間セクター開発において、貧困層や女性を含む社会的に不利な立場に置かれた人々が生産活動・経済活動（以下「経済活動」）に参加する機会の平等を得るとともに、経済活動から恩恵を受けられるようにならなければならない。

民間セクター開発の分野において開発援助を実施するにあたっては、文化的・宗教的背景、社会構造等の相違により、経済活動における役割、経済活動がもたらす機会や恩恵、経済社会開発全般にわたる成果・影響等が男性と女性とでは同じではない現実をよく認識する必要がある。貿易自由化や貿易の拡大がもたらす変化も男性と女性とでは異なる⁴⁸。

なお、民間セクター開発と「ミレニアム開発目標（MDGs）」との間には、ゴール1「極度の貧困と飢餓の撲滅」のなかのターゲット1-Aの貧困の半減、同ターゲット1-Bの「女性や若者を含め、完全かつ生産的な雇用とすべての人々のディーセント・ワークを達成する」、ゴール3の「ジェンダー平等推進と女性の地位向上」のなかの指標3.2の「非農業部門にお

⁴⁶ 事業事後評価報告書

(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2002/pdf/theme_02_smry.pdf) 参照

⁴⁷ OECD・DAC 及び世界銀行では民間セクター開発をそれぞれ以下のとおり定義している。“Private sector development as a basic organising principle for economic activity where private ownership is an important factor, where markets and competition drive production and where private initiative and risk-taking set activities in motion.” (OECD—DAC Private sector development - A guide to donor support 1995) “PSD (Private Sector Development) (is) not as a sector, but as a cross-cutting issue. It is about ‘a way of doing things’, that can have relevance for any sector such as energy or agriculture. And the pursuit of private sector development is not a goal but a means of doing things better.” (World Bank, 2002, Private Sector Development Strategy - Directions for the World Bank Group, p. 55)

⁴⁸ United Nations (2004), p. 16

ける女性賃金労働者の割合」、ゴール8の「開発のためのグローバルなパートナーシップの推進」のなかの指標8.9の「貿易キャパシティ育成支援のためのODAの割合」などの点で関連性がある。

(2) 途上国における民間セクターと女性の現況

近年、開発途上国におけるインフォーマル部門を含む民間セクター活動への経営者・被雇用者・生産者等としての女性の参加の度合いが高まっている。

開発途上国の製造業分野の企業数のうち約9割は中小企業であり、製造業分野の労働人口のうち4割から8割を雇用している⁴⁹。それら企業の3分の1以上は女性が経営しており、これらの多くは小規模・零細企業であり、フォーマル部門、インフォーマル部門ともに社会的セーフティネットの役割を果たしているといえる。

2005年には女性は世界の経済活動人口の約40%を占めるようになった⁵⁰。しかし、地域別で子細に見ると、経済活動男女差指数（男性の経済活動参加率を100とした場合の女性の経済活動参加率を指す）で、東アジアが70%超であるのに対し、ラテンアメリカ、南アジアでは52%、アラブ諸国では50%未満であり、地域差がある⁵¹。

また、女性の企（起）業家、自営業者、生産者、被雇用者を対象とする教育訓練・技術支援・金融サービスの不足や差別、労働市場への参入のうえでの障壁、差別的職場環境や固定的な性別役割分担意識等を含む様々な伝統的習慣的慣行、等により、女性は職業選択の幅が狭く限られていて、労働におけるジェンダーによる産業分布の差や職域・職務分離（gender-based occupational segregation）が起き、女性の経済的エンパワーメントの達成を阻んでいる。そのため、女性は男性に比べて、未熟練労働、非正規労働、インフォーマル・セクターにおける労働、が多い。途上国において非農業部門に働く女性の6割以上がインフォーマル・セクターで働いており、サブサハラ・アフリカでは男性が63%であるのに対し女性は84%に達する⁵²。

職域・職務分離等はまた男女間賃金格差をもたらしている。女性の名目賃金はどの地域でも男性より約2割低い。女性の推定所得は、中東と北アフリカで男性の推定所得の約30%、ラテンアメリカと南アジアで約40%、サブサハラ・アフリカで50%、東アジアで約60%である⁵³。

女性のエンパワーメントと民間セクター開発は相互補完的である⁵⁴。中小零細企業の発展にとって女性の参加の促進は不可欠であり、また民間セクター開発は、女性の家庭での無給労働から賃金労働への（より良い）雇用や所得を得る機会をもたらす、また場合によってはインフォーマル・セクターからフォーマル・セクターへの移行を可能にし、さらには家庭とコミュニティにおけるエンパワーメントと自立をもたらす。女性の経済的エンパ

⁴⁹ UNIDO

⁵⁰ International Labour Office, *Global Employment Trends Brief*, January 2006, International Labour Organization, Geneva, 2006, p.3

⁵¹ United Nations Development Programme, Human development Report 2005 op.cit., p.314

⁵² ILO (2002) p.17

⁵³ United Nations Development Programme, Human development Report 2005 op.cit., table 25, pp.299-302 から UNICEF が試算 [UNICEF (2007) 『世界子供白書 2007』 p.39]。

⁵⁴ United Nations (2004), pp.8-14, 32-37

ワーメントは国の貧困削減や経済発展にもつながる。

(3) JICA の取り組みの現状

民間セクター開発の分野の事業において、女性を主な対象、あるいは女性のみを対象とする事業を実施しているが、その数はまだ限られている。具体的には、マラウイその他のアフリカ諸国における、小規模女性生産者グループ等を含む生産者支援を含んだ一村一品運動支援プロジェクト、サウジアラビア女性企業家支援、メキシコ・マヤ族居住地域女性支援、コロンビア投降兵士家族及び受け入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクト、等のプロジェクトを実施してきている。

また、民間セクター開発の各種プロジェクトにおけるジェンダー平等の促進やジェンダー配慮の面においては、いまだ改善の余地が多い。

Box3-2-3-1 : サウジアラビア女性企業家支援プロジェクトの例

(協力期間 : 2006 年度から 3 年間)

サウジアラビア王国における女性の社会進出機運が高まるなか、同国政府は高学歴の女性の失業率が高い状況を改善するため、2004 年 6 月、女性の雇用拡大の 9 カ条方針を出した。その主な内容は、①ビジネス許認可手続きに係る女性からの直接相談に応じるために関連省庁内に女性専用所掌部署を設置すること、②商工会議所に「女性委員会」を設置すること、③女性専用の工業地域を興すために公共団地を提供すること、④人材育成基金が女性への訓練と雇用を促進すること、等である。同国の大学・短大の卒業生約 3 万人のうち約 6 割が女性であるが、その労働参加率は約 5%にとどまり、その勤務先は、政府機関、銀行の女性専用支店、教育機関等に限定されている。投資庁 (SAGIA) は、「女性投資サービスセンター」を設置し、女性起業家にビジネス許認可の助言や各種情報等を提供する一方、リヤド商工会議所は、「女性委員会」を設立し、女性起業家への指導、相談に着手、また、ジェッダ商工会議所は、女性への職業訓練計画を進めている。

本件技術協力プロジェクトでは、サウジ女性起業家活動促進システム強化のための政府行政官能力向上を目的として、女性起業家への技術サポート、研修、セミナーの運営体制や手法、公的支援政策及びシステム等における能力向上を支援するため、本邦研修や日本人講師派遣等による現地セミナー等を実施している。

Box3-2-3-2 : メキシコ国マヤ族居住地域女性支援計画プロジェクトの例

(協力期間 : 2007 年 3 月から 3 年間)

ユカタン半島のカリブ海側に面したキンタナ・ロー州にはカンクン他の世界的な観光地があり経済的発展が著しい。同州の内陸部には、ソナ・マヤと称される先住民であるマヤ族が人口の 80% 以上を占める地域 (マヤ族居住地域) があり、プロジェクト対象地域であるマヤ族居住地域を含

む3市（ホセ・マリア・モレロス、フェリペ・カリジョ・プエルト、ラサロ・カルデナス）は貧困地域であり、人間開発指数は低い。マヤ族居住地域では主に焼畑でトウモロコシが自給用に栽培されているが、乾燥地とカルスト台地で浸透性の高い土壌のゆえに農業生産性も低い。したがって住民は必要な現金収入の多くを政府補助金や出稼ぎに頼っており、女性が所得を得る機会も限られている。

同地域では女性を中心に刺繍他様々な民芸品を観光客を対象に製作・販売し現金収入を得ている。しかし、品質やデザインのレベルが低く、製作した民芸品は主に村内で販売しており、販売先及び収入は極めて限られている。女性の所得向上を支援するためには、女性庁の組織強化を通じて、女性グループに対して、民芸品の品質改善・デザインの改善・新製品の開発などに係る支援が必要である。

本プロジェクトで同州女性庁の組織強化、民芸品のデザイン・品質・マーケティングの向上・改善、実施機関職員の能力開発のための現地での指導、本邦研修等を実施している。

Box3-2-3-3：コロンビア投降兵士家族及び受け入れコミュニティのための起業・就業支援プロジェクトの例（協力期間：2008年3月から3年間）

コロンビアでは地域限定的な内戦状態が約40年にわたり続いているが、政府は治安回復対策とともに「非合法組織兵士の投降・社会復帰」を重要課題と位置づけ、その対策を推進してきた。そのなかで、武器を放棄する人々のための違法活動停止と「武装集団の社会復帰プログラム」を推進しているが、同プログラムにおいては投降兵士への支援とともに、彼らを受け入れる配偶者をはじめとする家族への支援も重要と認識されている。同プログラムにより、3万1,637名の集団投降兵士と3,771名の個別投降兵士が精神・身体的ケア及び職業訓練等を受けている。また、個別投降兵士の家族3,464名に対しても生活補助を行っているが、投降兵士に対する政府主導の対策に比して、家族に対する支援体制等は脆弱である。投降兵士の社会復帰を定着させるためには、投降兵士及びその家族世帯ごと、及び彼らを受け入れるコミュニティの収入向上を促進する必要があった。

本件技術協力プロジェクトでは、①女性配偶者をはじめとする投降兵士家族及び受け入れコミュニティに対する起業支援体制の構築、②投降兵士家族及び受け入れコミュニティに対する就業支援体制の構築、③訓練コース修了者の追跡調査の結果をフィードバックする体制の構築、④ボゴタ市における投降兵士家族及び受け入れコミュニティの起業・就業モデルの構築、を支援することを目的として、長期・短期の専門家派遣、本邦における研修、訓練コース用教材の作成、現地NGO雇用、訓練コース実施に要する資機材供与、等を実施している。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

民間セクター開発の分野の開発援助において、JICA は人間の安全保障の考え方に立って、個人としての女性、女性団体や女性を含む団体をはじめとする組織、そして地域、社

会の能力開発等を通じ、これら途上国の人々を開発の担い手、経済活動の担い手にとらえ、その能力開発、エンパワーメントを重視し、途上国の中央政府、地方政府、地域社会、経済団体、等との協力・連携を図ることが重要である。

女性が経済活動を行ううえで、女性の役割や責任についての社会認識などの影響から、融資等金融サービス、教育、技術・技能、情報等へのアクセス等の側面で様々な障害に直面しており、これらの側面を民間セクター開発支援の事業計画の作成、実施、モニタリング・評価において十分に考慮することにより、開発効果を一層高めることが期待できる。

(1) 協力の方向性

「ジェンダーと開発」の開発課題体系全体図の戦略目標の分類に従い、「ジェンダー平等を実現するための政策、制度、組織の強化」、「女性のエンパワーメントの推進」、「開発援助事業でのジェンダー主流化」ごとに分けることとし、民間セクター開発における協力の方向性をそれぞれ以下のとおりとする。

ア．「ジェンダー平等を実現するための政策、制度、組織の強化」

貿易・投資・産業・中小企業振興の政策や制度、またそれらを担う公的機関においては、ジェンダー平等の原則に基づいて、開発の恩恵の分配が行われるようジェンダーの視点を取り入れる必要がある。

JICAが貿易振興、投資促進、地域観光振興、産業振興、中小企業振興等の政策・戦略、産業人材育成計画、工業団地開発計画、観光振興計画等の策定に貢献するためのマスタープラン作成や具体的事業の実施の支援を行うにあたっては、対象国における女性の経済活動への参画状況を調査項目に加え実態を把握したうえで、女性企業家及びその被雇用者、自営業者、女性起業家グループ・女性生産者グループ等が経済活動への参加機会の拡大⁵⁵、雇用される可能性や質の良い仕事を得る可能性の向上、所得の向上、さらには政治・経済・社会面の女性の参加や発言権の強化、等の恩恵を得られるようなジェンダー平等の実現に貢献することができる。

例えば、一村一品運動の関連省庁・機関でのフォーカルポイントづくりなどを含む体制・組織づくりや事業方針策定におけるジェンダー平等の促進支援、政府と民間セクターとの対話の場を設置する支援における女性の参画を促す仕組みのづくり込み、支援対象とした業種・職種や地域における女性の参加の向上を促進する諸制度・機関の強化、等の活動を加え貢献することが考えられる。

イ．「女性のエンパワーメントの推進」

フォーマル・セクター及びインフォーマル・セクターで働く、あるいは働く意欲と能力のある女性にとって、フォーマル・セクターで、正規労働者として、より高い熟練度

⁵⁵ 世界貿易機関（WTO）の「貿易に関連する投資措置に関する協定」（TRIMs）においては、GATTの例外となると十分に認められる範囲内で、WTO加盟国である途上国政府は外国直接投資を行う企業に対し、当該国の女性経営企業からの調達、女性社員雇用の拡充等の措置を求めることは許容される、と考えられている〔United Nations（2004）, pp. 70-71, 308-309〕。

や技術・知識レベルが求められる職務に就く機会が拡大し、それによって所得、社会的地位や発言力の向上を図ることが望まれる。そのためには、女性を含む、あるいは、女性を対象とする職業能力開発に加えて、起業支援の拡充、金融サービスへのアクセスの改善、女性の組織化や女性組織の強化、各種団体・組織への女性の参加・貢献促進、等のための支援が必要となる。

具体的には、貿易・産業人材育成事業、地域観光振興事業、工業団地開発事業等における、女性が参加しやすい技術教育・職業訓練の実施、起業（家）支援サービス提供における適切な女性起業家割合の設定、パイロット事業を実施する際の女性や女性グループの参加促進、等を支援することが考えられる。

また、アフリカ、アジア等で実施する一村一品運動支援プロジェクトが増加しており、これらプロジェクトにおいて、女性生産者や自営業者のビジネス・スキルの向上、女性の組織化や組織の強化・ネットワーク化、女性リーダーの育成の支援、等の一層の充実を図ることが考えられる。

ウ．「開発援助事業でのジェンダー主流化」

外国直接投資促進機関強化、投資環境整備、工業団地開発、サプライチェーン改革、フェアトレード人材育成、その他において、ジェンダーの視点を取り入れるためには、官民の指導者層、男性・女性への啓発活動や研修を含めることは重要であり、それにより協力の成果を高める効果が期待できる。

一例をあげれば、貿易の拡大、特に輸出が振興されるとフォーマル・セクターの労働集約型輸出産業における女性の雇用と賃金が確保・向上することが期待される一方で、女性の労働条件・労働環境、育児等の問題が派生することがあり、プロジェクト関係者がこのような問題の存在とそれに適切に対応する必要性の認識を高め、そして職場におけるジェンダーバランス配慮、託児所設置等の対処がなされるよう促す仕組みの構築を支援する意義は高い。

（２）留意事項

３つの戦略目標に共通する留意事項として、①協力準備調査等の調査段階における各種データを収集する際の男女別統計の入手・分析と分析結果の計画・設計への反映、②相手国関係機関自らが事業の計画・設計・実施・モニタリング・評価段階において男女別データを含めて指標の検討・設定・測定を実施する能力開発の支援、等を行う必要性、及びその効果は高いと考える。

また、そのほか具体的な協力実施上の留意点は以下のとおりである。

- ①ジェンダー平等の促進支援を強化するため、一村一品運動、中小企業振興、地域観光振興等のプロジェクトにおいて、インフォーマル・セクターと同セクターにおける女性の状況、対象のコミュニティや生産者グループ等の経済活動における男女の作業分担の状況、ジェンダー不平等な労働慣行・制度の実態、研修等への参加において女性が直面する障害、家計支出管理実態、生活改善ニーズ、女性世帯主世帯が

抱える課題、等についても可能な範囲で調査・把握するよう努める。

②協力準備調査等における民間セクター開発に関連すると考えられる既存のジェンダー統計の把握と対象事業との関連分析を行うとともに、必要に応じ、ローカルコンサルタント活用によるジェンダー分析、ジェンダー専門家団員の派遣、ジェンダー専門家の短期派遣を行う。

③「貿易・投資促進」、「観光振興」、「中小企業振興」の各「課題別指針」を改訂する際に、本稿に記した協力の方向性や留意事項を踏まえたジェンダー視点の追加を行う。

3-2-4 教育とジェンダー

1. 教育とジェンダーの現状と課題

教育におけるジェンダー平等の推進は、基礎教育の完全普及を謳った『万人のための教育 (Education for All : EFA)』を実現するうえでも、様々な開発課題に対処していくうえでも必要不可欠である。こうした認識の下、2001 年ニューヨークの国連総会において採択された「ミレニアム開発目標 (MDGs)」では、女子教育に関する一連の目標が採用され、EFA 実現に向け、よりジェンダーに着目した政策・方針の検討・実施を具体的に促すものとなった⁵⁶。

わが国でも「ODA 中期政策」、「成長のための基礎教育イニシアティブ (BEGIN)」等に見られるように、女子教育の重視が進んでおり、JICA においても、2002 年に作成された基礎教育分野の「課題別指針」及び「開発課題に対する効果的アプローチ」において、教育におけるジェンダー格差の是正が基礎教育協力の 5 つの重点分野の 1 つに位置づけられている。

教育とジェンダーとは、アクセスの男女格差を中心とする「教育におけるジェンダー平等の推進」のみならず、あらゆる人にとって公平な社会を構築するための「教育を通じたジェンダー平等の確立」という 2 つの側面が存在する。EFA の実現に向けて、学校教育だけでなく、社会全体の状況に応じた形で両側面についての取り組みが行われるべきであり、今後は特に社会全体に目を向けた対応がますます重要なものになってくると考えられる。

なお、教育におけるジェンダー格差を考える場合には、学校教育のみならず、学校教育の枠外に置かれた人々に対する識字、計算、ライフスキルなどのノンフォーマル教育の存在も重要であり、特に成人女性の非識字率の高さを考慮すると、成人女性向けのノンフォーマル教育が有効な方法であり、次世代や彼女らの子どもへの教育の面にも大いに影響が期待されることは確かである。また、教育レベルの観点から、高等教育におけるジェンダー格差についても、その選択肢の偏りが経済的格差につながるなどの重要な課題を抱えており、格差解消について検討の必要性は認識してはいるものの、ここでは MDGs 等の目標に合わせて特に基礎教育（主に初等教育）について取り上げることにしたい。

教育におけるジェンダー格差を概観すると、データが入手可能な 188 カ国中、3 分の 2 の国が 2005 年までに初等教育段階でのジェンダー格差を統計上は解消済みとしている⁵⁷。その一方で 2000 年時点での粗就学率が 90%に満たなかった 26 カ国については、女子の就学

⁵⁶ 菅原 (2007)、p. 6

⁵⁷ UNESCO (2007)

率を上げつつ、ジェンダー格差を是正した国は4カ国のみであった⁵⁸。つまり、ジェンダー格差の是正が絶対的に必要とされている国では、ほとんど改善されていないということになる。このように教育におけるジェンダー格差是正のスピードは遅く、2015年までに初等教育を普遍化するというMDG2及びMDG3の目標達成は難しい。

世界的な女子教育推進の潮流にもかかわらず、女子の就学を阻害している要因について、更に考察したい。EFAを達成するためには、学校教育のみ、女子のみに焦点を絞ったアプローチだけでは不十分であり、児童を取り巻く生活・社会環境への考察と、そこにおける就学阻害要因の把握こそが重要であるが、ここでは特に、教育のアクセス面から見た就学阻害要因を取り上げたい。

（１）経済的要因

開発途上国では、特に教育に係る隠れたコスト（hidden cost）が問題となっている。例えば、初等教育自体にかかる費用が無償の場合でも、教科書、文房具、給食、制服、交通費等の副次的コストが発生し、この間接費用が貧困層を圧迫している。教育を提供する場にかかる直接費用のみに注目するのでは不十分であり、各児童それぞれが恒常的に負担しなくてはならないコストを無視すべきではない。

（２）社会的・文化的要因

女子は、家庭内において幼少期から母親を助ける存在として当然のように家事や農作業に従事するケースが多く見られる。こういった状況が学齢期での結婚や出産につながり、就学の断念や退学に追い込まれる結果を招いている。このように、女性の社会参加が極めて困難な文化や伝統、社会通念を強く保持する社会では、今なお女子が教育を受けることに対して否定的な考え方が根強く残っている⁵⁹。昔から受け継がれているジェンダーに対する価値観や規範を変えることは容易ではない。

（３）学校環境問題

男女別学が強く望まれる社会においては、男女共学で、教室、トイレ、更衣室といった学校施設や設備が男女別に設けられていないと、女子の登校を躊躇させる場合がある。また、学校が遠隔地にあり通学が不便かつその通学時の危険性の面から通学距離が阻害要因となり得るケースも多い。さらに、保守的な社会においては、男性教員に対して両親や女子生徒自身が抵抗を感じるため、女性教員確保は女子教育の重要な促進要因となる。また、教育現場における男子生徒や教員によるセクシャルハラスメントといったことも女子を教育から遠ざける要因となり得る。

上記以外にも女子の就学阻害要因は多岐にわたり、それらは単独で存在するのではなく、複数の要因が混在しているのが現状である。

⁵⁸ UNESCO (2007)

⁵⁹ JICA (2002)

BOX3-2-4-1：隠れたカリキュラム (hidden curriculum)

学校教育において公的に認識されている正規のカリキュラムに対して、潜在的なレベルで伝えられているカリキュラム。主に教師が無意識・無自覚に生徒・児童に行っている行為、学校内の文化、男子優先の慣習などが、知らず知らずのうちに、子どもたちの価値観の形成に大きな影響を及ぼす。具体的には、子どもたちの呼び方、名簿や指名するときの順番、学級委員の役割分担、男女によって異なる叱り方、学校行事やクラブ活動での役割分担などで男女の差をつけることなど。こうした隠れたカリキュラムを見直していくことも教育の質の面からは重要になっている。

教育においてジェンダー格差を解消することは、その副次的産物として、次世代にわたる経済的・社会的効果を生むといわれている。

(1) 経済的効果

女子教育の経済的効果については様々な研究がなされてきたが、女子の教育からの収益率は、一般的に男子の教育収益率と少なくとも同程度に高いという結果が優勢を占め⁶⁰、なかには、女子の方が男子に比べて教育収益率が高いと結論づける研究もある。更に、1960年から1992年までの世界110カ国の経済成長の要因とその関連性を探る研究(Cross-country Regression)によると、教育を受けている女性の割合が大きいくほど、社会におけるジェンダー格差も小さくなり、高い経済成長を遂げているとの相関関係が見つかった⁶¹。このように、女子教育はミクロ・マクロ両面において経済的な効果を与えている。

(2) 社会的効果

女性は、教育によって妊娠や出産、家族計画に関する知識を習得する。また、母親に対する教育は、幼児の健康状態を維持するのに役立ち、幼児の死亡率を下げ、結果的に多くの子どもを生むことの意味を相対的に失わせる⁶²。さらに人的資本論者は、教育が親の子どもに対する態度を「量」から「質」へ転化させるとしている⁶³。教育により、親は彼らの限られた時間・資金を考慮し、子どもの数と教育費用のバランスの必要性を認識するようになる。

また、P. Schultzは、父親の教育程度は家庭の所得に影響してくるが、それに対し、母親の教育レベルは、男子・女子を問わず、子どもの教育により大きな影響を与えると報告している⁶⁴。女子の教育制限は、将来の世代の教育程度や健康状況を悪化させる可能性をもち、生産活動を停滞させ、貧困削減を鈍化させることを意味するといえるであろう。さ

⁶⁰ 織田 (2001)

⁶¹ UNICEF (2005)

⁶² 黒田 (2001)、結城 (2005)

⁶³ 黒田 (2001)

⁶⁴ Schultz (1993)

らに、HillとKing⁶⁵は、女子の就学率が平均余命と正の相関関係を、また乳児死亡率や母親の死亡率とは負の相関関係をもつことを証明している。例えば、40以上の途上国における人口保健調査によると、母親が初等教育を受けた世帯では、5歳未満児の死亡率は、教育を全く受けていない世帯の死亡率より低く、母親が中等教育を受けていれば更に低いという結果がでている。以上のように、女子/女性に対する教育は、女性の家庭内の母親としての役割に働きかけ、子どもの健康や教育に積極的な効果をもつことが証明されている。

2. JICAの協力事業実施上の留意点

上記の現状を踏まえ、JICAはジェンダー平等にも貢献する教育分野への協力を行っていきたいと考えるが、具体的に留意する点は以下のとおりである。

(1) JICAでは、教育を通じたジェンダー格差是正に直接貢献する協力実績はこれまで少なく、他ドナーに比べて経験豊富とはいえない。さらに、上述のとおり、教育におけるジェンダー格差の是正が絶対的に必要とされている国では、ほとんど状況は改善されておらず、EFAの実現にはほど遠い。こうした状況にかんがみ、初等教育就学率や修了率のジェンダー格差が特に大きい国については、女子を主な裨益対象とする女子教育のアプローチを検討することも重要である。また、特に女子を対象と限定していない場合であっても、例えば、学校環境の問題（教室、トイレ、更衣室、立地場所）などは、既存の教育協力事業のなかでも十分ジェンダーの視点を組み込んでいける課題である。また、多くの国で実施されている地域住民の参加を主体とした学校運営を基盤とするプロジェクトでは、学校を出発点として地域社会へアプローチし、女子の教育アクセスの阻害要因としてあげられている社会的・文化的要因への対応として、父親や地域の有力者、地域社会に対する女子教育の啓発、さらには地域社会そのものの意識改革も必要である。

(2) 男女間の就学率や修了率における数値の改善にとどまらず、基礎教育を介して生徒、教師、父母、コミュニティなどの意識に働きかけ、より公正なジェンダー関係を徐々に再構築するという視点も重要である。その意味では、学校における教育の内容や質の面についても、「教育を通じたジェンダー平等の確立」を意識した取り組みは欠かせず、具体的には、教育制度・カリキュラム改革や教科書の改訂などについてもジェンダー平等の観点から取り組むことが重要であろう。

(3) アクセスの阻害要因の克服の場合以上に、ジェンダーの観点からの教育の内容の改善に取り組むときには地域特性への配慮が欠かせない。ジェンダー平等推進は男女間の権力・権限関係に少なからず影響を与えるため、関係者間で文化摩擦や政治問題を引き起こす可能性も少なくないからである⁶⁶。外部者であるドナー側の価値観の安易な押し付けと受け取られないよう、JICAの協力を契機としつつも、地域住民や学校関係者が中心となり、

⁶⁵ King & Hill (1993)

⁶⁶ 菅原 (2007)

権利やジェンダー平等の意味が社会の置かれた政治的・社会的・文化的文脈のなかで模索され、それに整合する形で取り組みを進めていくことが重要である。

3-2-5 保健医療とジェンダー

1. 保健医療とジェンダーの現状と課題

開発途上国のなかには、依然として人々の健康状態の改善が不十分な国や地域がある。特に、貧困層や農村部の女性は、リプロダクティブ・ヘルスに関するサービスの利用や情報へのアクセスが限られていることが多く、女性の健康を脅かす大きな要因となっている。例えば、毎年約800万人の女性が妊娠と出産に関連する合併症を患い、そのうち53万人が死亡し、その99%が開発途上国で起きている。妊産婦の死亡は、特にサハラ以南アフリカと南アジアに集中している⁶⁷。

安全な妊娠、出産の実現のためには、妊産婦が危険な兆候を示したとき、迅速に産科ケアを受診できる体制をつくる必要がある。しかしながら、国や地域によっては、経済的負担や男性の医師による診察へのタブー等により、女性自身が保健医療サービスを利用するか否かを決められないことがあり、適時的な受診を阻害している。また、夫や年長の家族（舅・姑）が、男児の誕生を期待して女性の妊娠を望むあまり、女性の家族計画の利用を阻むケースもあるため、夫を含めた家族に対する十分な情報の提供と啓発が求められている。さらに、年間1億9,000万人の妊婦のうち、5,000万人以上が望まない妊娠のために中絶を行っており、開発途上国では、危険な妊娠中絶が原因で死亡する妊婦も多い。特に18歳未満の若い女性が妊娠した場合、体が未成熟であるため、妊娠出産により死に至ったり、出産後も産科ろうこう（難産の結果、膣・直腸・膀胱のいずれか、またはすべてに穴があき、糞尿が垂れ流しになる障害）に至ることもある⁶⁸。青年層の妊娠の背景には、貧困や青年層の就学・就労機会の不足、早婚（特に女子に多い）、中高年層男性による若年層女性への買春、青年層のリプロダクティブ・ヘルスの知識不足、望まない性交渉から身を守るための交渉能力の不足、青年層への避妊・リプロダクティブ・ヘルスサービスの不足等があげられる。従来、開発途上国の多くの国において、青年層、特に未婚者の性や生殖を公の場で語ることは長い間タブーとされていたが、青年層によるHIVや他の性感染症への感染が増え続ける実情が認識されつつあるなか、思春期リプロダクティブ・ヘルスの重要性はますます高まっている。

HIV/AIDS、マラリア、結核といった感染症への感染も貧困と深く結びついており、女性を含めた社会的に脆弱な立場に置かれている人々が最も大きな影響を受けている。

HIV/AIDSは、特にサハラ以南アフリカで深刻である。感染者全体の57%を女性が占めており、特に女性は男性よりも若い年齢で感染する傾向にあることが指摘されている（2006、JICAサブサハラ・アフリカにおけるHIV/AIDS対策協力指針）。結核についても、毎年約900万人の新規患者⁶⁹と約200万人の死亡者を出しており、なかでもサハラ以南アフリカでは、

⁶⁷ JICA、2008、課題別指針：リプロダクティブ・ヘルス

⁶⁸ JICA、2008、課題別指針：リプロダクティブ・ヘルス

⁶⁹ 結核に感染し、発症した場合を「患者」として定義した場合の数。

HIV感染拡大に起因する結核感染が拡大している⁷⁰。結核という病気自体、女性に特化して被害をもたらす病気ではないが、10～40代女性の感染から発病に至る危険は、男性の最大2.3倍となっている。また、女性の結核治療受診は遅れる傾向にあるとともに、保健施設を受診した女性結核患者は、男性患者よりも深刻な病状に進行している割合が高い⁷¹。これは、水汲みや薪集めに代表される女性の長い家事労働時間、家庭内での意思決定権（受診のための外出や診療費支出の可否）を主に男性がコントロールしていることが多い等の背景から、保健サービスを含む外部サービスへのアクセスが困難になっていると考えられる。加えて、結核罹患による社会的差別が、患者の社会的地位を脅かすことがあるため、保健施設への受診に消極的な場合もある⁷²。

同様に、マラリア感染についても免疫能力の低い幼児や妊婦は感染・重篤化しやすく、死亡率も高いため、乳幼児及び妊産婦対象の感染防御策が、特に必要とされている。妊娠中に母親がマラリアに感染した場合、母親自身が重症化するだけでなく、流産、子宮内死亡、未熟児出産、発育障害等の危険性が高まる⁷³。最も一般的なマラリア感染予防法は蚊帳の使用であり、妊産婦に対する蚊帳の優先配布も実施されている。ところが、貧しい家庭に蚊帳が配布されても、家長の男性が蚊帳の使用を独占してしまい、マラリアに脆弱な母子が使用できないというケースも報告されている⁷⁴。

2. JICAの協力事業実施上の留意点

（1）女性を含む社会的弱者の実践的ニーズの支援とエンパワーメント

女性を含む社会的弱者支援の実践的なニーズを把握し、支援を行っていくことが重要である。例えば、安全な妊娠、出産の実現のために、Skilled Birth Attendant〔SBA：正しい助産技術を用いて職務を執行する有資格の医療専門職（医師、助産師、看護師）〕の育成・活用を推進するとともに、緊急産科ケアシステムの整備などが求められる。また、中東地域では一般的に、妊娠、出産、IUDなどの避妊具の装着などは、男性医療職よりも女性医療職に受診する方が好ましいと男女双方が考えており、特に女性医療職受診に対するニーズが高いことから、女性医療職の養成及び研修機会の提供が望まれる。さらに、女性や若者を含む社会的弱者が、避妊やHIV/AIDSなどについて、適切な情報を入手し、守秘が確保されたカウンセリングサービスを受ける機会を拡大していくことも求められている。また、十分な情報とサービスの提供を行うとともに、識字、技能訓練、収入創出などを通じたエンパワーメントを図ることで、女性や社会的弱者が自分自身の健康増進のため、健康行動やライフスタイルを選択できるよう支援することも重要である。

⁷⁰ JICA、2007、課題別指針：結核対策

⁷¹ WHO/CDS/STB、2001

⁷² 例えば、女性結核患者が夫から離縁を迫られたり、夫が第二夫人をとったり、家から追い出され実子との面会を禁じられるケースなどが報告されており、このような社会的偏見による被害は、男性より女性の方が多（WHO/CDS/STB、2001）。

⁷³ JICA、2007、課題別指針：寄生虫症対策指針（マラリア対策）

⁷⁴ JICA、2007、課題別指針：寄生虫症対策指針（マラリア対策）

（２）地域コミュニティ及び家庭内のパワーバランスへの配慮

女性の社会的地位が低い社会では、家庭内やコミュニティにおける意思決定に強い影響力をもつ人々や集団を把握する必要がある。一般的に男性や年長の家族（舅・姑）は、家庭における意思決定権（家族計画、妻の経済活動、診療費・授業料などの家計費の使途）や地域コミュニティにおける社会的慣行や規範を決定する影響力をもっている場合が多い。したがって、意思決定権をもつ人々が正しい情報に基づいた選択を行うことができるよう支援する必要がある。例えば、マラリア対策において蚊帳配布は有効な方策だが、家庭内での蚊帳の使用には、家庭内のパワーバランスが大きく影響する。家長の男性が配布された蚊帳の使用を独占し、マラリアに脆弱な母子が使用できないといった事態を避けるため、特に男性優位社会や一夫多妻の多い地域では、配布時に家族全員が利用できるような啓発活動を組み合わせ、また配布後もモニタリングを行うといった配慮が重要である。

（３）地域の有力者への働きかけ、男性の参加促進

（２）に関連し、女性や女性を取り巻く家族・地域全体への働きかけや行動変容を促すため、また、女性自身への啓発の効果を更に高めるため地域や家庭内の意思決定層への啓発活動をプロジェクトに組み込むことが重要である。男性は他の男性、とりわけ地域で尊敬されている男性の言葉には耳を傾ける傾向があることから、地域の有力者（村長、学校長、宗教指導者等）を先導者として巻き込むことが効果的である。また、周囲の理解や励ましによって、行動変容を起こしやすくなるため、職場、軍隊、警察、学校などで集団的に啓発・普及活動をするのも有効な方法である⁷⁵。

（４）ジェンダーに留意した保健システムの強化

開発途上国においては、女性の置かれている状況及びジェンダーに係る状況が把握されていない場合が多い。そのため、定期的に行われる保健及び人口に係る動態調査や社会経済的側面に関する世帯調査、保健情報システムの情報を、性別・民族・社会階層別などに分析することが重要である。そのうえで、人間の安全保障の観点を踏まえ、貧富の格差が大きい地域や女性の地位が低い社会では可能な限り社会ジェンダー分析等を行い、どの層の人々が最も脆弱な立場に置かれ、保健医療を含む基礎サービスから漏れる傾向にあるのか、その原因が何か、どのような施策が有効か等を検討する必要がある。また、保健サービスの提供者側からは、女性医療者の業務環境や就労条件に配慮し、女性医療職が十分なサービスを提供できるよう体制を整えることも重要である。

3-2-6 環境管理とジェンダー

1. 環境管理とジェンダーの現状と課題

人間の活動全般から発生する環境への負荷（悪影響）を減らし、持続可能な消費と生産が可能となる社会の仕組みづくりを行うことは、環境がもたらす人々の負の影響を緩和し、健康と生活を守るために必要不可欠である。かつては先進国の問題とされていた大気汚染

⁷⁵ JICA、2008、課題別指針：リプロダクティブ・ヘルス

や水質汚濁、廃棄物問題などの環境問題は、いまや開発途上国にも及び、人々の健康や生活環境に負の影響をおよぼしている。また、地球温暖化や酸性雨は、国境という枠をこえて地球規模で拡大し、人類の生存や発展にとって避けては通れない課題として全世界で認識されている。

環境におけるジェンダーの視点の重要性は、1985年の「第3回世界女性会議」(ナイロビ会議)⁷⁶で初めて提唱されたが、その後環境悪化の影響は性別によって異なり、特に女性と子どもはその影響を受けやすいことが明らかになった。例えば、日本でも問題となっている環境ホルモン(内分泌かく乱物質)は、男性の生殖器の異常と精子減少の原因となるだけでなく、女性の生殖器にも影響を与えることが報告されている⁷⁷。また、都市部の工業化に伴う大気汚染⁷⁸と水質汚濁も男女の健康に悪影響を与えるだけでなく、女性の体に有害化学物質が蓄積されることにより胎児や乳児の健康にとって脅威となっている⁷⁹。

このような背景の下、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議⁸⁰で採択された「アジェンダ21」では、環境管理に男女が平等に参加することは、持続可能かつ公平な開発のために不可欠であると確認された⁸¹。また、女性2000年会議では女性が環境面でのリスクを大きく負っていること、ジェンダーの視点に立った政策・施策が環境管理に欠かせず、ジェンダーと環境管理の関連性に対する各国政府や社会の認識を高める努力を行う必要性が強調された⁸²。2004年にナイロビで行われた第1回世界環境女性会議では、ジェンダーの公平性とより清潔で安全な環境、そしてコミュニティの生活改善のための活動の継続が宣言されている⁸³。

JICAでは、平成14年に作成された課題別指針「ジェンダー主流化・WID」の課題別協力量針を参考に環境管理におけるジェンダー主流化が進められてきた。環境とジェンダーは密接なかわりがあることを認識し、シリア国「全国環境モニタリング能力向上プロジェクト」(2005—2008年)など、環境管理において意思決定の過程に男女双方が参画できる環境管理支援を行ってきた。廃棄物管理における協力においても、エルサルバドル国「地方自治体廃棄物総合管理プロジェクト」や「パレスチナジェリコ及びヨルダン渓谷における廃棄物管理能力向上プロジェクト」など家庭ゴミの排出における女性の役割等、ジェンダ

⁷⁶ 3rd World Conference on Women, Nairobi 1985

(<http://www.earthsummit2002.org/toolkits/women/un-doku/un-conf/nairobi-2.html>) 参照

⁷⁷ 環境庁リスク対策検討会監修『環境ホルモン—外因性内分泌攪乱科学物質問題に対する研究班中間報告書』環境新聞社(1998)

⁷⁸ 大気汚染においては、女性の心臓発作など心血管疾患のリスクを高めることが報告されている。(Kristin A. Miller, et al. “Long-Term Exposure to Air Pollution and Incidence of Cardiovascular Events in Women”, *The New England Journal of Medicine*, Feb 2007

(<http://content.nejm.org/cgi/reprint/356/5/447.pdf>) 参照

⁷⁹ 世界人口基金『世界人口白書2001』pp. 37—38

⁸⁰ United Nations Conference on Environment and Development (UNCED), Rio de Janeiro, 1992

(<http://www.un.org/geninfo/bp/enviro.html>) 参照

⁸¹ Agenda 21 (<http://www.un.org/esa/sustdev/documents/agenda21/index.htm>) 参照

⁸² “Beijing+5 Process and Beyond” (<http://www.un.org/womenwatch/daw/followup/beijing+5.htm>) 参照

⁸³ First Women’s Environment Assembly, 2004

(<http://www.unep.org/Documents.multilingual/Default.asp?DocumentID=408&ArticleID=4618&l=en>) 参照

一に配慮する案件が増えてきている。また、スリランカにおける青年海外協力隊の活動において、低所得居住地域の住民組織、特に女性を対象とした生活改善事業に協力し、ゴミ処理や環境教育促進事業等で各種プログラムの立案・計画・調整・促進をした例もある。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

JICA では、開発途上国における環境問題への取り組みに対して、「大気汚染対策」「酸性雨対策」「水質汚濁対策」「廃棄物管理」などの面から支援を行っているが、各分野に共通してジェンダーの視点から留意すべき点は以下のとおりである。

(1) 廃棄物処理場等の建設のために非自発的住民移転の必要が生じた場合は、一般に女性の方が周辺環境に依存している可能性が高いので、男性だけでなく女性の生活への影響を最小化するような対策を講じる。また、非自発的住民移転に係る対策の立案、実施、モニタリングには、男女両者の適切な参加を促進する。

(2) ゴミ収集車等の新たな利用により、それまで人々が担っていた生計手段の喪失が予想される場合は、影響を最小化し、損失を補償するために、合意のうえで実効性ある対策を講じる。一般に、女性は男性に比べて代替の生計手段を見つけることが困難であることを考慮する。また、生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、男女両者の参加を促進する。

(3) 環境教育・啓発の強化における女性の役割を重視し、市民及び都市環境保全に関する組織の意識の向上のために女性の参加を推奨する。例えば、コミュニティにおける環境管理のための啓発活動に女性グループを利用することにより、コミュニティのみならず将来の環境管理の責任を負う子どもを含む家族への啓発活動を行う。また、女性はゴミの分別など家庭・コミュニティでの環境管理の責任を既に担っていることが多いので、まず女性への啓発活動を行うことにより、直接的な効果をねらう。

上記のようなジェンダーの視点を、環境社会配慮の一環として、環境管理に関する案件の計画、実施、モニタリング、評価のすべてに取り入れる。

BOX3-2-6-1：一般廃棄物に関する指針とジェンダー

男性は外に働きに行き、女性は家事を担うという世界で見られる家庭内の標準的なジェンダー役割は、廃棄物とのかかわり方が男女で異なるということにつながっている。ほとんどの社会では家の中をきれいにするのは女性の役割と考えられており、結果として家庭の廃棄物の処理は女性が行うことが多い。そして家庭の延長線上でコミュニティ内の集会場、道や溝の掃除も、廃棄物の処理も女性が担うケースが多い。このため女性はコミュニティにおける環境問題をよく承知しており、環境改善の方法や適切なゴミ集積場の設置場所などに関し、貴重な意

見や情報を有している。

またコミュニティ内で従来から女性が行ってきた環境改善に係る活動はUnpaidで担われている。しかし一般廃棄物の収集、処理をサービスとして提供するシステムが導入され、廃棄物の収集業務や掃除業務がPaid Workとなると、この仕事は女性の手を離れ、男性が占めることになることがしばしば起こる。他方、ゴミ収集の仕事を行う人の社会的ステータスは、多くの地域で低くみなされており、そのため男性作業員はできれば別の仕事に就くことを望む傾向が強い。これに対し、特に貧困女性の場合、他に就業の機会やスキルがないため、男性作業員より、この業務に一所懸命臨み、作業効率が低いといわれている。貧困女性はこの仕事に向いているという認識は正しくないが、貧困女性の収入獲得機会を取り戻し、貧困女性のエンパワーメントの突破口とするとの観点で、廃棄物処理・環境改善事業への女性の参入推進は重要であり、コミュニティの環境改善と女性のエンパワーメント活動を連動させることが望ましい。

一方、廃棄物はそれを出した人間にとっては不必要なものであるが、他の人間にとっては価値のある資源となる。そしてこの廃棄物の価値の再評価の際にもジェンダー役割により男女で価値判断が異なることがある。廃棄物の資源としての価値判断や再利用状況に関しジェンダー分析することは、分別リサイクルの方法を決定する際に必要な情報となる。

一般廃棄物の収集、処理の改善を含む都市環境改善事業を進める際には、以下の点に関し、ジェンダーの観点から点検することが必要となる。

- だれが廃棄物を出しているか
- だれが廃棄物を処理しているか
- 廃棄物の資源としての価値をだれが決めているか
- だれが処理方法を決めているか
- だれの意見が反映されているか

(参考資料: Anne Scheinberg, Maria Muller and Evgenia L. Tasheva(1999), Gender and Waste, Integrating gender into community waste management: project management insights and tips from an e-mail conference, 9-13 may 1998)

<http://www.gdrc.org/uem/waste/swm-gender.html> Gender and Urban Waste Management (Maria Muller and Anne Scheinberg)

JICA課題別指針「廃棄物管理」より抜粋

3-2-7 平和構築とジェンダー

1. 平和構築とジェンダーの現状と課題

2000年10月31日、国連安全保障理事会決議1325号（女性、平和、安全保障）が採択され、女性と平和維持に関しても勧告がなされた。主な勧告内容をまとめると次のとおりである。

- ① 紛争予防と平和維持への女性の参加
- ② 平和構築ミッションにおけるジェンダー視点の統合
- ③ 紛争地域及び難民キャンプにおける女性・女性の保護

- ④ 性的暴力不処罰の停止
- ⑤ 各種国連報告及び報告に基づいた各種活動のジェンダー主流化

この決議では、特に戦争や紛争の影響が市民、特に女性と子どもに対して厳しく、これは平和と安全を脅かすものであると指摘している。さらに紛争予防・解決や平和構築に女性が果たす役割は重要だとして、各国の紛争解決に関する施策・方針の形成や実務・事業のあらゆる段階・側面に、より多くの女性が参加することや、国連事務総長及び各国に対して、ジェンダー視点に立って平和維持活動を進め、紛争後の平和構築における女性の保護、権利、ニーズに関する研修の実施をすることを求めている。

この決議は、ジェンダーの視点に立って平和構築を進めることが、人間の安全保障の確立にとって不可欠であることを位置づけるものである。しかし、この決議の周知度は限られ、決議採択から 8 年が経過したものの各国政府や国際機関においても取り組みが進んでいないとはいいい難かった。

そのため、国連安全保障理事会は、2008 年 6 月 19 日、「女性と平和と安全保障に関する決議 1820 号」を満場一致で採択し、武力紛争のすべての当事者が民間人に対するあらゆる性的暴力行為を即時、完全に停止することを求め、レイプをはじめとする性的暴力は戦争犯罪であり、人道に対する犯罪であると同時に大量虐殺の一部を成す行為であるとした。この決議は、性的暴力は安全保障の問題であり、女性に対する様々な形態の暴力があつては、永続的な平和構築は不可能であることを一致して認めたものである。

SCR1325 号及び SCR1820 号は、日本国政府も同意を表明して決議されたものであるが、それらを具体的に実現するための仕組みや体制の検討は十分とはいいい難く、JICA にとっても平和構築や人間の安全保障自体が新たな開発課題領域である。したがって、JICA の平和構築の課題別指針に沿って、ジェンダー視点に立った現状調査を実施し、対応方針を考えていくことが喫緊の課題である。

1989 年、東西の対立による冷戦体制が崩壊したにもかかわらず、その後世界では継続的に紛争が勃発してきた。そのような紛争⁸⁴の特徴として、特に途上国における国内紛争が増加したことや、軍人や兵士と市民の明確な境界がなくなり、市民が紛争の被害者・当事者になることが増加していることなどがあげられる。冷戦が終了した 1989 年から 2003 年までの 14 年間に発生した 116 件の紛争のうち、109 件が国内紛争であるという報告もある⁸⁵。市民の被害者の数は、第 1 次世界大戦では全死傷者の約 5%であったが、第 2 次世界大戦では約 50%に増加し、1990 年代の紛争では 80~90%といわれている⁸⁶。また、男性だけではなく、女性や子どもが死傷者に含まれるケースが増えている。

さらに、武力紛争が起きるとその影響は社会全体に及ぶが、女性は男性とは異なる被害を受ける。

例えば、女性への性暴力は既に軍事戦略の一部となっており、性暴力被害を受けた女性・

⁸⁴ ここでの紛争とは、武力紛争もしくは、暴力を伴う紛争を意味する。

⁸⁵ Armed Conflict 1989-2003, Journal of Peace Research, International Peace Research Institute

⁸⁶ IDEA, 1998, p. 11

少女は、身体的にも精神的にも深い傷を負い、その苦しみはレイプによる妊娠・出産、HIV感染、精神的外傷（PTSD）によって長期に及ぶ。男性は、戦場で死亡又は負傷し、戦場での体験によって身体的精神的後遺症をひきずるが、戦闘行為への女性の参加が増加するにつれて、除隊後の女性兵士のケアも問題になってきている。

年代が若くなると、少女も戦闘員として加害者となる場合が増えているが、少女たちは戦闘員として戦うことに加えて、男性戦闘員の衣食住の世話や性的関係を強制されることもある。これらの子どもたちは、誘拐・洗脳されて徴用され戦闘員となった場合もあれば、貧困や飢餓、紛争による家庭崩壊、教育機会の喪失の結果、将来を悲観し、戦闘に参加する場合もある。

武装紛争のために、紛争地を逃れ安全な場所に移動する国内難民や国境を越える難民の数も増大しているが、これらの難民の多くも、女性、子ども、高齢者である。難民集団によってはその割合は90%にも達している。

成人男性の多くが戦闘員として紛争に参加するため、女性や子ども、高齢者が地域に残され、女性が実質的な世帯主となり、生計を支えることが多くなる。女性の労働負担が増し、家族を扶養するのに十分な所得が得られないなど、武力紛争は、その多くが貧困の状態にある女性世帯主の家庭を更に多くつくりだし、またそうした家族の状況を悪化させている。女性世帯主の困難は紛争後の復興過程にも引き継がれ、土地・財産に関する相続権が未整備であったり、実際に一家の生産を担う女性世帯主が農村での会合や訓練、水利組合などの社会組織から排除されるといった問題が発生している。

さらに、紛争が長く続いてきた国や地域では、成人男性は戦闘員としての訓練を長期間受けてきており、紛争終結後にコミュニティに戻っても、職業技術・技能をもたないため、就業機会を得ることが難しい。そのため女性が帰還兵を含めた家族の生活を紛争終了後も支え続けなければいけない場合も多い。加えて元戦闘員は、戦場という特殊な状況で暴力、殺人、略奪、レイプなどの様々な経験による精神的外傷（PTSD）を負っているため、紛争後の社会に円滑に適応していくことに困難を伴う場合が多く、それが女性や子どもへの暴力の形態となって現れることも多い。

一方、女性や女性団体は、和解や復興、平和構築に関して草の根レベルで重要な役割を担ってきた。女性たちは、コミュニティ間の和解に積極的にかかわっている。これまで平和構築は軍事的政治的に力をもつ男性に焦点があてられてきたが、長年の運動によって構築された女性のネットワークは一種の社会的安全網であり、平和構築の担い手としての女性と子どもが注目されている。

2. JICA の協力の方向性と留意点

上記の現状を踏まえ、JICA はジェンダー平等にも貢献する平和構築分野への協力を行っていきたいと考えるが、具体的に留意する点は以下のとおりである。

（１）改訂中のJICAの平和構築支援の課題別指針によれば、JICAの平和構築における支援分野は、①社会資本の復興、②経済活動の復興、③政府の統治機能の回復、④治安強化で

あり、事業の実施に際して留意すべき点として、①迅速かつ継ぎ目のない支援の実施、②社会的弱者への支援、③政府に対する支援とコミュニティ・人々に対する支援、④周辺国・地域への支援、⑤紛争予防・再発防止への配慮とされている。

社会的弱者には、紛争・地雷等による障害者、孤児、寡婦、元子ども兵（男女）、社会的に疎外されているグループ等が含まれるが、これらの人々は紛争の影響を受けやすいにもかかわらず、紛争終了後の復興支援においては対応が遅れ、平和や復興の配当を受けにくい。社会的弱者に対する支援は、紛争終了後すぐに実施されなければ、ある程度復興が達成されても、社会的弱者が新しい社会の一員として社会の中に統合されず、中長期的に経済・社会開発の負担になったり、そのために社会的・経済的格差の固定化につながる可能性がある。一方、社会的弱者は単に支援対象として受け身の存在ではなく、紛争終了後の和解や公正な社会をつくるガバナンスの構築において主体的な貢献ができることもある。特定集団を対象とする協力のみならず、教育、保健・医療、基礎インフラ整備、ガバナンス、帰還・再定住、経済復興等の支援において、これらのグループが参加し、便益を受けられる枠組みをつくることも重要である。

（２）紛争影響地域での JICA 事業において、紛争予防配慮を徹底し、平和構築を促進していくために、平和構築アセスメント（Peacebuilding Needs and Impact Assessment：PNA）を実施している。このプロセスにおいて、個々の紛争影響国における特性を把握することとしているが、ジェンダーの視点で配慮すべき事項についても PNA のプロセスで抽出されることが必要である。例えば、紛争経験国でありかつイスラム文化圏であるアフガニスタンにおいては、反政府勢力であるタリバンは女性の自立が促進されることに対して強く抵抗している。そのような状況に際しては的確な情報収集と関係者との十分な協議によって、JICA 事業が想定外のリスクを女性にもたらすことを回避し、適切な事業の受益者、アプローチ、実施場所を決定する必要がある。

《平和構築アセスメント（Peacebuilding Needs and Impact Assessment：PNA）》

PNA とは、紛争影響国・地域の政治・行政・社会・経済・治安の現状及び紛争要因を分析し、紛争予防及び平和促進に必要な配慮を、案件の計画策定から評価までの事業運営管理に組み込むことである。紛争予防・平和構築の配慮は、継続して、事業運営に反映させることが重要であり、また、PNA の実施を通じて、援助関係者の紛争予防及び平和促進への配慮の視点を醸成することも試みている。

PNA には、国レベルとプロジェクトレベルがあるが、ジェンダーとの関連では、国レベルにおいては、必要に応じて対象国におけるジェンダーの特性について把握すること、プロジェクトレベルにおいては、ステークホルダー分析で、例えば女性グループについて紛争・平和への関与や影響を分析したり、紛争予防配慮の一環として、ジェンダーの視点からも配慮すべき事項があれば徹底していくことが考えられる。

JICAにおける具体的な取り組み事例の1つには、以下のプロジェクトがある。

**BOX3-2-7-1：エリトリア・除隊兵士の社会復帰のための基礎訓練プロジェクト
(2005. 6～2007. 6)**

エリトリアは、エチオピアとの約30年にわたる独立戦争を経て1993年に独立したが、1998年から更に3年間、エチオピアとの国境紛争を経験した。その後、2001年に国家除隊・社会復帰プログラム委員会（National Commission for the Demobilization and Reintegration Program：NCDRP）を設置し、2005年までに約10万人の除隊が完了している。

本プロジェクトは、除隊兵士の社会復帰支援のため、教育省技術職業訓練教育局とともに試行的に基礎的技能訓練を実施し、建設、配管、農業、美容師育成の訓練を実施するという内容であった。

除隊された兵士の3割（約3万人）が女性であったことや、高齢の兵士とともに女性兵士が真っ先に除隊されたことから、プロジェクトでは、女性を対象としたコースを企画・実施することについても取り組んだ。

プロジェクトは、2年間で、男女合わせて499名の除隊兵士に対して、基礎的技能を習得する機会を提供した。女性のためのコースとしては、縫製や調理、美容師養成などの分野が検討されたが、市場調査や小規模な試行的実施の結果、最もフィージビリティの高い美容師養成コースが実施され、女性除隊兵士217名が訓練に参加した（訓練対象者の約43%に相当する）。他の訓練コース（建設や農業など）に参加する女性ともあわせると、全体の56%が女性という結果になった。

エリトリアでは、髪の毛を編み込むことが女性の身だしなみととらえられており、気軽に美容院を利用する人口が多いこと、美容院の開業は大掛かりな投資を必要としないことなどから、訓練後の就業率が他の訓練と比べて高いという結果が報告されている。

3-2-8 ガバナンスとジェンダー

1. ガバナンスとジェンダーの現状と課題

JICAでは、ガバナンスを「相手国が安定して発展するために、その国の資源を効率的に、また国民の意思を反映できる形で、投入・配分・管理できるような国のあり方」と定義し、途上国のガバナンスを改善するために、技術協力を通じて、主に制度・組織づくりや人材育成に向けた支援を実施している。相手国政府が主体的、内発的にガバナンスの改善や民主化の進展と定着を進めることを重視しており、制度的変革を外から押し付けるのではなく、内発的な変革のプロセスを支援するために、情報提供や対話を行いながら、相手国政府が主体的に制度の選択や構築、運用を行うための支援を行っている。

一般に途上国では、政府が、国家開発計画や、様々な制度・政策を策定及び実施する際に、特にジェンダーの視点から市民のニーズを把握し、その結果をこれらに反映するプロセスを経ていない場合が多い。この原因としては、①女性の地位向上を目的とする国内本

部機構（ナショナル・マシーナリー）が存在しない、存在しても権限が弱く意見を政策に反映できない、予算や人材不足により、計画したプログラムが実施できない、②国家開発計画や各省庁の個別政策にジェンダー平等推進に関する具体的な目標や評価指標がない、③男女別の経済・社会統計（データ）が整備されていないため女性の現状及びニーズが把握できない、④政府の関係機関の意思決定過程に参画する女性の割合が少ない等の問題点があげられる。

また、一般に、途上国の女性の多くは政治的な場（political governance）だけでなく、家庭の中においても（family governance）、意思決定に参加することや、指導的立場に立つ機会が限られている。その理由としては、性別役割や権利に対する伝統的な規範の存在、それゆえの経験不足と自信の欠如、女性の権利を保障する法律の未整備等が理由としてあげられる。

現在途上国には草の根で活動する女性組織の活動も数多く存在し、女性の自律性や自己決定権、対外交渉能力の向上をめざした取り組みが行われている。これらの組織は、資金の不足、計画の不備、実施能力の弱さなど課題も多いが、こうした一連の活動を通して、女性の意思決定の場や政治への参画がより一層促進されることが重要である。

2. JICAの協力事業実施上の留意点

ジェンダーの視点に立ったガバナンスの改善のためには、女性の地位向上を目的とする行政組織の能力向上を支援していく取り組みと同時に、中央や地方の行政機関がジェンダーの視点をもった政策や計画を作成し、実施していく能力を強化するためのしくみ（メカニズム）づくりの支援が必要となっている。

一方、ナショナル・マシーナリーが脆弱であったり存在しない国もあるため、その場合は保健省、教育省、農業省、社会問題省、財務省、法務省など、ジェンダー主流化の重点省庁への支援も検討の余地がある。また、国によっては教育省、財務省、農業省などに「省庁アドバイザー」のJICA専門家を派遣していることもあるため、これらの専門家との連携も有効といえる。

また、基本法分野の支援を通じて、人権が保障される公平で健全な市民社会の発展の基盤づくりに協力することは、ジェンダー平等を推進するための基礎ともなっている。

加えて、女性団体を含む市民社会との連携を促進し、女性が政治に参加し、発言していくよう女性のエンパワーメントを促進していく取り組みを支援していくことも、ジェンダーの視点に立った市民社会の形成に向けて、重要な課題である。

以上のことから、JICAは以下のような取り組みを積極的に支援する。

（1）ナショナル・マシーナリーの能力強化、ジェンダー統計の拡充

- ① ナショナル・マシーナリー、中央官庁、地方自治体が実施するジェンダー関連政策や事業の立案、運営・実施、モニタリング・評価能力等の向上の支援を行う。
- ② 他省庁のジェンダー担当部局及び地域で女性関連の事業を行う行政組織が実施する女性関連政策・事業に対して、ナショナル・マシーナリーがもつ監視・調整・推進・ア

ドボカシー、情報普及の機能を強化する支援を行う。

- ③ ナショナル・マシーナリーが、ジェンダー視点による予算分析の実施や男女平等促進のための法律やドメスティックバイオレンス廃絶のための法律などの制定を進めるための支援をする。
- ④ 中央・地方自治体の各級政府職員に対してジェンダー研修を行う活動を支援する。
- ⑤ 政府関係機関の意思決定レベルにおいて、女性職員の割合を 50%に近づけるための制度づくりやアドボカシーキャンペーンの実施支援を行う。
- ⑥ 研修などを通して、女性行政官の能力向上を支援する。
- ⑦ 男女別のデータを含む国勢調査等のジェンダーに関する情報及び統計を整備する。

(2) 意思決定過程への参加・参画の促進

- ① 女性の基礎的能力の向上（農村部や都市部の貧困層などの女性や女子を対象にした初等教育、成人識字教育の普及促進、各種情報リテラシーの向上など）及びメディア（教材・書籍、放送番組）の制作への協力を通じて、女性の意思決定や政治（女性の法曹の養成など）への参加を促進する活動を支援する。
- ② 女性組織や、女性の能力向上を目的として活動している NGO 等と連携し、中央及び地方での女性のあらゆる社会組織への参加を促進するよう支援する。特に、JICA が支援するプロジェクトにおいて、意思決定への女性の参加が促進されるよう配慮する。
- ③ ジェンダーの視点に立った市民社会の形成に向けて、女性組織や NGO の自主運営能力の強化や、対外交渉能力の形成・強化、計画立案、実行能力の強化を目的とする協力を行う。

関連する国際・国内的合意事項

ジェンダーとグッドガバナンス
北京行動綱領（1995 年）
＜戦略目標＞ (権力・意思決定における女性) 1. 権力構造及び意思決定への女性の平等なアクセス及び完全な参加を保障するための措置を講じる。 2. 意思決定及び指導的立場への女性の参加能力を高める。 (女性の地位向上のための制度的な仕組み) 1. 国内本部機構及びその他の政府機関を創設又は強化する。 2. 法律、公共政策、計画及びプロジェクトにジェンダーの視点を組み込む。 3. 立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及する。

【ジェンダーに配慮したガバナンス分野の協力の事例】

BOX3-2-8-1：カンボジア国 ジェンダー政策立案・制度強化プロジェクト

カンボジアでは、1970 年からの内戦によって多くの男性が命を落とし、1970 年代後半には、人口の 6 割以上が女性ともいわれる時代があった。そのため女性の人口比率が高く（20 歳以上の人口の 55%）、女性世帯主世帯は 29%であり、その多くが貧困層に属している。

カンボジア政府は男女平等を促進し、ジェンダー課題に取り組む国内本部機構として 1996 年に女性省を設置した。1998 年には女性省の第 1 次 5 ヶ年計画が策定され、保健、教育、法的保護、経済開発、ジェンダー平等、女性省の能力向上の 6 分野で女性の地位向上が盛り込まれた。しかし、女性省は政策提言や他省庁との連絡・調整能力が十分でないため、JICA では女性省及び関連省庁のジェンダー政策立案能力の強化に焦点を当てた技術協力プロジェクトを実施することとなった。

このプロジェクトでは、カンボジア政府が政策を策定するプロセスにおいて、ジェンダー視点を組み込むためのメカニズムを構築できるようにすること、そして女性の政策提言のための女性省の組織能力の強化をめざして活動を行った。

カンボジアでは、多くの女性が主産業である農林水産業に従事している。農家で生産した農産物を仲買人に売る役割を担っているのが女性たちであるが、女性は適切な農産物の市場価格情報を入手できないため、仲買人に買い叩かれることが多い。そこでプロジェクトでは、商業省が担当する「市場情報の普及」という開発課題にジェンダー視点を盛り込むため、既存の情報や調査分析結果から導き出した対策案をパイロット地域であるコンポンチャム州で実施し、そのモニタリングと評価を女性省と商業省、同州商業局が協働で進めた。村から市場情報普及員を選出し、農家を訪問しながら市場価格情報を書面と口頭で伝え、同時に、州商業局の職員によるジェンダー研修や啓発活動を行い、女性も意見を述べる機会を与えられるようにしていた。そうした活動は、女性のみならず農民である男性にもよい影響となり、1 年間の事業の結果、村人は仲買人の言い値で買い叩かれることもなくなり、女性たちも市場価格情報を活用し、売り値の決定にかかわれるようになった。プロジェクトは 2008 年 3 月に終了したが、女性省の取り組みはまだ始まったばかりである。

3-2-9 人権とジェンダー

1. 人権とジェンダーの現状と課題

人権とは「世界における自由、正義及び平和の基礎」であり「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」である⁸⁷。1948 年に採択された世界人権宣言第 2 条は、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、（略）すべての権利と自由とを享有することができる」と謳って

⁸⁷ 世界人権宣言（1948 年）

いる。2000年9月に、国連ミレニアム・サミットで採択された「ミレニアム宣言」でも、人権はひとつの課題として掲げられ、21世紀の国際関係に不可欠な基本的な価値として「男女の権利と機会の平等」が謳われ、「女性に対するあらゆる形態の暴力に対抗し、『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）』を実施することを決意する」と宣言している。そして、ミレニアム開発目標（MDGs）の8つの目標のうち、第3目標を「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」の達成としており、今世紀の地球社会がめざしている「すべての人々に人権を」の実現に向けてジェンダー平等の達成をめざすことが期待されている。

開発途上国においては、一般的に男性（男子）よりも女性（女子）が、基本的な権利を侵害されている。生まれる前から、また生まれてから、ジェンダーに基づく暴力の被害者となるのも女性であることが多い。例えば、胎児の性別による選択的中絶、女子であるための新生児殺しなどがある。一人っ子政策をとっている中国では12%の女児の胎児が中絶され、インドでは年間1万人の女児が出生後に殺され、死産もしくは自然死として処理されているとの調査結果もある⁸⁸。また、男女間の賃金格差や労働条件の不平等など労働分野の不平等については、女子差別撤廃条約批准国においても、依然として深刻な課題となっている。

米務省の統計では、年間80万人が国境を越えて人身取引されており〔国際労働機関（ILO）の推定によると年間123万人が国内・国外で人身取引されている〕、その多くを女性と少女が占め、被害者の多くは営利的な性的搾取を受けている⁸⁹。国境を越える人身取引は氷山の一角であり、その基層には国内における人身取引の裾野が広がっている。貧困家庭の親が子どもを売る。そして家族のために犠牲になるのは娘の義務と考える風潮があることも人身取引を助長する背景のひとつになっている。

女性は、レイプの被害者になったうえに、レイプを受けたことを恥じる身内から殺されることもある。女性が夫以外の男性と姦通したり、レイプされた場合、また不相応な相手と恋愛をしたと噂が立った場合、家族の名誉を汚したとして、家族に殺されることを名誉殺人（honor killing）と呼ぶ。パキスタンでは1つの州だけで、1997年に300人以上の女性が名誉殺人によって殺害されたともいわれている⁹⁰。ダウリー（花嫁持参財；インドやネパールの慣習、女性側の親族が婚姻の持参財として用意する）の不足により夫やその家族や親戚から暴力を受け続けたり、殺されることもある。

上記のようなケースでなくても夫から家庭内暴力（DV）を受ける可能性も低くない。世界保健機関（WHO）が複数国で実施した調査研究によると、調査対象となった女性のうち、15～71%が親密な関係にあるパートナーから身体的・性的暴行を受けたと回答している⁹¹。またJICAボリビア事務所が2006年度に実施した国別ジェンダー整備調査によると、ボリビアでも調査対象となった女性の53%がパートナーから何らかの暴力を受けた経験があると国家保健調査の報告を紹介している。

⁸⁸ UNICEF Innocenti Research Centre (June, 2000), *Domestic Violence against Women and Girls*

⁸⁹ U.S. Department of State, June 2008, *Trafficking in Persons Report*

⁹⁰ UNICEF Innocenti Research Centre (June, 2000), *Domestic Violence against Women and Girls*

⁹¹ UNICEF (2007) 『世界子供白書』

ほかにも女性性器切除（FGM）、幼児婚など、人権侵害の事例は枚挙にいとまがない。

このように人権侵害の要因にはジェンダーの側面、すなわち、社会的・文化的に構築されたジェンダーに基づく差別があるのであり、特に女性（女子）の人権侵害の根幹が社会のジェンダー構造にあることは紛れもない真実である。ジェンダー平等をめざすこととは、社会的に構築された差別的な性差に基づく権利と機会の不平等をなくすことであり、それは人間としての尊厳や誇りを尊重するという人権の最も基本的な考え方に通ずるものであるともいえる。

女性の人権についての総合的な国際法規範として世界中の女性の権利を推進しているのが、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」）である。これは、1979 年の国連総会で採択された国際条約であり、この条約が履行されているかどうかを監視するために設立されたのが女子差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination Against Women: CEDAW）である。2006 年 3 月現在、182 カ国が女子差別撤廃条約を締結している（日本は 1980 年に署名、1985 年に批准している）。

この国際条約に基づき、女性に対する差別を禁じる国内法等の整備がなされた国等では、ジェンダーと人権について法整備の面で一定の成果があったといえる。一方、今なおかなりの国々で国内法における深刻なジェンダー格差が残っている。また、法律上の差別は是正されても制度には反映されていなかったり、法律・制度上は男女平等であっても、慣習法や慣習法に基づく思い込みや慣行によるジェンダー差別が今なお色濃く残るケースもあり、ジェンダーと人権の問題は法整備だけで解決できるほど単純ではない。

ジェンダーと人権の問題を根本的に解決していくことが難しい要因には、ジェンダーに基づく暴力や差別が「文化」の一部であって、社会がそれらの行為を受け入れることに何の問題もないという思い込みもある。むしろ、こうした慣習を変えようとする動きは文化的慣行を侵害するものという考え方もある。またこうした思い込みは、必ずしも男性だけでなく、女性にもあるともいえる。すなわち、女性が「こういうものだ」と思い込み、ジェンダー差別やジェンダーに基づく暴力に抵抗するすべを知らない、あるいは抵抗できるものと考えたこともないという現状もある。

しかし、暴行や殺人は万国共通に犯罪であるとされているものである。名誉殺人は殺人以外のなにものでもないし、伝統や文化であるとの説明で済ませることはできない。あらゆる暴力は女性の健康を侵害する深刻なリスクでもある。「人間の安全保障」を推進する JICA 事業においても、ジェンダーに基づく差別/暴力などの人権侵害に対して取り組みを進めていくことは重要な課題であるといえる。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

JICA のなかでも人権に係る協力は新しく、方向性や留意点を構築中という段階である。ここでは協力事例を紹介したい。

**Box3-2-9-1：タイ国 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト
(2009-2014)**

東南アジアでは、経済や情報のグローバル化、地域経済統合の進展とともに、国境を越えた人やモノ、情報の移動が急増し、それに伴い、特にメコン川流域地域において人身取引の被害者が急増している。なかでもタイは、人身取引に関する送出国、中継国及び受入国となっている。タイ人の女性と子ども（男女）は、国内のみならずマレーシアやシンガポールなどの近隣諸国や日本、オーストラリア、米国などの先進国に人身取引されたり（送出国）、ラオス、ベトナム、カンボジアなどの周辺国の女性や子どもがタイへ人身取引されたり（受入国）している。アジアでは日本が人身取引の最大の受入国となっており、そうした場合の多くがタイを経由して（中継国）、東南アジア各国から人身取引がなされている。

人身取引は、性的搾取のみならず、強制労働、臓器摘出なども含む広い概念であるが、これは重大な人権侵害であるとともに、国境を越えた開発課題であり、人間の安全保障の課題でもある。日本政府は、国連の人身取引防止議定書に2000年に署名しているほか、2005年にはジェンダーと開発（GAD）イニシアティブの具体的取り組みの1つとして「人身取引に係る包括的な対策の推進」を支援することとしている。

本プロジェクトでは、人身取引対策のなかでも、人身取引被害者の保護やリハビリテーション、自立・社会復帰に焦点を当てた支援を行うこととしている。また、「被害者の保護・支援」は日・タイ政府間人身取引対策タスクフォースで、今後重視していく分野として日本政府が提案した分野であり、本案件の実施に係る内外の期待は大きい。

**Box3-2-9-2：ペルー国 人権侵害及び暴力被害住民（男女）への
包括的ヘルスケア強化プロジェクト**

ペルーでは、1980～2000年、長年にわたる政府とテロリストグループの対立により、特に貧困層が集中する山岳地帯を中心に破壊活動が行われた結果、多数の地域住民（男女）が暴力被害を受け、貧困と暴力被害による二重の精神的・身体的健康障害という苦しみを抱えた生活を余儀なくされている。また、これら暴力被害を受けた住民（男女）の生活に対する失望感（喪失感）や公的機関に対する不信感は大きく、社会的適応も困難な状態が続いている。さらに、社会の中に「精神病」に対する偏見も根強くあることから通常の保健医療機関を訪れにくい、訪れたとしても精神的な悩みを相談しにくいという現実がある。したがって、住民（男女）が最初に接する末端の保健医療従事者が、暴力による被害の現状を正しく理解し、適切に対処できる能力を身につけること、また暴力被害者とその家族は、社会から阻害されることが多いため、コミュニティへの参加をサポートしながら包括的ヘルスケアによって、身体的・心理的・社会的な健康の回復を図ること、被害者のエンパワーメントを図ることの

重要性が認識されている。

かかる背景の下、JICA は 2005 年から本プロジェクトを実施しており、人間の安全保障に立脚し、暴力被害を受けた住民（男女）の心身の健康を持続的に改善する地域保健システムの確立をめざし、暴力により影響を受けた住民（男女）へ包括的ヘルスケアを提供するための①人材養成プログラムの確立、②プライマリーレベルの保健医療従事者の技能向上のほか、住民組織や NGO が中心となり、暴力によって影響を受けた住民（男女）が受益者となる地域保健活動の推進など、を図っている。

こうした活動を通じて、暴力により被害を受けたと確認された住民（男女）の①公的保健医療施設利用率と②包括的ヘルスケアの受診率が増加し、上位目標である、「暴力被害を受けた住民（男女）の健康の改善」が達成されること、特に女性や子どもに対する家庭内暴力が減少することが期待されている。

3-2-10 情報通信技術とジェンダー

1. 情報通信技術とジェンダーの現状と課題

情報通信技術（ICT）は、生産性の向上、生活の質的向上、住民サービスの向上など様々な生活の改善を下支えできる潜在的能力をもっている。ツールとしては、従来からのラジオ、テレビ、電話などに始まり、昨今では携帯電話、インターネットの普及も目覚しく、通信機能を活用した ICT の普及も加速化している。しかしながら、開発途上国を中心に、これらのツールを利用できない人々も存在し、情報通信技術の恩恵を受けることができない状態にある。ここに、情報通信技術の恩恵を受ける国や人々と、その恩恵から取り残される国や人々との間の格差（デジタル・デバイド）が生まれ、それが両者の社会的・経済的格差をますます拡大していく、という構図が発生している。

JICA ではこうした国々に対して ICT に関する支援を行っているが、そうした国々のなかでも、国内格差が存在していることに注目する必要がある。一般的には、収益性の高い都市部において ICT の基盤整備が急速に進む一方、利用者の少ない諸島部や地方においては基盤整備が進まない、という地域格差が注目されるが、女性、高齢者、障害者、貧困層、マイノリティーといった社会的弱者に対する格差も著しい。

例えば、電化されていない交通の便の悪い農山漁村地域では、情報や知識へのアクセスが限られており、必要とする情報が十分に届かないばかりか、アクセスの方法も認識していないことも多い。そのなかでも、特に女性は、社会的、慣習的な理由から行動範囲が限られ、限られた情報のみに接して生活している場合もある。また、非識字、情報機器使用能力の欠如なども、女性が情報通信技術を使用することの障害となっている。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

（１）情報通信技術の特長とエンパワーメントの可能性

情報通信技術は、現状としてジェンダー格差の存在が明らかな領域⁹²ではあるものの、同時にその特長からジェンダー格差を解消する有効な手段でもある。特に昨今目覚ましい普及を遂げている携帯電話、インターネットといった通信手段とそれを活用するICTにおいて、女性のエンパワーメントの観点から有用であると考えられる点は次のとおりである。

- メールやショートメッセージの活用により、意図する相手により迅速に、容易に、確実にメッセージが届けられること
- 双方向にコミュニケーションがとりやすく、他者とのネットワーク構築のツールとなり得ること
- 情報の一方的な受け手から、情報の送り手（生産者）にもなり得ること
- 新しい情報通信技術の領域では職種における固定化したジェンダー区分が少ない、あるいは存在しないため参画の機会が得られやすいこと
- 使用する機材が小型で軽量であること、また、技術の進歩で操作が容易になったことから、高度な教育を受けなくても利用可能であること
- プリペイド式携帯電話を使用すれば、利用料金を安く抑えることも可能となり、より利用しやすくなったこと

こうした特長を活用すれば、女性がたとえ社会的、慣習的な理由により行動範囲が限られている場合であっても、女性自身が在宅のまま必要な情報を収集し、発信することが可能となり、社会参画の機会を得ることができるようになる。また、更なる可能性としては、歴史の浅い ICT 分野などではジェンダーの役割分担が固定していないため、新しい分野の担い手として積極的に経済活動に参画していくことも期待できる。加えて、情報のネットワークを通じて組織化し、固定的な役割を超えて、政治的な場への政策提言や市民の声を反映したり、運動を展開したりする事例は日本国内では多く紹介されており、同様の効果も期待できる。

BOX3-2-10-1 : i モードの開発者の女性の成功

i モードの開発者として、日系ウーマン「2000 年ウーマン・オブ・ザ・イヤー」を受賞した松永氏は、NTT ドコモ入社前は携帯電話も使いこなせなかった。技術を利用する「普通の人々」のニーズや消費者の目で考える「スキル」を生かし、技術について何も知らない人たちが楽しめる情報の内容を生み出した。こうした現実の人々の目線に立ったサービスビジネスの展開により、だれもが容易に情報にアクセスできるようになり、利用者の裾野を広げていった。

現在は、日本の女性からマーケティング情報を集め、働く女性の社会的ニーズに合わせたサービスを提供する、女性サイト「イーウーマン」の編集長を務める。

（参考：『i モード事件』松永真理、角川書店）

⁹²例えば、NASSCOM (National Association of Software and Service Companies) による 2000 年 6-7 月の調査結果によると、インドのインターネットユーザーは 370 万人で、男女の割合は 77:23 であった。2001 年 CNNIC によると、中国のインターネットユーザーは 1999 年 12 月の 1 万人から 2001 年 1 月には 2,250 万人まで増加。1999 年 7 月の男女の割合は 79:21 であった（世界銀行）ホームページ）。

（２）JICA の情報通信技術分野の取り組み

１）女性を含めた社会的弱者の格差に配慮した政策支援

これまでの JICA による国内格差解消政策の確立における取り組みは、電気通信インフラをいかに地方部に拡張するかというハード面に重点を置いていたが、今後は地方部住民や女性を含めた一般市民の情報通信技術活用機会の質的及び量的向上や保健医療情報や農業情報など利用価値のあるコンテンツや社会福祉に貢献するコンテンツといったソフト面の充実にも併せて取り組む必要がある。また、より高度なレベルではアクセシビリティの確保のためのガイドライン策定支援など、社会的・経済的・文化的に不利な立場にいる人々に焦点を当てた技術支援の可能性も検討する必要がある。

「マレーシア国インターネットによる地域情報化の推進調査」では、パイロット的に地方インターネットセンターを開設するなどし、地方部のデジタルデバイドの解消に寄与する協力も展開している⁹³。こうした取り組みのなかで、今後は、地域格差の解消だけではなく、ジェンダー格差の解消にも注目し、例えば、そうしたインターネット（コミュニティ）センターの開設計画が女性にも利用しやすい環境になっているか、女性が必要としている情報がセンターに整備できているか、女性が企画に参加しているかなどにも十分配慮する必要がある。

２）ICT 活用による女性のエンパワーメントの効果の向上

ICT はそれ自体を習得することが目的であるばかりでなく、他の分野における効率化や効果の向上の手段としての意義が大きい。農業、保健医療、教育などの協力分野では、情報システムやコンピュータが活用されているが、それは女性のエンパワーメントにおいても例外ではない。ICT の活用によって、女性は、限られた知識や情報の生活から、多様な情報に接する、サービス・教育を受ける、社会参画の機会を得るといったエンパワーメントの機会を得ることが可能になる。また、ICT を活用した起業・就労によって直接的に経済的エンパワーメントが図られるという可能性も想定される。ICT を活用した女性の小規模起業の例としては、バングラデシュのグラミンフォンの事例などがある。

BOX3-2-10-2 : バングラデシュ・グラミンフォンの事例

バングラデシュは、電話普及率が世界で最も低い国の 1 つである。グラミンフォン社は、グラミン銀行のビジネスモデルを採用し、グラミン銀行、ノルウェーの民間通信会社、NGO 等の共同出資により 1997 年から事業を開始し、低価格料金プランで女性に携帯電話を販売してきた。こうして携帯電話を手に入れた女性は今では「フォン・レディース」という名前で広く知られる。利用登録ができるのは女性名だけだが、夫や息子も利用するし、1 通話当たり数タカ（バングラデシュ通貨）の料金を徴収して、村中の共同利用に提供することができる。

たった 1 台の携帯で事業を始められることから、現在、このサービスは多くの村で家族経営の事業となっている。農村の人々に農産物の相場を確認したり、遠い外国へ出稼ぎに行ってい

⁹³ JICA 課題別指針「情報通信技術」

る親族と会話できたりする機会を提供し、生産手段をもてなかった女性や障害者の自立をも促している。

(グラミンフォン <http://www.grameenphone.com/>)

また、先述のマレーシア案件のような地方の ICT アクセス拠点（センター）の存在は、女性に開かれたセンターであればあるほど、女性のエンパワーメントの突破口となる可能性が高い。慣習的に女性の行動範囲が限られる地域では、特に女性を対象とするセンターは女性が 1 人で外出する名目がある唯一の場所であることが多いためである。

女性省や NGO により女性センターが設置されているが、こうした拠点に ICT を導入し、ICT 訓練のほか、例えば（一般的に農業等の市場を取り仕切るのは男性の役割である場合が多いが）、市場価格の動向などをインターネット上で女性自ら入手したり、オンラインマーケットで仲買人などを経ずに直接売買を行ったりすることができるのと経済的エンパワーメントにつながる。

BOX3-2-10-3 : JICA の女性の情報拠点の支援の事例

フィリピン「TESDA 女性センター強化プロジェクト」（2004 年 2 月－2007 年 2 月）では、女性の就業訓練を実施するとともに、女性の就業訓練のデータベース化や成功事例の取りまとめを行い、内外の関係者が女性の就業訓練に関する情報にアクセスできるよう支援を行った。また、One-Stop-Center を設置して、女性が起業したい場合に、異なる機関に個別に問い合わせたりせず、そこに行けば、まとめて情報を得られるような包括的なサービスを提供するような支援も行った。

3) ICT 人材の育成・能力強化支援

JICA における ICT 分野の協力案件の主流は ICT 人材の育成である。こうしたプロジェクトでは、産学連携などを通じて実社会で活躍する技術者の育成を図っているが、将来の技術者育成（若年層を対象とした人材育成）に関しては、以下のような事例も参考にしつつ、ジェンダーの視点に立った協力の促進を検討していくことが必要である。

Box3-2-10-4 : 官民パートナーシップによる女性向け ICT 教育

ヨルダンでは、アブドラ国王即位後、ICT を国の基幹産業と位置づけ、強力に ICT の普及を進めている。そのなかで、シスコ財団、ヨルダン政府、国連女性開発基金（UNIFEM）、国連開発計画（UNDP）等の官民パートナーシップによって、ICT 産業での女性の競争力の向上をめざし、2001 年に若年の女性向けにインターネット技術者養成研修事業「シスコネット・ワーキング・アカデミー・プログラム」を企画した。このプログラムは、10 ヶ所の教育施設で採用されている。

(UNIFEM <http://www.unifem.org.jo/pages/project.aspx?pid=493>)

3-2-11 水資源とジェンダー

1. 水資源とジェンダーの現状と課題

水資源は家庭での主な使用者である女性にとって非常に身近で、かつ家族の健康と衛生を維持するために必要不可欠なものである。家庭において、女性は水資源を飲料のためだけでなく料理、洗濯、掃除、衛生、病人の介護のためなどに使用している。このように水は、女性の毎日の生活にとって必要不可欠な資源であるため、その質や保管方法など水資源を管理するために必要な知識を女性は多く有している。しかし、途上国における水資源管理においては、女性のこのような知識や役割は軽視され、水資源の主な利用者である女性の意見が考慮されないまま、灌漑、井戸掘削、河川管理、上水設備管理、水質管理、汚水処理などが行われてきた。また、水利組合への参加など水資源管理における決定の場でも女性よりも男性がより大きな役割を担ってきた。

このような事態を改善するためには、水資源の供給改善にコミュニティがどのような施設を必要とするか自ら決定するとともに、そのプロジェクトに女性と男性の両方を参加させることが重要である。そうすることにより、プロジェクトの効果をあげ、男性も利益を被ることができる。水資源供給施設の改善は、女性の能力開発を促進し、時間の制約を緩和し、新しい収入活動を可能にし、健康改善に貢献する。その結果、社会全体としての生産性が増加し、新たな収入を可能にする。このように、水資源施設の改善は経済的にも男女両方の利益となる。

水資源へのアクセス及び水の質及び量が向上した場合、一番恩恵を受けるのは女性である。水資源施設の改善は、重いバケツで水を運ぶ女性と少女の時間を短くし、収入向上また学校教育のための時間を提供することができる。また、水資源の管理に参加することにより、女性のコミュニティでの発言権が強まり、エンパワーメントにつながる。

水資源管理において男女が平等に参加することは、1977年にマル・デル・プラタで開催された国連水会議から、水供給と衛生の10年を通じて現在まで国際的にも重要視されてきた。特に1992年にダブリンで行われた水資源と環境会議では、水供給、管理、保全における女性の中心的役割が認められた。アジェンダ21及びヨハネスブルグ実施計画も女性の関与について述べており、「生命のための水資源」行動のための国際10年（2005－2015年）を定めた決議では、水資源関連の開発努力における女性の参加と関与が求められている。生命のための水資源10年はミレニアム開発目標（MDG）の達成期間と一致しているのみならず、表3-1に見られるように、MDG3「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、水と衛生へのアクセスに関するMDG7のターゲット10と深く関連している。

表3-1 ミレニアム開発目標におけるジェンダーと水資源の関係

MDG 関連ターゲット	MDG7 環境の持続可能性の確保	
	ターゲット10 2015年までに、安全な飲料水と基礎的な衛生設備を継続的に利用できない人々の割合を半減させる。	
	家庭用水資源の供給と衛生	安定した水資源管理と開発
MDG3 ジェンダー	● 水資源サービスの改善によ	● 水資源管理のためのコミ

の平等の推進と女性の地位向上	り女性の生産活動、生涯教育、能力向上、余暇のための時間が増える。 ● 水資源と衛生施設への便利なアクセスはプライバシーを改善し、水集めの際の性的嫌がらせや強姦など女性と少女の危険を減らす。 ● 幼児生存率の向上は、出生率減少への過程である。子どもの人数が少なくなることは、女性の家庭での責任を減らし、個人の成長の機会を増やす。	ユニティを基盤とした組織は、女性にリーダーシップとネットワーキングの機会を与え、女性同士の結束を強めることにより、女性の社会資本を増強する。
-----------------------	---	---

出典：Millennium Project Task Force on Water and Sanitation, Health, Dignity and Development: What will it take? Stockholm, Stockholm International Water Institute, 2005.

2. JICA の協力事業実施上の留意点

上記の現状を踏まえ、JICA はジェンダー平等にも貢献する水資源分野への協力を行っていきたいと考えるが、具体的に留意する点は以下のとおりである。

(1) 水資源の管理に家庭での主な利用者である女性の意見が取り入れられるよう、研修や積極的採用により、水資源施設の建設から管理まですべての段階で女性の参加を促す。水資源の運営管理グループに女性枠を設け、女性の参加を確実にする仕組みをつくる。特に、水資源施設の数、場所、種類に関して対象コミュニティの男女両方の要望を取り入れることが重要である。

(2) より効果的かつ持続可能な水資源管理のために、家庭及びコミュニティにおける水資源への男女の異なるニーズを考慮に入れてプロジェクトを計画・実施する。衛生、食事の準備、家畜、灌漑など異なる目的のための水の利用について家庭とコミュニティでどのように協議されているか理解することにより、より効率的な水管理方法を提案する。

(3) 水資源利用における男女のステレオタイプ化を避けるため正確なジェンダー分析を行う。現存する水資源へのアクセスへの男女間格差とプロジェクトへの異なる影響を念頭に置きプロジェクトを計画する。そうすることにより、水資源へのアクセスにおける男女不平等を改善する。

(4) 家庭用また生産用の水の収集、移動、貯蔵、管理における男女間の役割分担を分析

し、もし問題があればそれを改善するような施策を提案する。例えば、女性が長時間かけて水を汲みに行かなければならないコミュニティにおいては、住居の近くに井戸を設置するなど、女性の水資源収集における役割を軽減するような対策を練る。

（５）水資源の利用における家族内での労働分担と個人（男女別）の利用量を考慮に入れ協力を行う。水資源利用における男女別の役割に加え、家庭内でのジェンダー関係と水資源の利用が男女の間でどのように交渉されているのか理解し、家庭における効率的な水資源管理について啓発活動を行う。

Box3-2-11-1：ジェンダー視点を取り入れた好事例 安全な水とコミュニティ活動支援計画（セネガル）

文化的また宗教的背景により一般的に女性が表舞台で活躍しにくい状況の下に行われた本プロジェクトでは、給水施設の主利用者でかつ最も水にかかわる労働を日常生活で担う女性の参加を促進することは水資源の運営維持管理の改善に貢献すると考え、それまで十分な参加が得られなかった「女性の参画」に重点を置いた取り組みを実施することとなった。以下は、本プロジェクトで実施されたジェンダー配慮の過程の概要である。

1. ジェンダー指標の設定

プロジェクト目標「持続的な水利用体制の確立」を達成するために、地理条件やジェンダー、民族などの異なる社会構成メンバーの意見を反映し、合意形成を図ることが重要であるため、プロジェクトでは、水管理組合に女性の参加を確保するために以下の3つの指標を設定した。

- ① 事務局¹の女性メンバーの割合：9名中3名以上。
- ② 理事会²における女性メンバーの割合が1/2以上。
- ③ 選出された事務局・理事会メンバーの各会合出席率が男女ともに80%を超える。

2. ジェンダー配慮を行うための整理分析

本プロジェクトでは住民参加型の水管理組合の啓発・普及支援活動の各段階においてどのようなジェンダー配慮を行うかについて整理分析を準備段階より行った。例えば、準備段階ではベースライン調査による現状確認の際に社会ジェンダー分析を実施した。普及員の研修では、プロジェクトにおけるジェンダー配慮についてのオリエンテーションを同時に行った。啓発・普及のための現場活動の実施段階では、地域の有力者に対して水の管理に関して女性が果たす役割の重要性や、女性参加促進のために彼らの支援が必要であることについて説明を行った。このように、前項で述べたジェンダー指標の達成を持続可能なものとするようプロジェクトの各段階でジェンダー配慮を行うための情報を整理分析した。

3. ジェンダー視点によるモニタリング・評価の実施

事務局及び理事会への女性の参加を確保した結果、選出されたメンバーの参加度合いに差異や障害がないか、社会ジェンダー的側面からモニタリングを実施した。ジェンダーに起因する阻害要因がある場合は、それを分析し選出された男女メンバーが継続的に運営維持管理活動に参画できる環境整備のための配慮事項を理事会メンバーと協議するなど「持続的な水利用体制の確立」をジェンダーに配慮しながら行った。

以上が本プロジェクトにおいてジェンダー配慮が行われた過程であるがその結果、事務局の女性メンバーの割合は79%（24 サイト中19 サイト）、理事会の女性メンバーの割合は75%（24 サイト中18 サイト）となった。また、女性が給水施設の運営維持管理に参加し積立金の使途などの情報が得られるようになったことにより、それまで着服などの問題のあった収支状況に透明性が増し運営にも真剣さが増した。収支報告に対する義務と責任感が芽生え、24 サイトで料金徴収率が80%以上向上した。また、女性の能力が認識されるようになり、女性に対する信頼度も地域内で高まったという報告もされている。

プロジェクトホームページ

フェーズⅠ：<http://www.jica.go.jp/project/senegal/6421057E0/index.html>

フェーズⅡ：<http://www.jica.go.jp/project/senegal/0605459/index.html>

¹ 実質的な運営維持管理業務を行う中心組織で9 名から構成される〔委員長、副委員長（2名）、書記（正副各1名）、施設管理人（正副1名）〕。理事会メンバーから選出される。

² 衛生村落を含む村落代表、施設別代表（共同水栓、各戸給水）、既存各種組織代表（牧畜、菜園、女性グループ）から構成される組織。

（参考資料）平成 19 年度 JICA ジェンダー主流化推進年次報告書（内部参考資料）

3-2-12 防災とジェンダー

1. 防災とジェンダーの現状と課題

毎年国内外の様々な国・地域において自然災害が発生している。日本国内では 1995 年の阪神淡路大震災、2004 年の新潟県中越沖地震があり、海外では、2004 年のスマトラ沖大地震・インド洋津波災害、2005 年パキスタン大地震などが、近年発生した大災害として記憶に新しい。災害は、社会の発展を阻むだけでなく、人々の生存、尊厳、生活基盤にも大きな影響を与える。災害により多くの人々が肉体的・精神的苦痛を受け、家族や親類、財産や生活手段を失い、瞬時にして悲惨な境遇に陥る。特に貧困層の人々は災害に対して脆弱であるため、災害によって更に厳しい生活状況へと追い込まれる。

さらに、自然災害による被害を性別に見た場合、被害の度合いや種類が男女で異なることが、過去の災害事例からも明らかであり、災害とジェンダーには、密接なつながりがある。

るといえる。実際に、阪神淡路大震災では、女性は男性の 1.5 倍以上、男性より約 1,000 人以上多く死亡した。途上国においても、1991 年のバングラデシュの洪水被害での女性の死亡率は男性の 5 倍以上、スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害では、国により被害が異なるものの、女性の死亡者は平均して 3 倍から 4 倍以上となっている。

性別により災害被害に相違が生じるのには、様々な構造的要因がある。例えば、日頃から女性の社会的地位が低いために知識・情報へのアクセスが限られていて、避難施設や避難経路、災害についての情報が得られていないために、災害が起こった際に適切な避難ができないことがある。また、普段から意思決定権が男性にあり、とっさの判断ができず逃げ遅れる女性が多いケースもある。そのほか、女性は子どもや家財道具を守ることが役割とされているために、それらを守るために逃げ遅れる、などということもある。

また、災害による被害にとどまらず、災害後の影響も男性と女性では異なる。例えば、避難所での生活や救援物資についても、男性と女性ではニーズが異なるが、被災者を支援する側に女性が圧倒的に少ないことや、もともと防災計画を策定する際に、比較的発言権/機会の少ない女性の意見が反映されていなかったりするために、女性のニーズに即した支援がなされないケースが多い。さらに、災害時の環境ではストレスが高まること、警察・司法機能が低下することから、傷害や暴力が発生し、特に女性に対する暴力が増加する、災害で親をなくした子どもをターゲットにした人身売買が発生する、などといったことが過去の災害から分かっている。

日本政府は、2005 年 1 月に兵庫県神戸市で開催された国連防災世界会議において、防災協力イニシアティブを発表し、基本方針の 1 つに「ジェンダーの視点」を掲げ、「防災協力のすべての側面においてジェンダーの視点に立った支援を行う」としている。さらにわが国は、「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」（2005 年 7 月）のなかで、男女共同参画を推進するために、今後 5 年間で新たな取り組みを必要とする分野として「防災・災害復興」を追加した。そのなかで、防災・復興対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要があり、被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立すること、「防災協力イニシアティブ」に基づき、国際的な防災協力にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行うこと、としている。女性は被害者である一方、コミュニティの防災にあたり、高い能力を発揮する防災の担い手となる可能性も高い。女性が復旧や防災計画の策定に参画し、地域の防災力の向上に果たす役割を支援していくことが重要である。わが国においても、地域防災に女性がグループを組織して対応しているという事例も多々ある。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

防災に対する JICA の協力事業のアプローチは、災害マネジメントサイクル（DMC）に基づき、①予防（被害抑止・被害軽減）、②応急対応、③復旧・復興の 3 つの段階での取り組みとなっている。実際、災害による被害・影響の種類や深度が男女で異なることから、これら 3 つのどの段階においても、ジェンダーの視点を組み込むことが重要といえる。さらに、途上国においても、長期的視野に立った「防災基本計画」や指針などが策定されるよ

うになってきており、JICA もその策定作業に協力しているが、そのすべての活動・側面にジェンダーの視点を統合していくこと、計画の策定やモニタリングプロセスに中央・地方の女性関連省庁や行政官、地域のジェンダー関連 NGO/NPO などの意見を反映し、各種機関との協働体制構築を支援することが必要だろう。

それぞれの段階における具体的なジェンダー視点を以下にあげる。また、様々な参考事例があるので、巻末付録として掲載する。

(1) 予防（被害抑止・被害軽減）

1) 災害リスクの把握

前述のように、被災状況は男女で異なることが多いため、予防の一環として災害リスクを把握する際には、過去の災害による犠牲者について男女別で統計集計を実施し、分析することが、より正確な被害実態を把握することに役立つものと考えられる。加えて過去の経験から男女別にどのような災害予防ニーズがあったのかについても把握しておくことも有効である。また、人口分布調査に関しては、地域によっては人口分布に性別による偏りがみられることがある（例えば、夫の出稼ぎ等で女性人口が多数を占める地域など）。そのような場合には、異なる対応が必要である可能性もあるため、男女別人口分布状況を調査する、という視点が必要となってくる。さらに、対象コミュニティの防災能力を把握しようとする際にも、男女別の防災能力の把握という視点を持ち、防災に対する情報へのアクセスが性別により異なること、従って災害予防に対する知識・技能は男女で異なることが考えられること、などをふまえた上で、災害リスクを把握し、適切な予防策を講じることが望ましい。すなわち男性と女性では被害の度合いが異なることを踏まえたうえで男女別の被害レベルの想定を行うこと、そのうえで有効な予防策を講じることが肝要であるといえる。

2) コミュニティ・社会の災害対応力向上

防災計画を策定する際には、計画の実施が男女双方に裨益するよう、すなわち住民男女双方の被害軽減に確実に結び付くよう、男女別の災害に対するリスク・脆弱性についての分析結果を勘案することが必須といえよう。また、避難する際に持ち出すものは男女で異なったり、避難に必要な情報の理解度合いや、避難の速度等も性別で異なったりするため、可能であれば避難訓練結果についても男女別の結果を把握・分析しておくことは、防災計画へ適切にフィードバックするために有効といえよう。具体的な避難体制を整備する段階では、男女の識字率や教育レベルの格差を考慮のうえ情報を整理し、性別による情報へのアクセスの違いを認識したうえで、男女に確実に情報が届く伝達システムの構築であるかを確認する必要があるといえる。また、女性は社会的規範・文化的な理由などから避難しにくいこともある。特に避難場所に男性しかいないような場合、レイプなどの暴力に遭うこともあるため、被害を恐れて避難場所を知っていても避難できない場合もある。従って、対象地域の背景に即した避難施設の選定・整備という視点も必要である。また、コミュニティや防災関連/ジェンダー関連の NGO/NPO や自治体との協働体制づくりを支援し、ネット

ワークを活用した防災体制の強化、防災教育の実施なども有効であろう。

（２）応急対応

１）人命救助の実施

緊急医療活動を展開する際には、対象地域の文化規範によっては女性が男性と同じ列に並んだり、男性の医師にかかりにくかったりするために医療サービスを受けることができない、といった場合もあるため、その対応策（例えば、男女別の入り口を設定する、女性医師を確保する等）を講じる必要性もある。また、妊産婦など、動けない状態の女性が医療サービスを必要としている場合もあるので、そうした点も踏まえた巡回医療の実施なども考慮することが肝要である。

２）被災者支援

被災者に対して食料・飲料水及び生活物資を供与する際、トイレ等の衛生環境を整備する際には、生理用品や妊娠中・授乳中の女性の栄養補給等、女性特有のニーズに対応できる物資の供与も考慮する必要がある。避難所の生活では、プライバシーや安全が守られないために女性が暴力にあう被害が発生することもある。またその被害について言い出すことができず、体や心に傷を負ったまま癒せない女性がいることもある。そのため、女性が相談しやすいようなカウンセリング体制の確保も、保健医療対策の一環として視野に入れておきたい。そもそもそうした女性に対する暴力を回避するために、緊急避難所等の確保・運営にあたっては、女性のプライバシーや安全を確保するような取り組みが必要である。

（３）復旧・復興

１）復旧・復興体制の確立

災害からの復旧・復興体制等を確立する際には、災害に対してより脆弱な女性に対する支援が必要であることは無論のこと、女性が、単に支援の対象としてのみならず、復興についての意思決定過程にも主体的にかかわることができるよう、復興の担い手としても支援対象となるように事業を計画し実施することが必要である。女性のエンパワーメントを図りつつ、男女双方のニーズに即した住民主体の復旧・復興計画や体制の構築を促進することが重要である。

２）被災者の自立・再建への支援

被災民の生活自立支援を実施する場合に考慮すべきジェンダー視点としては、例えば、災害によって配偶者を失った女性（寡婦）や、被災して障害者となり妻としての仕事や役目を果たせなくなったと思われる女性に対する差別や偏見が非常に強いことがあげられる。その場合、災害後にそのような女性が、土地や財産を親族に取り上げられたり、何の後ろ盾もなく親族から追放されてしまったり、子どもを取り上げられ、あるいは子どもを伴って離婚されてしまうこともあるので、現地の社会文化的状況に精通している NGO などとも連携しつつ、特別の支援策が必要となる。

3-2-13 社会保障とジェンダー

1. 社会保障とジェンダーの現状と課題

社会保障 (social security) とは、病気・けが・出産・障害・死亡・加齢・失業などの生活上の問題について貧困を予防し、貧困者を救い、生活を安定させるために国家又は社会が所得移転によって所得を保障し、医療や介護などの社会サービスを給付すること、またはその制度を指す。

途上国における開発は、主に経済成長を推進することに重点が置かれてきた。いずれの途上国においても、一定の経済成長に達した段階で、社会の安定をめざし、社会保障制度の構築に着手している。アジア諸国においても 1990 年代の経済成長と 1997 年の通貨危機を経験し、安定的な経済成長と社会の安定に重点を置き、社会保障制度の開発に尽力してきた。また、一部の途上国においては、中長期的な視点から少子高齢化に対する問題意識をもつ国々も現れつつある。

一方で、社会保障制度の制度設計、制度開発、運営、実際の制度実施水準は、途上国のなかでも大きな差がみられる。既に国民の大多数を対象とした社会保障制度を開発している国から、ほとんど未着手の国など様々であり、制度の発展段階に応じた多様なニーズへの対応が求められている⁹⁴。

社会保障の分野は多岐にわたるため、国際援助機関による協力動向も様々である。例えば労働者保護の観点からは、国際労働機関 (ILO) などが、1950 年頃からフィリピンやタイ、インドネシアなどを対象に社会保障制度を全般的に支援してきた。一方、医療保障・年金の分野における協力は、上述のアジア経済危機以降、特に注目されるようになり、2000 年前後には世界銀行やアジア開発銀行などが同分野における援助戦略を打ち出している。

日本は、従来、職業能力開発や労働安全衛生を中心とした「労働・雇用」分野の協力が多く、「医療保障・年金・社会福祉」分野の協力については実績が限定的であったが、2000 年以降、東南アジア諸国への「社会保障」分野における長期専門家の派遣が活発になり、プロジェクトや調査事業が開始されている。

JICA 内では「社会保障」を「社会保険・社会福祉」「障害者支援」「労働・雇用」と 3 つのサブセクターに分けて支援している。それぞれの分野をジェンダー平等の視点から見ると以下のとおりである。

(1) 「社会保険・社会福祉」

本分野の支援では、医療保障、年金、社会福祉の 3 つの分野を取り扱う。それぞれの分野において「恒常的に維持される制度の構築とその運営」のためのキャパシティ・ディベロップメントを行う。

医療保障や年金といった社会保障制度は、その国の社会の根幹にかかわるものであり、その国の文化や宗教、民族的多様性などの文化的・社会的な背景が制度の設計や運用に影響を及ぼす。共同体のあり方や家族構成、ジェンダー関係も制度のあり方を考えていく

⁹⁴ JICA 課題別指針：社会保障（医療保障・年金・社会福祉）

えで重要な意味をもつ。よって、女性を公的な社会保障制度の裨益者として含めていくのみならず、制度設計にあたっては、ジェンダーの視点を組み入れる必要がある。

（２）「障害者支援」

本分野は通常は社会福祉の一環とみられるが、JICA では障害者を福祉サービスの受け手としてとらえるだけでなく、障害者もまた途上国の開発の担い手としてとらえ支援している。

女性障害者は二重の差別に直面している。１つは女性であること、もう１つは障害者であることである。途上国においては、更に貧困が加わり三重の差別と向き合うことになる。途上国では、ジェンダーと障害についてのデータが存在せず、女性障害者は人権や法的権利を認識することなく、家の中に閉じ込められ、その存在を隠されていることが多い。彼女たちの問題は、ジェンダー問題としても、障害問題としても考慮されていないのが現状である。

障害をもつ女性（少女）は、概して、教育、保健医療、リハビリテーションサービス、職業訓練・雇用等へのアクセスの機会を奪われている。また、身体的、性的虐待、強制的な不妊手術等、重大な人権侵害に直面しているケースもある。女性障害者は、知的障害者、精神障害者、重複障害者、難病患者などと並んで特別なニーズをもつ対象者である。障害者を対象とするエンパワーメント活動には必ずこういったカテゴリーの人々が含まれているかを考慮すべきである。また、JICA のジェンダー関連のプロジェクトに障害をもつ女性を組み込んでいくことも重要である。

（３）「労働・雇用」

本分野の支援では、労働者保護の観点から、すべての労働者が、自由な選択、機会均等、安全、人間的尊厳といった条件の下、安心して働ける環境を整備することを目的に、雇用失業対策及び労働条件対策に係る「恒常的に維持される制度の構築とその運営」のためのキャパシティ・ディベロップメントを行う。

職業紹介や職業訓練等の各種公的施策の実施にあたっては、男女双方を裨益者とするよう配慮する必要がある。また、文化的に女性の労働とされてきた各種重労働により健康を損なう女性などがいても、労働組合に加入していない場合やそもそも組合がない場合、権利を主張する機会すらない場合もある。失業保険、労災保険といった社会保障制度の設計・運営にあたっては、ジェンダーの視点に立ち、男女すべての労働者が公平に裨益するよう配慮する。

２．JICA の協力事業実施上の留意点

ジェンダー視点に立った社会保障分野の協力を実施するにあたり、ジェンダーの視点を入れる際に留意すべき点としては以下のとおり。

（１）長期的な視点

実際に最貧国で協力を行う場合、社会福祉の概念そのものの形成に時間を要する 경우가少なくない。ジェンダー視点に立った社会保障の制度構築は性急に推進するのではなく、制度の必要性などに対する関係者の理解や、ジェンダー視点に立つことでどんなメリットがあるのかについて関係者の理解を得、慎重に進めていくことが重要である。

（２）ジェンダー視点に立った実態調査

労働基準や労働安全衛生については、定期的な調査の実施が重要である。安全面や効率性の観点からだけでなく、労働賃金・条件等の男女間格差やセクシュアル・ハラスメントなどの実態を把握し、もしも女性が劣悪な状況に置かれている場合には早期に改善することができるように、ジェンダー意識の高い第三者が調査に加わるのが大切である。

（３）伝統的・宗教的要素の尊重

現地の社会、経済、政治、宗教等の状況やニーズを調査し、その地域に適した制度を構築することが重要である。地域によっては男女が同席することを認めないとか、女性が外出するのが難しい地域もあるので、現地の状況に応じて臨機応変に対応することが求められる。

Box3-2-13-1：障害者支援分野のジェンダー配慮の好事例 （パキスタン国障害者社会参加促進プロジェクト 事前調査）

＜プロジェクト概要＞

プロジェクト名：障害者社会参加促進プロジェクト

地域：パキスタン国 北西辺境州 アボタバード県

期間：2008 年 12 月～2011 年 11 月

＜調査の背景＞

アジア太平洋地域では障害者が人口の約 10%を占め、大部分が経済・社会・政治的に排除されており、パキスタンの障害者についても同様の状況といえる。パキスタンには障害者支援のための政策・行動計画が存在するが、理想と現実のギャップが大きく、障害者の状況に変化が見られないため、これらの政策・計画の実施への移行支援のために、JICA は調査団を派遣した。

＜具体的な取り組み＞

パキスタンにおける JICA の協力方針にはジェンダー配慮が含まれており、今回の調査のなかにおいても様々な配慮がなされた。具体的には、調査者・対象者を男女同数にすること、インタビュー内容へのジェンダー関連項目の追加、ジェンダー分野専門家の調査参加である。また、調査のなかではモデル地区において、障害者自らがコミュニティに暮らす障害者の訪問調査を実施した（写真参照）。

＜インパクト＞

社会文化・宗教的な理由から、特に障害のある女性は家の中に隠されていることが多いが、障害をもつ女性が調査者として参加したことから、障害のある女性の家への訪問調査が可能となり、障害のある女性の実態を調査できただけでなく、調査を通して彼女たちと彼女たちの家族を勇気づけ、生活に様々な変化をもたらした。



写真：障害のある女性の訪問調査の様子

ジェンダー分野専門家（右）、障害のある女性リーダー（右から2番目）による訪問調査の様子。手に不自由のある姉妹（左、左から3番目）は生まれてから30年以上家を出たことがなかった。訪問調査によって勇気づけられた姉妹は、親族の結婚式に参加した。

3-2-14 運輸交通とジェンダー

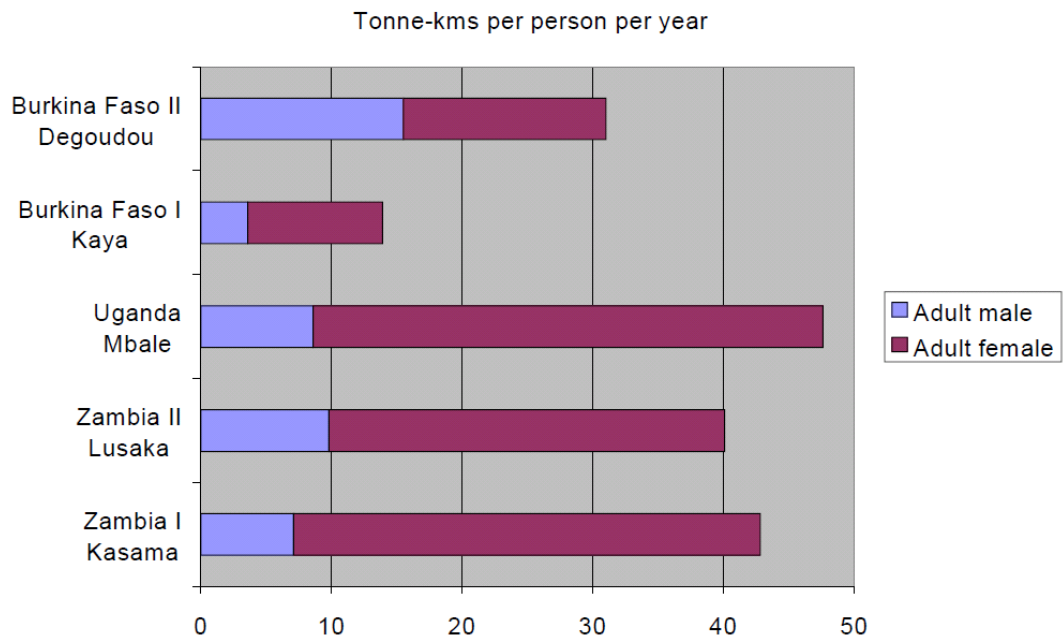
1. 現状と課題

運輸交通の目的は、「ヒトとモノの円滑な移動を実現することにより、経済開発を促進し、人々の生活水準を向上させる」ことである。具体的には、交通インフラの改善は、医療施設、教育施設、マーケット、行政機関、農業普及や金融に係るサービスなどの基礎的サービスへのアクセスを向上させることにより、人々の福祉を向上させている。運輸交通は一国の経済発展、社会的活動に不可欠な基盤であり、国レベルや国境を越えた地域レベルでのネットワークとしての整備が必要とされている。

運輸交通におけるジェンダー課題という観点では、現在でも多くの女性が家事に関係した運送業務を負担しており、アフリカの多くの国では、女性の運送業務（水汲み、薪拾い他）は男性の4倍に達しているとの報告がある（以下研究事例図1を参照）⁹⁵。これに対し、自転車や荷車などの基礎的輸送手段は、多くの場合男性が優先的に利用しているとされている（以下研究事例図2を参照）。一方、輸送手段が限られている結果として、社会サービスへのアクセスにおいて女性がより不利益な状況に置かれている。例えばエチオピアの病院では妊婦は徒歩で平均5時間かけて通院している。また帝王切開可能な施設への出産時にアクセスできない妊婦は45%に達している⁹⁶。このため、運輸交通分野の課題については、ミクロ（コミュニティ）レベルの活動がジェンダー課題の視点の中心となる。

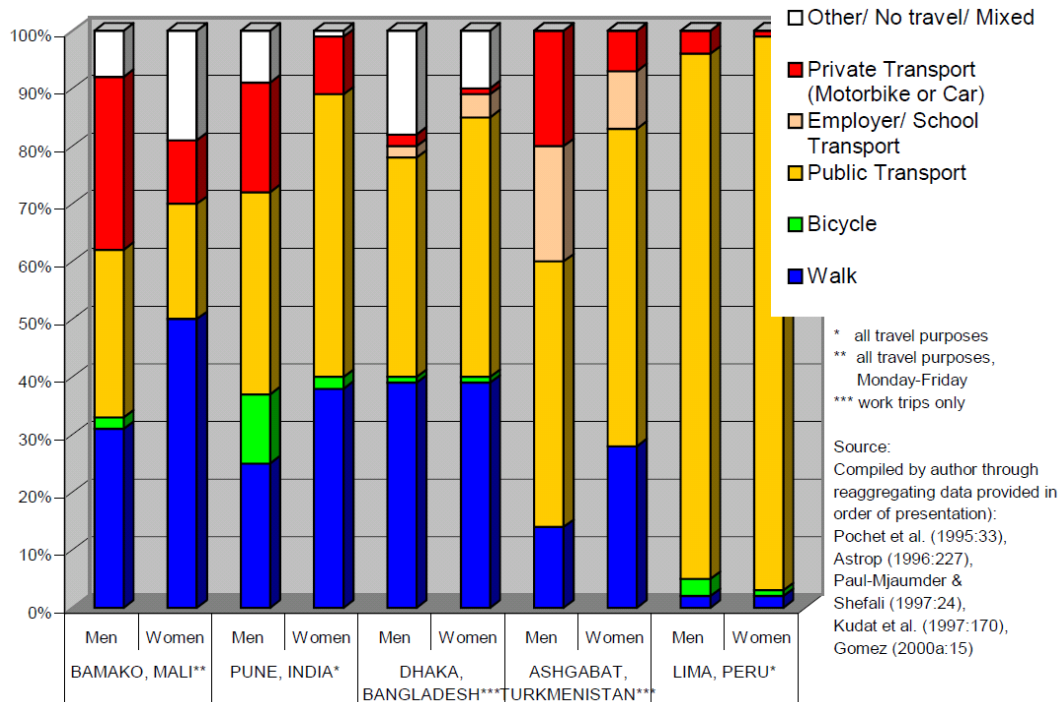
⁹⁵ Gender and Transport in Less Developed Countries: D. Peters, 2001
(<http://www.earthsummit2002.org/workshop/Gender%20&%20Transport%20S%20DP.pdf>) 参照

⁹⁶ （社）計画・交通研究会（<http://www.keikaku-kotsu.org/katsudo/kaiho/0707.pdf>）参照



Source: Peters and Bamberger 1998 (original data in Barwell, Airey and Strandberg, 1993)

図 3-1 Load Carrying Efforts by Gender in Five Regions of sub-saharan Africa



Source: Gender and Transport in Less Developed Countries. D. Peters 2001. p. 12.

図 3-2 Gendered Mode Choice in 5 Southern Cities

また、マクロレベルで計画された事業であっても、その影響の現れ方に男女差がある場

合がある。例えば、マクロレベルにおいても、道路などの交通インフラの整備により、交通事故の増加といった負の影響があるが、途上国における交通事故の被害者の多くが歩行者や自転車利用者であり、その被害者に男女差があるとされている。また、急速な交通量、特に長距離交通量の増加は、HIV/AIDS の蔓延をもたらしている。具体的には長距離トラック運転手（男性）の買春行動が大きな原因となっているが、これら運転手は家庭をもっており、多くの場合夫婦間での感染につながっている。

具体的な事例として、国家レベルの道路ネットワークの拡充をめざして整備が進んでいるネパール・シンズリ道路では、道路が完成し、交通の便が良くなったことを受け、地域の女性が洋服店を開き、生活を安定させたとの報告もある。シンズリ道路そのものは国家の道路ネットワークの改善をめざして実施されることには変わらないが、その影響が男性、女性に異なって現れる可能性があることについて、意識をもっておく必要がある。

このように、マクロレベルの対策が議論の中心となる運輸交通については、ジェンダーとの関連は、事業の影響に係るジェンダー配慮と、ミクロレベルの事業をジェンダー視点に立ったものにするのが中心となると考えられる。

特に後者は、国家的なエネルギー対策ではなく村落地域のエネルギー供給が主な課題となるエネルギー分野や、都市の上水道（浄水場及び配水管）施設の整備ではなく農村部の給水施設が主たる課題となる給水分野、通信機関インフラの整備ではなく個々の通信端末利用者が課題となる通信分野など、インフラ整備一般で見られる傾向だと考えられる。

前者については、負の影響が出ると考えられる、もしくは想定されない負の影響が実際に出た場合、これを緩和するための措置が求められる。例えば、既にJICAでも取り組みが行われているが、大規模なインフラ工事で労働者が集中した結果、売春宿などが出現する危険性がある場合、工事施工業者に契約にてHIV/AIDS対策・啓発活動、ジェンダー研修等の必要な対策をとるよう義務づけることなどが考えられる。また、住民移転を伴うインフラ工事の場合、一般に女性の方が男性より周辺環境に依存している（水汲みの距離、薪拾いなど）ことが多いので、移転により被る影響を男性と女性それぞれについて把握し、水汲みの距離が延びるなど負の影響が想定される場合には適切な軽減措置をとることが考えられる。また、今後の可能性として、公共交通を女性が安全に利用できるようにする（女性専用車両など⁹⁷）といった工夫も検討し得るであろう。

2. JICA としての協力事業実施上の留意点

現在、運輸交通分野で JICA が支援している対象は主にマクロレベルの協力であるが、今後、環境・社会配慮の一環として、事業に対するジェンダー視点により一層注意するとともに、ミクロレベルでの協力（コミュニティレベルの人、モノの移動に係る協力など）を行う場合は、必要に応じて、ジェンダー視点を組み込むことが求められる。

また、運輸交通というより、インフラ整備事業一般に係る留意点も考えられる。例えば大規模工事を行う際には、環境・社会配慮の一環としてジェンダー配慮の必要性について

⁹⁷世界銀行 (<http://www4.worldbank.org/afr/ssatp/Resources/HTML/Gender-RG/module1/index-p4.html>) 参照

検討するとともに、必要に応じ、対策を講じることが求められる。具体的には、土地の買い上げに係るステークホルダー会合などに女性の意見を反映させるよう配慮したり、工事に携わる労働者としての女性の雇用・労働賃金の男女格差に配慮したりするなどの工夫が考えられる。

また、前述の工事施工業者との契約のなかで必要な対策をとるよう義務づけることについては、特に円借款事業における大型インフラ整備事業で HIV/AIDS 対策・啓発活動を取り入れている事例が多々ある。そのうちの 1 つの事例は以下のとおりである。

**Box3-2-14-1：ジェンダー視点を取り入れた事例：
カンボジア王国・シハヌークヴィル港緊急拡張事業**

＜事業内容＞

(L/A 調印日：2004. 11. 26、承諾金額：43 億 1,300 万円)

カンボジア唯一の外洋国際港であるシハヌークヴィル港のコンテナ埠頭の整備・拡張等を行うもの。

＜ジェンダーの視点による取り組み＞

シハヌークヴィル港は国際港かつ観光地で HIV 感染率が高いため、コントラクターとの契約に HIV/AIDS 予防条項を盛り込み、コントラクターとシハヌークヴィル港公社が HIV/AIDS 対策を実施している。対策の主な内容は、労働者に対する HIV 予防講習（教育）、コンドーム配布、カウンセリングなど。

Box3-2-14-2：ジェンダー視点を取り入れた事例：韓国・電車のつり革

つり革は通常成人男性の背の高さに合わせてその長さや設置位置が決められています。しかし、一般に女性は男性に比べて背が低いのでつり革に手が届かず、不便を感じています。その結果、韓国では、女性の背の高さに合わせて通常より長いつり革設置のための予算が確保され、この長いつり革の導入が予定されています。なお、これは「性別差を理解した予算をつくる」とした国家に基づく措置です。

(朝日新聞 2009 年 1 月 30 日朝刊「国際」より)

3-2-15 エネルギーとジェンダー

1. エネルギーとジェンダーの現状と課題

(1) 開発途上国のエネルギー利用の特徴

エネルギーは人々の社会・経済活動において必要不可欠な存在であるが、エネルギーの

存在とその利用が日常生活のなかで非常に身近なため、エネルギーにかかわる諸課題を認識することは難しいのが現状である。エネルギーと一口に言ってもその種類や供給と利用の仕方は多数存在している。そして途上国のエネルギー分野におけるジェンダー課題を考えるためには、エネルギーの種類と供給・利用が途上国と先進国の間で大きく異なっていることを理解する必要がある。

途上国におけるエネルギー利用の特徴は以下のとおりである。

① バイオマスエネルギーが多量に使われている

途上国では薪炭や農産物の残滓そして乾燥した牛糞などのバイオマスエネルギー（「伝統的エネルギー」）の割合が大きい。アフリカの多くの途上国では総エネルギー消費の90%以上がバイオマスによって賄われている。これに対し先進国では、ガソリンや灯油などの石油製品や電力など、「近代的エネルギー」が主に使われている。

② 近代的エネルギーに対するアクセスが非常に限られている

電気・電力は途上国における産業開発と人々の生計向上に大きな貢献を期待することができるが、より貧しい国では電化率も低く、利便性の劣る伝統的エネルギーが広範囲に使われており、これが経済・社会開発の足かせになっていると理解することもできる。また、1人当たりのエネルギー消費量は先進国と比べると非常に小さい。

③ エネルギー供給の持続性の問題がある

途上国では伝統的エネルギーが広範囲に使われているため、森林が無計画に伐採されている一方で植林がほとんど行われず、森林資源の減少・消失につながり伝統的エネルギーさえ持続的供給がより難しくなっている。エネルギー問題は森林の減少・消失、ひいては土壌浸食や洪水などの環境問題とも密接に関係している。

（2）エネルギー分野におけるジェンダー課題の位置づけ

このように途上国のエネルギー分野を概観したうえで、ジェンダー課題をエネルギー分野のなかでどのように位置づけることができるだろうか。エネルギーの問題はその需要と供給に分けて考えると整理しやすい。

エネルギーの需要は、それが近代的エネルギーであっても伝統的エネルギーであっても、様々な主体によって担われている。そのなかでジェンダー課題が顕著に観察される需要主体が一般世帯である。また薪炭や牛糞のような自家消費用の伝統的エネルギーの確保はほとんどの途上国で女性の労働によって担われていることから、伝統的エネルギーの供給とその利用も重要なジェンダー課題である。

そして電気・電力のような近代的エネルギーの供給においても、国営や民間企業が直接供給を行うことのない村落地域における再生可能エネルギーを使った電力供給は、村人自身が電力設備の維持管理や電気料金徴収を行う必要があることから、ジェンダーは重要な課題となる。

このようにエネルギー開発におけるジェンダー課題を考える場合は、ミクロ的視点に立ってエネルギーを使う側から検討することが必要となる。また村落地域における再生可能

エネルギーを使った電力開発プロジェクトなどは、既存の電力会社が直接設備の維持管理などを行わないため、計画段階から建設そして運転維持管理に至る過程で、ジェンダーを考慮したアプローチが重要となる。なぜならば、エネルギー利用に係るニーズ・課題が、性別・民族・居住地域・所得階層といった住民の多様な属性によって大きく異なっているからである。

エネルギーニーズ・課題に違いが生じる要因として、ジェンダーの観点からは、特に下記の3点があげられる。

① 社会的役割によって異なるエネルギーニーズ・課題

多くの開発途上国において、男性と女性では、社会に期待されるジェンダー役割が異なるため、エネルギーニーズや課題もそれに伴って異なる。例えば開発途上国では、水汲み、調理用の燃料集め、調理等の家事労働は、伝統的に女性の役割とされていることが多い。女性は家庭生活に必要なエネルギー源採集の責任をもっているため、料理用燃料や水の確保に最も高い関心をもっている。また、気候変動との関係でも、開発途上国の女性は、こうした社会的役割からそれによる影響を受けやすいとともに緩和への貢献が期待できるという側面を有している。一方、男性は家事労働の役割を担っていないため、農業用灌漑ポンプのためのエネルギー利用や収入向上のためのエネルギー利用など、農業生産や収入の向上により関心をもつことが多い。

② 利用するエネルギー源・機器の選択において異なる意思決定権

住民の性別や経済階層によって異なるエネルギーニーズが、実際のエネルギー供給に反映されるか否かは、個人の家庭内やコミュニティ内での発言力・意思決定への影響力の程度によって大きく異なる。

例えば、開発途上国の村落地域では、現在も伝統的かまどを使用している家庭が多い。伝統的かまどは、熱効率が悪いいため、薪を多量に使用するとともに、調理に時間がかかることから、改良かまどの設置によって、薪集めと調理にかかる女性の労働時間を軽減することが可能である。しかしながら伝統的に女性の地位の低い社会では、一般的に男性や年長の家族（舅・姑）が、家計費の使途に関する意思決定権をもっていることが多いため、女性が必要性を認識しても、家族の理解と同意がなければ改良かまどの設置は難しい。この背景として、女性の低い社会的地位と家事労働の負担が結びついて軽視され、家族の生活維持に不可欠な生活エネルギー採集に費やす時間の長さや労働の価値が、家庭内で見過ごされていることが指摘されている⁹⁸。

同様に例えば、コミュニティ内に小規模水力発電機が設置される場合、村のリーダーや発言権の強い富裕層だけでユーザー委員会が組織され、使用料金が設定されてしまうと、富裕世帯と貧困世帯ではエネルギーサービス利用に支払うことのできる金額が大きく異なるため、貧困層は電気を利用することができないこともある。結果として貧困層は、日常に使用するケロシンランプの値段や改善に対するエネルギーニーズをもつことも考えられる。

⁹⁸ UNDP/World Bank、2003

③ 維持管理体制における異なる関与

電力会社等のエネルギー供給会社がエネルギーを供給する場合と異なり、村落地域で用いるエネルギーについては、村落が立ち上げた組合や各家庭が、技術的なメンテナンスや料金の回収などを行っていく必要がある。技術的なことや共同体の運営は男性の役割とされていることが多いが、メンテナンスや料金回収と同様、適切な指導があれば女性にも十分習得可能なものである。

上述の要因により、エネルギー利用ニーズ・課題は一樣ではない。人間の安全保障の観点からも、貧富の格差が大きい地域や女性の地位が低い社会では、どの層の人々が最も脆弱な立場に置かれ、村落エネルギー供給サービスから漏れる傾向にあるのか、その原因を把握し、有効な施策を検討する必要がある。また、エネルギー供給そのものは目的ではなく、村落地域の貧困削減、生活向上のための手段のひとつとして村落エネルギー供給をとらえる必要がある。つまり、村落エネルギー供給は、コミュニティ開発の包括的なコンテクストの中で考えられるべきであり、教育、保健医療、農業、雇用創出といった他セクターとの総合的な視点に基づいて、必要とされるエネルギー供給の全体像を描く必要がある。

2. JICAの協力事業実施上の留意点

(1) エネルギーを使う側からの視点の重要性

住民の多様なエネルギーニーズと課題を村落エネルギー供給事業に組み込むことは、プロジェクトの目標達成のみならず、持続性や効率性にポジティブな影響をもたらすことが多く報告されている（付録 Box1 参照）。一方、女性の要求・開発ニーズを見落としてプロジェクトを計画・立案した場合、プロジェクト目標・成果が達成されないこともあり得る（付録 Box2 参照）。

さらに、ジェンダー視点に着目せずにエネルギー供給が行われた場合、既に優位な立場にあるグループの人々を更に優位にするような結果をもたらす場合もある。例えば、村落電化による恩恵をより多く享受するには、屋内配線をし、テレビや冷蔵庫などの電気機器を購入することのできる可処分所得が必須となるため、必然的に電化による便益は、富裕層がより多く享受することになる。このような性格をもつ電化事業に政府が補助金を支給すると、電気を引くことのできる富裕層のみが補助金の便益を受け、地域における貧富の格差をより拡大させる結果を招くこともあるので、注意が必要である⁹⁹。

(2) ジェンダー平等への貢献

さらに、村落地域におけるエネルギー供給の改善は、ジェンダー平等社会の形成や女性のエンパワーメントにも貢献する。

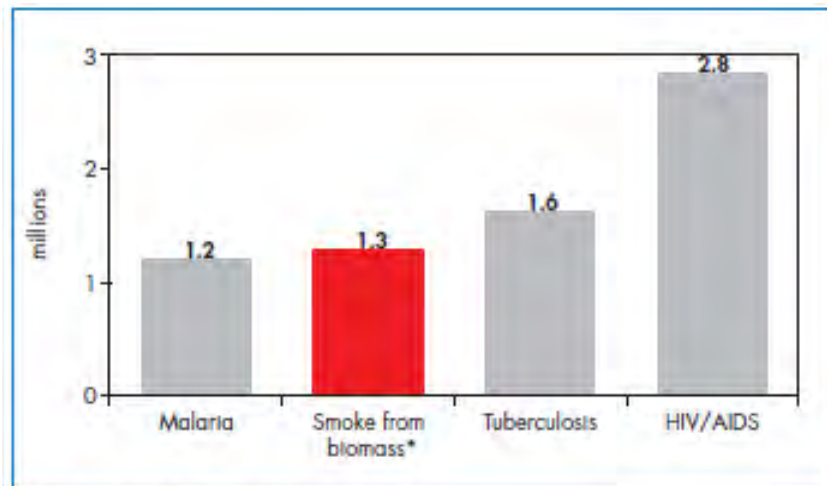
① 室内空気汚染の改善による女性・子どもの健康向上

改良かまどの導入による室内空気汚染の改善は、女性と子どもの健康向上に貢献する。途上国の村落地域では、薪、農産物の残滓、家畜糞などのバイオマスエネルギーを使用して、伝統的かまどで調理しているため、室内の換気不足、不完全な燃焼等による室内空気

⁹⁹ 林、1993

汚染（Indoor Air Pollution）が人々の健康に深刻な影響を与えている。毎年約 130 万人もの人々が死亡していると推計されており、死亡者の多くが調理を担って、毎日室内空気汚染物質に曝露される女性と子どもである¹⁰⁰。改良かまどの導入により、室内空気汚染を改善し、女性と子どもの健康状態を改善することができる。

図 3-3 Annual Deaths Worldwide by Cause



* IEA estimate based on WHO figure for all solid fuels.

Source: WHO Statistical Information System, available at www.who.int/whosis.

（出典：IEA, 2006）

② 教育機会の拡充

村落電化は、教育機会の拡充にも貢献する。女兒が負担している家事労働時間が電化によって軽減されることにより、女兒が学校に通う時間的余裕を創出することができる。また、電化により、夜間の勉強・読書、テレビ視聴が可能になり、テレビを通じた教育や情報の普及、啓発も可能となる。例えば、マリ共和国で実施された「マルチファンクショナルプラットフォームプロジェクト」では、マルチファンクショナルプラットフォーム（多機能汎用動力設備）の導入によって、飲み水の汲み上げが可能になった。その結果、毎朝の水汲みなどの家事から解放された女兒が、遅刻せずに学校に通えるようになり、女兒の出席率が向上したと同時に、女性の収入向上により、子どもの教育費用の増加が見られたと報告されている¹⁰¹。

③ 生産活動参画の拡大

村落電化によって、女性の生産活動を拡大することが可能である。電化による家事労働の軽減及び日没後の活動が可能となるため、空いた時間と労働力を活用し、収入創出など女性エンパワーメントに貢献する生産活動を行うことができる。さらに、ラジオ、テレビ等の使用によって情報・通信が強化され、マーケティングや啓発に係る有益な情報を得ることができるほか、村落地域でのビジネスチャンス拡大にもつながる〔例えば、バングラデシュ農村地域におけるグラミンフォン事業など（3-2-10 情報通信技術とジェンダーBox

¹⁰⁰ IEA、2006

¹⁰¹ UNDP、2004

参照)]。女性や貧困層の収入向上は、コミュニティや家庭内における意思決定力の強化、エンパワーメントに貢献する（付録 Box3 参照）。

（３）村落エネルギー供給事業にジェンダー視点を組み込む際の留意点

プロジェクト形成段階

- ① 住民の多様な属性を把握し、どの層の住民が最も脆弱な立場に置かれているか理解する。また、どのグループの人々がどのようなエネルギー源とエネルギー機器を利用しているのかについても把握する。
- ② 地域で発言力の強いリーダーや行政機関のスタッフからだけでなく、女性を含む脆弱な層の住民のエネルギー利用に係る具体的なニーズをできる限り聞き取る。また、男性世帯主の意見は、必ずしも家族全員の意見を代表していないため、夫婦双方に話を聞くことも重要である。当該社会におけるエネルギー利用に関する伝統的な慣習や社会的制約についても確認する。
- ③ プロジェクト実施に係る男女、脆弱なグループへの正・負のインパクトを予測する。例えば、電化は消費志向であるため、必要以上に家計支出をテレビなどの電化製品に費やし、より貧しい世帯にとって何よりも必要な教育や食料品等への支出を減らしてしまう可能性がある（林、1993）。また、新たなエネルギー利用に係り、女性の労働負担が増加しないよう（例えば、バイオマスガスの導入によって、家畜糞の収集が女性の仕事となり労働時間が増加するなど）配慮する必要がある。

プロジェクト実施段階

- ① プロジェクト会議、運営管理委員会、ユーザーグループ、研修におけるジェンダーバランスに配慮し、女性や脆弱なグループの住民の参加を促進する。例えば、プロジェクトに参画するための機会・時間の創出が可能か配慮し、彼らの都合の良い時間、場所に設定する。
- ② エネルギー利用に係るユーザー料金を設定する際、貧困世帯でも支払い可能な額を検討する。また、エネルギーを利用した収入向上のニーズは、性別や経済階層といった住民の属性によって優先順位が異なることが多いため、優先順位の決定や選択に際しては、住民間の合意を得る必要がある。
- ③ エネルギー利用機器の操作・維持管理研修を受講するのはだれが適切かを検討し、適切な住民が研修を受講できるようにする。研修では、必要に応じて、弱い立場の住民も質問・実技などに参加できるよう配慮する。
- ④ プロジェクト評価時に、ジェンダーに関連したインパクトや成果を測れるよう、可能な限りベースライン調査の段階から、男女の労働量・労働時間、エネルギー源/エネルギー機器の利用・管理・意思決定などに関する情報を収集する。

3-2-16 農業・農村開発、水産業とジェンダー

1. 農業・農村開発、水産業とジェンダーの現状と課題

（１）農業・農村開発とジェンダー

国連人口局の統計データによると、開発途上国において都市化が急激に進みつつあるものの、依然として農村部に住む人口の割合は 2005 年段階で全体の 57%を占め、後発開発途上国の場合は更にこの比率は高く 73%に及んでいる。農村部に住む人々の大多数は農業に従事しており、多くの開発途上国ではその割合は 50%を超える。

UNDPが『人間開発報告書 1997』で言及した「世界の最貧困層の約 4 分の 3 は農村部に住み、生計を農業に依存している」¹⁰²状況は現在も同様であり、開発途上国の人間開発、並びに貧困削減にとって農業・農村開発が極めて重要であるという状況に変わりはない。そして、農村部で農業に従事する人々の半数以上は女性であり、大半の開発途上国においては女性が食糧の 3 分の 2 を生産していると推定されている¹⁰³。そして、その割合は男性の都市部や海外への出稼ぎ、HIV/AIDSを含む病気の蔓延、紛争などにより、増える傾向にある。

例えば、ネパールでは、女性の 76%が農業等（農業以外の世帯内経済活動を含む）に従事（男性の場合 50%）¹⁰⁴する一方、都市部への移住者の 89%は男性である。また、マラウイでは 1970 年から 1990 年の間に村落部の男性の人口が 21.8%も減少した（女性は 5.4%の減少）ことが報告されており¹⁰⁵、多くの開発途上国では農業や農村の「女性化」が進みつつある。つまり、農業・農村開発において、ジェンダーの視点をもった協力が不可欠なのである。

農業・農村開発においては、以下のようなジェンダーの課題がある。

① 女性は男性より多くの農作業を担っている

農作業の多くを女性が担っている。例えば、タンザニアの稲作の場合では、水田の整地や代掻きなどの力仕事は男性の仕事であるが、種籾準備、田植え、除草、脱穀等は女性の仕事とされている。圃場で長時間、腰をかがめながら行うような作業や毎日行う必要がある作業、そして機械や便利な道具、牛などを使わない手作業は女性の仕事になりがちである。他の国の稲作でもほぼ類似のパターンを示している。カメルーンでは、女性は農作業の 75%を担っているとの調査結果もある¹⁰⁶。また、前述のように、農家の男性は都市部に出稼ぎに行くことも多く、その場合は女性の農作業負担は更に増加する。

② 農村部の女性は特に忙しく、労働時間は非常に長い

農村部の女性は、農業生産活動のために男性以上に働いていることに加え、家事労働、育児の大半を担っており、女性の労働時間は長時間に及ぶ。例えば、ケニアの都市部の男女の労働時間は、男性が週 47.7 時間、女性は 49.2 時間であるが、農村部では男性が週 42 時間に対し、女性は 56 時間と報告されている¹⁰⁷。総人口の 86%が農村部に住むネパールでの調査によると、全労働時間の 6 割近くを女性（女兒を含む）が担い、男性（男児を

¹⁰² UNDP 『人間開発報告書 1997』「貧困と人間開発」p. 8

¹⁰³ UNDP 『人間開発報告書 2006』p. 229

¹⁰⁴ JICA 国別ジェンダー情報（ネパール）2006 年度版を参照

¹⁰⁵ FAO (<http://www.fao.org/gender/>) 参照

¹⁰⁶ 世界銀行 『世界開発報告書 2006』p. 54 参照

¹⁰⁷ UNDP 『人間開発報告書 95 年版』「ジェンダーと人間開発」p. 106

含む)は4割を担うに過ぎなかった。その結果、女性(女兒を含む)が自分自身の教育に費やすことができる時間は、男性(男兒を含む)の3分の1から4分の1程度に限られる¹⁰⁸⁾。

③ 多くの地域で女性は土地の所有権をもたない

開発途上国において女性が土地の所有権や資産・財産の相続権をもてない地域は多く、たとえ法的に権利があっても地域の慣習が認めないことも多い。このため土地などの担保を有していない女性は、農村金融等へのアクセスも限られることになる。また夫が死亡したあと、親戚の男性に土地を取り上げられる事態も起こり得る。このように、母子世帯は農村の中でも特に弱い立場に置かれている。

④ 農村地域では貧困の女性化が起こっている

貧困に陥った状態が続く、もしくは悪化すると、一般に女性や女兒により深刻な影響を与えることが多く、ジェンダー格差が拡大する結果となる。貧困世帯が最初に犠牲にするのは女性のニーズであることが多く、母は自分や娘の食事を減らしたり、自分の健康を後回しにしたり、娘の教育を断念させたりする。女性は家計の支出を減らすために食料や燃料の確保に更に時間をかけ、家事や育児もこなしたうえに家計を助けるために生産活動にも従事し、まさに身を粉にして働き続けている。他方、世界の女性世帯主の割合は2割¹⁰⁹⁾といわれる。都市部や海外への出稼ぎなどで、夫が実質的に不在となっている世帯は特に農村部で多く、出稼ぎが長期化し、仕送りも滞り、貧困に陥るケースも多い。以上のような要因から、貧困人口に占める割合は男性より女性の方が高く、貧困人口の7割は女性であることが多くの報告書等¹¹⁰⁾で指摘されている。

⑤ 農業普及等のサービスを女性は十分受けていない

上記①～④にあげたような状況を農村開発や農業普及にかかわる人々が十分認識していないことが多い。農業普及員は男性である場合が多く、彼らは農村女性にはアプローチしなかったり、あるいは慣習上、女性に直接コンタクトできず、普及しようとする技術や知識、情報が実際に農作業の多くを担う女性に十分に伝わらないことが多い。例えば、田植えは女性が実施するにもかかわらず、男性のみに改良した田植えの技術を教えても、技術の普及や向上にはつながらない。

また、各農村のニーズを把握しようとする際に、多くの場合男性である村のリーダーからのヒアリング、参加者のジェンダーバランスや進行方法に関するジェンダー配慮に欠ける村落集会を情報源とすると、女性のニーズが汲み上げられないことも多い。②で触れたような女性の負担を減らし、生活の質の改善を図ることも農村開発における大きな課題であるにもかかわらず、軽視されることもある。

⑥ 住民組織や生産者組織の運営に女性が参画していない

¹⁰⁸⁾ 国際協力事業団農林水産開発調査部作成『農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック』(1999年3月)p.13

¹⁰⁹⁾ 「1998年の推定によると、世界全体でおよそ20%の家庭の世帯主が女性。ラテンアメリカでは全世帯の24%、サハラ以南のアフリカで22%、アジアで16%、中東・北アフリカで13%」(UNICEF『世界子ども白書2007』p.28)

¹¹⁰⁾ 『人間開発報告書1995』他

農村開発や農業生産において女性が大きな役割を担い、また女性が抱える問題への対応が重要であるにもかかわらず、女性が住民組織や生産者組織の運営メンバーであることは少ない。また、組織の集会等にも女性が出席することは少なく、農村社会の意思決定の場に女性が参画していないことが多い。結果として、女性のニーズや問題が汲み上げられない。

⑦ 女性の知恵が有効活用されていない

農業の近代化という時代の流れにありながら、女性は近代農業技術へのアクセスが限られてきた。その結果、皮肉にも生活を守るために多様な生活資源を利用してきた女性たちの豊かな在来知識が守られてきた。多様な在来品種や野生植物、伝統的な作業方法等に関する女性の知識や技術を評価し、有効に活用することが農業の持続的開発にとっても重要となっている。

Box3-2-16-1：女性が守ってきた伝統的技術

フィリピンのボホール島では、女性たちは家に鉄製のスコップがあるにもかかわらず、掘り棒を使用している。女性たちによれば掘り棒は持ち運ぶのに軽いし、イモを掘るときにイモを傷つけない。それに、掘るだけでなく、様々な農作業に使えるという。一見、シンプルで遅れたものに見える道具や技術が、実は多機能性を備えており、単機能の高度な道具や重厚な道具より現実的にはずっと使いやすいということもある。

（国際協力事業団農林水産開発調査部作成『農林業協力のための WID/ジェンダーハンドブック』

（1999 年 3 月） p. 18 のボックス記事より抜粋）

⑧ 農業政策にジェンダー視点が組み込まれていない

農業政策の策定にあたっては、国レベルの食糧安全保障、食品の安全確保、さらに国際競争力のある農産物の輸出振興による外貨獲得などの視点に加え、農業に多くを依存している農村の貧困を解消し、活力ある農村を振興するという視点が必要である。しかし、現状では農業政策の策定プロセスへの女性の参画は不十分であり、国レベルの農業政策からジェンダーの視点が欠落しがちである。

（2）水産業とジェンダー

水産業から収入を得ている人々は全世界で 1 億 2,000 万人以上にのぼる。そして水産業には女性も大きく関わっているが、それは意外に認識されていない。確かに漁船による操業は主に男性の仕事となっているが、小さなボートやカヌーでの漁業、沿岸部での貝類、海草の採集、養殖、そして内水面漁業には多くの女性が従事している。特に、世帯運営の小規模な養殖池の場合、女性を取り仕切っていることが多く、また、漁獲後の加工、販売にも女性が主に従事していることから、女性は重要な役割を担っているといえる。

一方、水産協力に対する世界的潮流として、生産量の増大を主眼とした協力から、資源

や環境に配慮した持続的な水産開発や、沿岸漁村民の生計向上をめざす漁村開発へシフトしてきており、JICA でも「活力ある漁村の振興」が水産協力における開発戦略目標の 1 つとして掲げられている。農地を保有する農民と比べ、漁民は財産や権利が少なく、開発途上国において最貧困グループに属する場合も多い。内戦等により農耕地帯から追われ、最終的に沿岸部で貝類の採取等で生計を維持しなければならないケースも多くある。マングローブや周辺樹木の過剰伐採により、開発途上国の漁村の多くで高波、強風などの自然災害による被害が拡大しているともいわれている。こうした厳しい漁村の環境において、女性の負担がますます大きくなってきている。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

以上のような課題に対応するため、JICA が実施する協力案件では、取り入れるべきジェンダー視点を次のように整理する。また、優良事例を巻末に付録として掲載する。

(1) 事前調査時

1) 農業政策に係るジェンダー分析

農業・農村開発に関する政策が、ジェンダーニーズとどのような関係にあるかを分析し、協力戦略を組み立てる。例えば、女性の土地所有権が認められていない国や地域で協力する場合、担保を必要としないマイクロクレジット等の可能性を検討する必要がある。

2) 対象村落の分析

男女別の活動分析（日ごと、季節ごとなど）、アクセスコントロール分析、背景要因の分析を実施するとともに、フォーカスグループディスカッションを実施し、対象村落における男女のニーズやジェンダー規範を確認する。フォーカスグループディスカッション実施時には、単に村落集会に女性の参加を促すだけでなく、女性の積極的な発言が望めないような地域では、別途女性対象のフォーカスグループディスカッションを実施し、女性の意見を汲み上げる。また、世帯内の夫婦の権限や役割分担がどのようになっているかも確認する。

3) 関係者の分析

関係者分析段階で、グループごとの詳細分析ではジェンダー視点での分析も十分に行う。カウンターパート機関のなかでジェンダー主流化を責任をもって継続する枠組みとして、ジェンダーフォーカルポイントを設置することも必要に応じて検討する。

4) 協力内容の検討

活動分析、アクセスコントロール分析を含め、ジェンダー分析を十分に実施したうえで、協力内容を検討する。男女のニーズに違いがないか、異なるニーズにどのように応えるかについて、明確にする。農村部では既に世帯の中で女性に労働負荷がかかっている場合が多いため、単に新しい技術や知識を導入することのみに着目するのではなく、その結果、労働負荷がどのように変わるのかについても十分吟味することが必要である。女性が 1 日のなかで活動に参加しやすい時間帯や、農繁期等を考慮して 1 年のなかでも時間的に余裕がある時期を確認する。

なお、水産業においても、上記１）～４）の視点、すなわち、男女別の活動分析に基づく、ニーズの確認、協力内容の検討は有効である。

（２）実施段階

１）農業普及員の啓発

農業普及員自身が農村の女性にアプローチする重要性を理解していないことが多い。まずは、農業普及員等に対するジェンダー研修の実施を通じた啓発、女性に対する普及手法を学ぶことが必要である。

２）男性の啓発

農村の女性の参加を得ることが困難な場合は、男性世帯主がその障害となっていることも多いので、男性への啓発も重要である。

３）非識字に考慮

文字に頼らないで絵や劇などを用いて説明するなどして、提供する情報が非識字の女性にも確実に届く工夫をする。

４）女性に参加させる工夫

農業技術を男女双方に習得させるためには、研修参加者における男女割合に枠を設けるなどして、女性を積極的に参加させる工夫が必要である。女性が対象の研修では、女性の参加を阻む要因（家事、育児等）を軽減するサポート（研修の時間帯の工夫、ベビーシッター手配など）を行い、参加の継続を促すことにも配慮する。

また、女性が個人では動きにくい環境の場合、農村女性を組織化し、グループ活動を支援することも、女性の参加促進につながる。

５）地域社会の発展に向けたインセンティブ

女性グループ支援などを通じ、収入向上事業を行う場合は、あらかじめ女性が家計支出に一定の権限をもてるよう家庭内における支出権限を確保する取極めを行うといった工夫も必要である。さらに、世帯収入の向上だけにとどまるのではなく、収入増により家庭の生活が確実に向上するよう家計管理研修やジェンダー研修も組み込むことが望ましい。家計管理研修やジェンダー研修を通じ、男性の気づきを図ることは重要である。

ジェンダーニーズの充足は時間を要するプロセスであり、単に農業生産量の増加、世帯収入の増加、村落振興事業の活性化だけでは進まない。それぞれの活動に女性の参加を確保することで、地域社会に女性の能力を認識させるとともに、協力事業の一環として地域社会のジェンダー意識を刺激するような取り組み（ジェンダー研修等）が協力デザインのなかに埋め込まれている必要がある。

６）水産業における協力の視点

水産業においても、上記１）～５）の視点は有効である。水産業の場合は、専業による家計の維持が一般に困難であることから、収入の向上のための水産物の付加価値化、収入源の多角化を図る必要があり、その際には、男女平等な収入機会の確保、生産活動を担う人々の作業効率の改善、労働負荷の軽減、健康改善も視野に入れることが望ましい。漁業

組合等の組織化支援や漁村、地域共同体支援に際しては、各種組織の運営メンバーに女性を加えるとともに、女性の意見を汲み上げる仕組みが必要である。

3-2-17 自然環境保全とジェンダー

1. 自然環境保全とジェンダーの現状と課題

森林及び自然環境由来の資源〔木材、非材木林産物（NTFP）、水等〕は、住民の生活及び生計を支えるものであり、特に開発途上国においては農村部の住民にとって重要な位置を占める資源である。これらの資源を持続的に利用するための活動は、特に森林資源の劣化が顕在化した 1970 年代より進められてきた。

ジェンダーによるこれら自然資源へのかかわり方の違いについては、特に村落の開発を進めるうえで極めて重要な要素であることはいまでもない。資源の利用における女性の役割に視点を当てない限り、資源を守り、利用することはおよそ困難である。近年の地方分権化及び気候変動対策という動きのなかで、このような村落を単位とする開発プロセスにおけるジェンダーの視点に新たに着目することが必要となっている。

先進国のみならず多くの開発途上国で地方分権化が推進されているが、森林・自然環境行政については引き続き中央政府が所管しているケースがほとんどである。このようななか、森林・自然環境資源を守り、利用するにあたっては、従来の地域住民、森林官だけではなく地方自治体職員が新たなプレイヤー（あるいはより大きな役割を担うプレイヤー）となっている。コミュニティフォレストリー（以下、CF）を例にとれば、住民参加の重要な要素としてのジェンダーの視点は、森林官を中心に能力強化が行われてきたが、新たなプレイヤー¹¹¹として自治体職員もその対象となることを示している。CFが推進されてきたネパール等では、森林官にジェンダーの視点や住民のファシリテーション能力が備わっている一方、村落開発を直接担う自治体にはそれが必ずしも十分ではない。ネパールのみならず、いくつかの国々においては、地方分権化の進展に伴い、森林・自然環境資源の管理権限が自治体に移管される先を見据えた対応を検討すべき時期に来ている。

気候変動は、脆弱性の高い地域に大きな影響を与える。脆弱性の高い地域とは、人々が限定された環境下に置かれた場所であり、例えば海岸線や河川の低地で高潮や洪水の影響を受けやすいところ、雨量の減少が即座に旱魃に結びつくような半乾燥地などである。このような環境下に置かれている人々の生活は、気候変動の影響を直接受けやすい。また、土地そのものではなくとも、気候変動による生態系の変化は森林・自然環境資源の枯渇に結びつくことから、これらの資源に依存¹¹²している人々にも大きな影響を及ぼすこととなる。言うまでもなく、このような影響は森林・自然環境資源に日々の暮らしを依存している場合が多い女性に強く現れることが想定される。一方、森林・自然環境資源を保全¹¹³することは、気候変動の緩和策（森林による炭素の蓄積）としても位置づけられる。気候変

¹¹¹ 住民に対する行政サービス、特に福祉やセーフティネットを与える役割は地方自治体が担うことになる。

¹¹² 世界銀行によれば、いわゆる森林資源に生計を依存している貧困層は全世界でおよそ 5 億人としている。

¹¹³ 森林の破壊・劣化（例えば森林火災）による二酸化炭素の放出量は、世界全体で年間に排出される二酸化炭素の 20% と推計されている。

動の開発途上国における適応策・緩和策について、日本はコ・ベネフィットの視点（気候変動のみならず開発にも便益をもたらす）を主張している。このようななか、途上国の農村部の女性は、気候変動の影響を受けやすい一方、気候変動の緩和に貢献できる役割を担っているのであるから、特に森林・自然環境分野における適応策・緩和策を検討する際にジェンダーの視点が配慮されるべきであろう。

2. JICA の協力事業実施上の留意点

上記の現状と課題を踏まえ、JICA として自然環境保全において、ジェンダーの視点から留意していききたい点は以下のとおりである。

- ① 森林及び自然環境資源（木材、NTFP、水等）の保全においては、ジェンダーによる自然資源へのかかわり方の違い（例えば男性は換金樹種に依存することが多く、女性は薪となる下枝を取る、木の実を取るなど生活に深くかかわる樹種に依存することが多いなど）に配慮し、自然環境の保全における女性の役割に視点を当てることにより、より効果的で効率的な自然環境保全を行う。
- ② 国や地方自治体の森林・自然環境行政官の能力強化を支援する場合、このようなジェンダー視点を理解し、ジェンダー視点に立った森林・自然環境行政政策を立案し、実施できるよう心がけることが肝要である。
- ③ いわゆる脆弱性の高い地域に住む人々は森林・自然環境資源の一義的な利用者である場合が多く、気候変動等により、資源が枯渇するとその影響を受けやすい。女性の方が周辺環境に暮らしを依存している場合が多いので、気候変動がかかる地域に及ぼす影響を確認する際には、男性の視点だけでなく女性の視点も反映させて確認を行う。
- ④ 気候変動の適応策・緩和策を検討する際にも、森林・自然環境資源の保全などに女性がコミュニティで担っている役割に注目し、ジェンダーの視点を取り込む。
- ⑤ 上記のすべてのプロセスにおいて女性の参加を促進し、共有の財産である森林・自然環境資源の保全に男女が平等に参加できるようにする。

なお、JICA ではこれまでも技術協力、円借款事業においてネパール、インド等で上述のようなジェンダー視点を取り入れた事業を実施してきており、その一例として円借款によるインドでの植林事業をあげたい。

Box3-2-17-1：ジェンダー視点を組み込んだ事例

インドタミールナド州植林事業（期間：L/A 調印 1997 年 2 月～貸付完了 2005 年 5 月）

<背景>

タミールナド州における森林面積が占める割合は 1992 年当時約 17%であり、インド全体の平均を下回っていた。森林の約 89%が国有林地であるが、人口増加・都市化に伴う開発により荒廃が続き、州内の国有林地の 30%が荒廃していた。荒廃の原因として、生計を林産物に依存する住民が多

いことがあげられた。

特に、森林の荒廃の原因になっていたのが、女性による薪の収集であった。その背景には、インドではヒンドゥー教、カースト制度などの影響で、根強い女性差別があり、「男は外、女は内」といったはっきりした役割分担が存在していたため、外での収入がない女性たちは、生計を支えるためのわずかな現金収入を得るために、家事労働の一環である収集した薪の一部を販売用の燃料とするため森林を伐採していた。

<プロジェクト目標・活動>

本事業は、実際に森林の伐採を行っている住民の協力が不可欠であったため、住民参加型の要素を取り入れた持続可能な植林事業を展開し、①森林を再生するための「植林」、②森林依存者への収入多様化支援、③森林管理能力強化〔トレーニング、モニタリングと評価、地理情報システム (GIS) の拡大等〕等の活動を行うことで、森林の再生及び地域住民の生活水準の向上を図り、さらには、地域の貧困削減に寄与するもの。

<ジェンダー配慮の具体的取り組み>

●政策レベルからのジェンダー配慮

インドの国家森林政策（1988）の基本目的に「森林保全の目的を達成するために（中略）女性の参加を得て社会全体の運動にする」と定められているように、政策レベルからジェンダー配慮がなされており、政府のイニシアティブの下で女性の参加を促進する取り組みが進められてきた。

●森林資源利用の多い女性の積極参加促進

地域住民により「森林管理組合」（Village Forest Committee：VFC）を形成し、植林の計画及び管理等に参加する「共同森林管理」（Joint Forest Management：JFM）を実施する住民参加型の手法を採用。具体的には、VFC には各世帯から男女各 1 名が参加することでジェンダーにも配慮した。

●小規模金融による生活改善

VFC 内に女性主体の自助グループ（Self Help Group：SHG）を形成・推進。その参加数は 6 万 2,495 人で VFC メンバーの 13%に相当した。SHG は小規模金融等を活用した生計改善活動を実施。具体的には、VFC や Executive Committee（EC）メンバー選出過程に女性が参加することを確認、そのメンバーの少なくとも 30%は女性が採択されるようにしたり、女性の EC メンバーの 50%以上が常に会議に参加できるように配慮した。また、ローンや森林活動に関する会議には必ず女性が参加し、女性のニーズを把握。結果、SHGs の 94%が女性で構成され、森林産物に依存して生計を立てていた住民（主に女性）の 60%が他の収入源を獲得することができるようになった。生活基盤を森林においていた住民が数十%程度に軽減したことで、貧困層の解消にも寄与した。

●植林関連活動による、女性の雇用増加

植林活動等の労働者数・日数に関して、総事業実施期間で延べ 6,100 万に達する雇用が発生し、そのうち雇用された労働者のほぼ 4 割が女性であった。また、新規開業者数合計は、17 万 5,930 人で、VFC メンバー総数の 38%に相当し、うち 9 万 243 人が女性であった。

●女性への代替収入の道

政策の 1 つ、マイクロクレジット（貧困層向け無担保小額貸付）が取り入れられ、その資金を元

手に女性たちがハーブを栽培・加工・販売、牛を飼い、取れたミルクを販売、寺院そばで参拝客向け線香や容器、ココナッツなどの販売のような小規模ビジネスを始められるようになった。このような新たな収入手段は、森林依存を減らすだけでなく、持続可能な収入を得られるシステム構築や女性の経済参加も促した。

●女性や子どもの労働が軽減、更なる効果

主な事業対象地周辺の住民への聞き取り調査によると、森林地で燃料木、飼料が採取できるようになり、今まで長時間かけて遠方まで採取に出かけていた女性や子どもの労働が軽減された。さらには、その労働力を他の生産活動に振り向けた結果、多くの世帯で農業・畜産業により所得が増大し、家計の森林への依存が低下したことが確認された。

●女兒の就学率向上

世帯所得の増加と農業の拡大、さらには子女の燃料木・飼料採取からの開放は、女兒の就学率を著しく向上させる結果へと導いた。今後、この女兒の向上した就学率が世帯、さらには地域への経済効果を生むことが期待される。

●収入増加による更なる効果

家計収入の増加に伴い、家庭では薪の代わりにプロパンガスを使用することが多くなり、女性は家事労働が軽減されるだけでなく、それまでの薪収集等から解放された時間をコミュニティの集会に参加し、発言する機会にあてることができるようになった。

(参考資料)

円借款事後評価報告書 2008 年度版

JBIC “Executive Summary JFM and Microfinance:sustainability and linkages” (2008)

3-3 今後の検討課題

これまでの JICA におけるジェンダー配慮に係る取り組みは、協力案件の実施段階、つまり案件の枠組みが固まったあとで検討されることが多かったため、ジェンダー配慮の必要性が確認されても案件内容に盛り込めない、ないしは案件内容の大きな変更を迫られるといったことが発生していた。

本来、特に地域社会の人々に直接働きかける案件、地域社会への直接・間接の影響が想定される案件については、ニーズ把握などの事前段階から、適切に当該地域社会のジェンダーの状況を分析するための調査を実施し、その結果も含め協力戦略を立てる必要がある。事前段階からのジェンダー調査・分析の実施には投入コストを要することが多いため、プロジェクト予算の制約もあって定着は容易ではないが、今後の課題として見過ごすわけにはいかない。

実施段階のジェンダー視点については、JICA で定着しているプロジェクト運営管理、評価・モニタリング手法にジェンダーの視点を取り入れていくことが重要である。具体的には、プロジェクト運営管理ツールであるプロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) にジェンダー視点を取り入れる仕組みや、評価 5 項目にジェンダー視点を取り入れる仕組み

みなどを定着させることができれば、より早い段階で効果的な案件としての設計が可能になると思われる。

また、これまで、JICA の協力案件におけるジェンダー課題・ジェンダーに係る取り組みについて詳述してきたが、案件担当者がジェンダー視点を正しくもつことについては言及していない。ジェンダーは比較的歴史の浅い課題であるため、1-1 で述べたように、援助実施者がジェンダー配慮の必要性を認識しない、理解しない、対応しようとしない、といったことが多々起こり得る。ジェンダー調査、ジェンダー調査団員、ジェンダー専門家などの投入により当該プロジェクトの有効なジェンダー戦略が提案されても、当該案件にかかわる他の調査団員、JICA 専門家や相手側カウンターパートがジェンダーの専門家による分析結果や助言を適切に各自の責任で活動に取り入れなければ、当該案件におけるジェンダー主流化は進展しない。JICA ではこれまでも職員、協力案件の日本人関係者やカウンターパートに対する講習や研修等を実施してきたが、一層の充実と継続が大切である。

付録 1-1 【3-2-1 貧困削減とジェンダー付録】

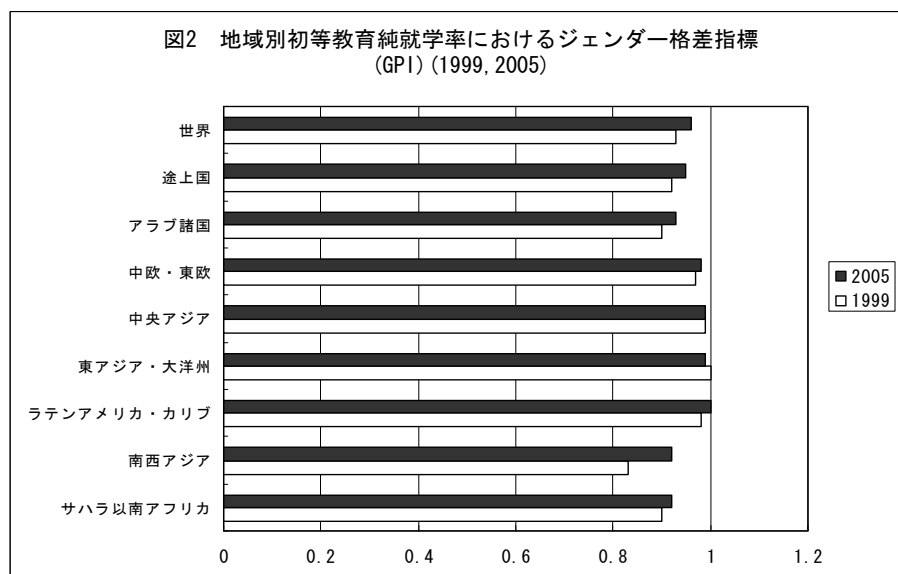
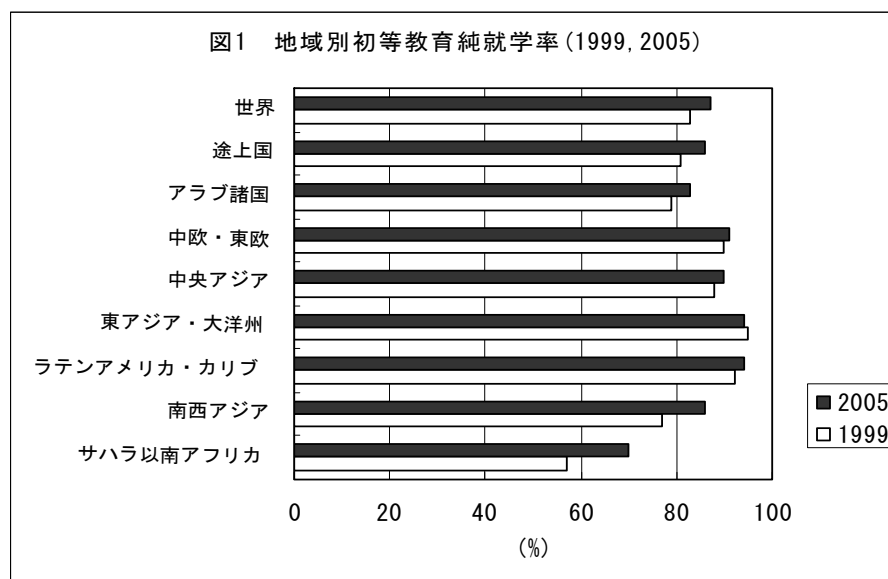
貧困削減の開発戦略目標とジェンダーの関係

貧困削減開発戦略目標	想定されるジェンダー取り組み
収入の向上	・ 家計支出管理に関する実態調査の実施 ・ 家計支出管理研修の実施 ・ 貧困女性の資産・資源へのアクセス状況の確認。特に母子家庭や寡婦の実態調査 ・ 農村女性の資産・資源へのアクセス改善策の検討 ・ 貧困女性対象のマイクロクレジットの支援 ・ 農業等の生産活動における男女の作業分担の状況の把握 ・ 普及活動において農村女性が確実に技術・知識・情報を獲得する方策の実施 ・ 主に女性を対象とするノンフォーマル教育（識字教育を含む）の支援 ・ 農民組織や住民組織における女性参加の促進 ・ 都市に住む貧困女性の就業支援、労働環境の改善 ・ 伝統的に女性の職業とされている分野の職業訓練の充実 ・ 必ずしも女性の職業とは認識されていなかった分野の職業訓練での女性参加者の確保
基礎的生活能力の向上	・ 「健康状態の改善」に資する協力において、戦略的ジェンダーニーズに対する取り組みの実施 ・ 女子の就学推進の支援 ・ 特に女性の生活の質の向上を意識した「生活の改善」のための協力の拡充
脆弱性の克服	・ 貧困層が受ける環境の変化によるショックの内容と大きさを男女別に予測し、ショック軽減能力、対応能力の向上策を検討 ・ 母子家庭や寡婦に対する特別な配慮
政治/社会参加の実現	・ コミュニティ開発における貧困女性の組織化 ・ 貧困女性の声を代弁できる女性リーダーを住民組織運営の主要メンバーに加えるための働きかけ ・ 貧困女性の状況改善やジェンダー平等に取り組む組織、個人の地域ネットワークの形成・強化 ・ 政策策定プロセス、事業計画実施プロセスにおいて、貧困女性の声を汲み上げるメカニズムや方法の提案
貧困削減のための開発政策の策定と実施	・ 貧困削減戦略（PRSP 等）、公共財政管理、中期支出枠組み（MTEF）に対するジェンダー分析の実施 ・ ジェンダーに配慮した予算（ジェンダー予算）の導入支援 ・ ジェンダー統計の充実のための支援

付録 1-2 【3-2-4 教育とジェンダー付録】

初等教育における地域ごとのジェンダー格差

地域別に初等教育における純就学率を見ると、いずれの地域もほぼ上昇している（図 1）。特に顕著な改善が見られた地域は、これまで就学率が最も低かった地域であるサハラ以南アフリカ諸国と南西アジアであり、それぞれ 57% から 70%、南西アジアにおいては 77% から 86% に上昇している¹¹⁴。しかし、純就学率に対するこの両地域のジェンダー格差を示す指標は依然として高く（サハラ以南アフリカ諸国は 0.92、南西アジアは 0.93）、この傾向は就学率及び識字率の低い国で多く見られる傾向がある¹¹⁵。この両地域の就学の現状をとらえ、共通の阻害要因を明かし、課題に対する取り組みを提示する。



UNESCO (2007) より作成

¹¹⁴ EFA (2007)

¹¹⁵ 菅原 (2007)

(1) 南西アジア

この地域全体の純就学率は 77%から 86%と著しく上昇し、女子の純就学率も 70%から 82%に改善した¹¹⁶。しかしながら、この地域では、世界の不就学児童の約 4 分の 1 を占める 1,700 万人の不就学児童がおり、このなかに占める女子の割合は 66%といわれている¹¹⁷。この地域のデータ入手可能な 6 カ国についていえば、パキスタン、ネパール、インドの未就学者のうち、女子は 63%、62%、81%をそれぞれ占めている¹¹⁸。また、GPI (Gender Parity Index) ¹¹⁹が 1 を達成している国は少なく、なかでも、パキスタン、ネパールではそれぞれ 0.76、0.87 を示している。こうした背景には、貧困、衛生状況の悪さ、人身売買、自然災害、少数民族差別等の多くの要因が複雑に絡んでいると指摘されている。この地域の現状を顧みると、ジェンダー格差是正は進んでおらず、教育普及と衛生改善を組み合わせる等といった総合的な格差解消の取り組みが求められている。

(2) 西・中央アフリカ

この地域の純就学率に関しては、1999 年から 2005 年の間で 57%から 70%へと上昇し、女子の純就学率も 54%から 67%へと改善した。しかしながら、この地域のデータ入手可能な 34 カ国の純就学率で、地域平均の 67%に満たない国は、ニジェール(40%)、コンゴ(44%)、ブルキナ・ファソ(45%)、ブルンジ(45%)、エリトリア(47%)、コートジボアール(56%)、マリ(56%)、チャド(61%)、ギニア(66%)であり、ほとんどの国で GPI が 1 を達成していない。こうした国は、EFA (Education For All) 達成とともにジェンダー格差解消のために、更なるコミットメントが必要とされている。

この地域の不就学児童者数は、世界の約半分となる 3 億 3,000 万人を占め、そのうち 54%を女子が占める。この地域の特徴は、低い就学率と高い中退率であり、過酷な自然災害による貧困や HIV/AIDS の蔓延、早婚等の女性の地位の軽視等が格差の原因となっている。これらの原因への取り組みに加えて中退率を下げるために教育の質の改善等が求められている。

¹¹⁶ UNESCO (2007)

¹¹⁷ UNESCO (2007)

¹¹⁸ UNESCO (2007) の資料 p. 289 を参照し、作成

¹¹⁹ 男子純就学率に対する女子純就学率の割合

付録 1-3 【3-2-10 情報通信技術とジェンダー付録】

1. 情報通信におけるジェンダー格差の解消と援助効果の向上のヒント

ウェブアクセシビリティの重要性

情報通信技術（ICT）の進歩により、様々なサービスがインターネットを通じて提供されるようになってきたが、これらは高齢者や障害者にとっても様々な恩恵をもたらすものとして期待されている。例えば、ホームページでの情報提供が行われるようになったことで、全盲の視覚障害者でも画面読み上げソフト等を利用することにより、他人の力を借りずに情報を入手できるようになっている。また、今後電子申請が一般的になれば、移動が不自由な高齢者や障害者が自宅にいながら様々な行政手続きを行うことが可能となる。しかし、ICTを活用して提供されるサービスが充実すればするほど、それらのサービスを利用することができること、すなわちアクセシビリティの確保が重要な課題となっている。高齢者や障害者がICTを活用して提供されるサービスを利用できるかどうかは、ホームページ等の設計者や運用者が、多様な利用者を想定し、アクセシビリティの確保について、きちんとした対応をとっているかどうかに依存している。

（『平成 18 年度情報通信白書』 p. 216）

サモア 多目的コミュニティ・テレセンター整備の事例

サモアにおけるテレセンターの整備は 2005 年 3 月に始動した国家 ICT 戦略に基づき推進されている。その一環として、国際電気通信連合（ITU）の協力により、パイロットプロジェクトとして 10 ヶ所にテレセンターを整備することとしたが、その設置場所の多くは既に政策により村々に設置されていた Women's Committee House とした。その理由は、運営上の利点（既存の施設・人材の活用）のほか、女性たちが他の村人に有料で訓練を提供するという新しいビジネスを構築できること、テレセンターの運営管理を女性が担当することで女性のキャパシティ向上にも寄与できること、にあった。また、Women's Committee House では従来から女性の地位向上のために学習活動や手芸品の製造・販売の指導を行っていたが、導入されたテレセンターを活用してそれらの電子商取引を行うなど、より複合的・発展的な活動を可能とするセンターになった。

（参考：「サモアのテレセンター整備計画と進捗状況」、2006 年 9 月、佐賀研二氏作成）

2. その他参考情報

ジェンダーと ICT のパイオニア : APWINC の活動

APWINC（アジア太平洋女性情報ネットワークセンター）は、ICT を通じたジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進を目的に 1996 年に韓国を拠点に設立された機関であり、アジア太平洋のジェンダーと ICT の領域ではパイオニアである。韓国国内向けの活動のほか、これまでに、ESCAP や KOICA 支援により、アジア太平洋地域の女性の地位向上を担う組織を対象とした電子ネットワーク研修や IT 担当行政官を対象とした女性の情報化の必要性などを喚起するジェンダーウェアネス研修など、地域内研修を実施している。また、APEC イニシアティブに基づき、APWINC 内に APEC Women's e-Biz Center を 2005 年に開設し、APEC 地域の女性起業家の e-ビジネスの機会拡大を支援するオンラインビジネスセンターの機能を果たしている。

(APWINC (<http://www.women.or.kr/>) 参照)

3. ドナーの動向

世界銀行	
ジェンダーと ICT セミナー	「ジェンダーと ICT」に係る理解向上のため、世界銀行では 2000 年からジェンダーと ICT セミナーを継続開催。実務者、有識者等を招待し、ICT のジェンダー関係へのインパクトやジェンダー不平等を克服する ICT の活用方法について議論を行っている。なお、セミナーの資料や録画ビデオは世界銀行のホームページから入手可能。
ICT ジェンダー主流化ツールキット	実務者が ICT プロジェクトにジェンダーの視点を統合する際に参考として活用できるよう、チェックリスト、評価ツール、グッドプラクティス等を含む構成となっている。ここでいう ICT のジェンダー主流化とは、ICT のアクセスや活用におけるジェンダー格差の解消のプロセス、女性特有のニーズや障害に ICT を適用させるプロセスである。
UNIFEM（国連女性開発基金）	
e-ブレッジ イニシアティブ	2006 年から 3 年間、ヨルダンの 2 つの農村をパイロットサイトとし、センターを拠点として、村民（特に女性）の日常生活に ICT を導入することによって、ローカルコミュニティがジェンダーセンシティブで、経済的にエンパワーメントされることをめざすプログラムを実施。提供される ICT 技術は多様で、マイクロソフト社等による村民の ICT 能力向上のための技術研修のほか、ラジオ局・映画クラブの創設、村民のニーズに基づいた啓発ワークショップ・キャンペーンの実施なども含む。 (http://www.unifem.org.jo/pages/project.aspx?pid=525)
UNESCO（国際連合教育科学文化機関）	
ICT を活用したジェン	モザンビーク、南アフリカのコミュニティを対象とし、コミュニティが、

ダー平等のためのオープンラーニングコミュニティプログラム	マラリア、HIV/AIDS、若者の不就労の問題をテーマとして、参加型でラーニングツールの開発を行うプログラムを実施。その際に、ICT 技術を活用。また、すべての過程において、男女のニーズの違い、関係性も考慮に入れる。
ITU(国際電気通信連合) (http://www.itu.int/ITU-D/gender/index.html)	
「女性と男性のおかれる現実」に注視し続けられない限り、ユニバーサルアクセス、デジタルデバイドの解消、ジェンダー平等という我々の目標は達成できない」(ITU 事務局長)とし、女性を主の裨益対象とするプロジェクトやジェンダーセンシティブなプロジェクトの実施を通じて、ジェンダー間のデジタルデバイドの解消をめざす。具体的戦略として、①ジェンダー別データの収集とジェンダー視点を組み込んだ指標の設定、②労働市場アクセス改善のための女性のスキル・知識向上、③女性が裨益する特定プロジェクトの支援のための民間セクターとのパートナーシップ構築、④雇用創出と ICT に関する取り組みの実施、⑤電気通信開発局の活動におけるジェンダー主流化、を掲げる。	

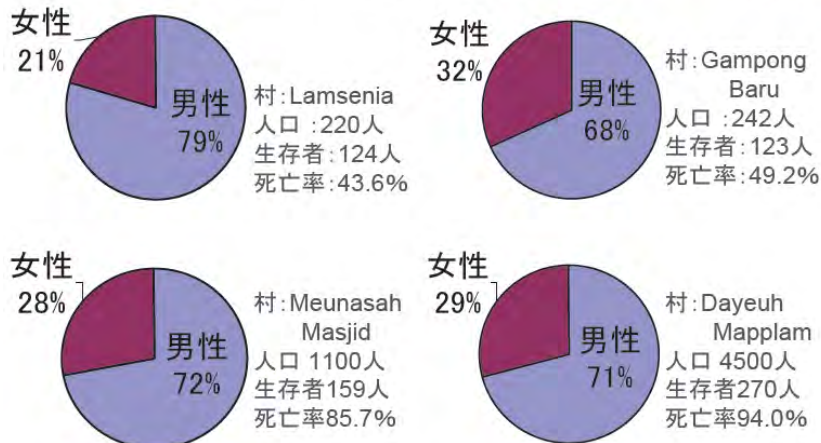
付録 1-4 【3-2-12 防災とジェンダー関連付録】

防災とジェンダー参考事例・資料

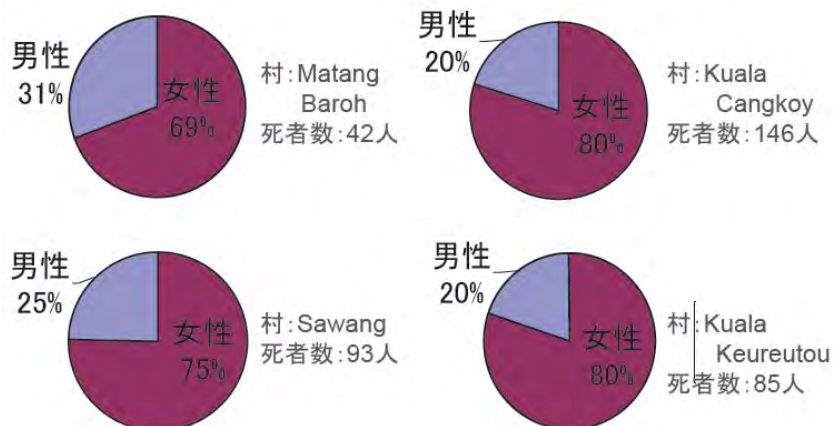
事例 1 【災害による被害】 男女で異なる。女性の犠牲者が多い。

①インド洋大津波（2004 年）

Aceh Besar 県4村の生存者の男女比 [Oxfam:2005]

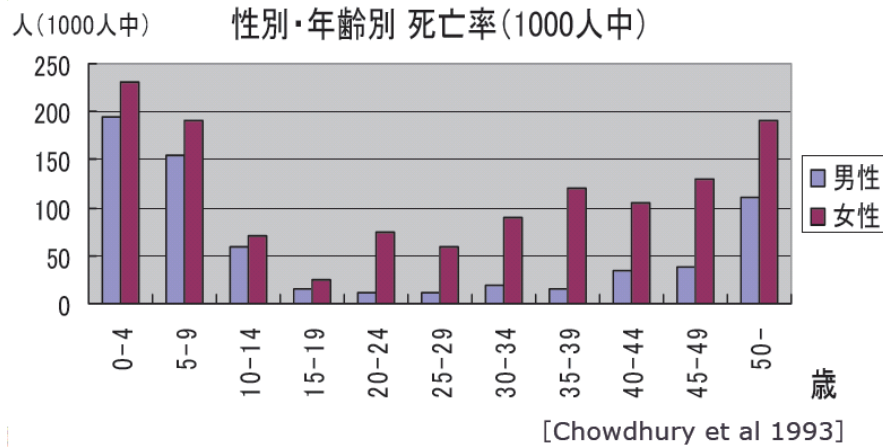


North Aceh 県4村の死者の男女比 [Oxfam:2005]



②バングラデシュの高潮（1991 年）

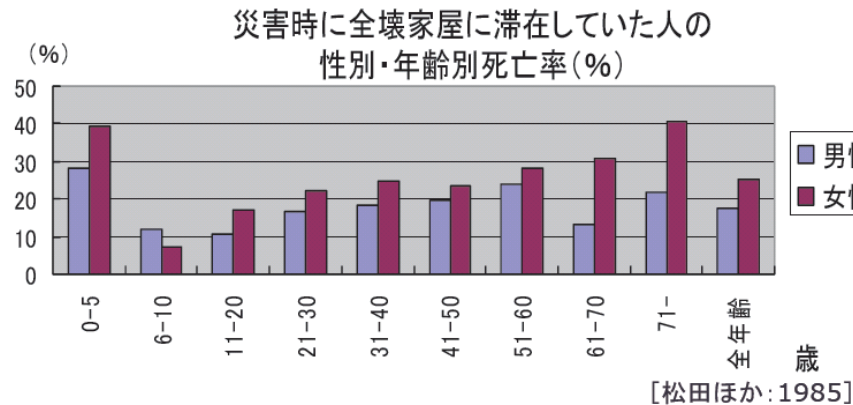
とりわけ成人（20 代～40 代）で、女性の死亡率が男性より高い（4-5 倍）。



③長崎豪雨災害（昭和 57 年）

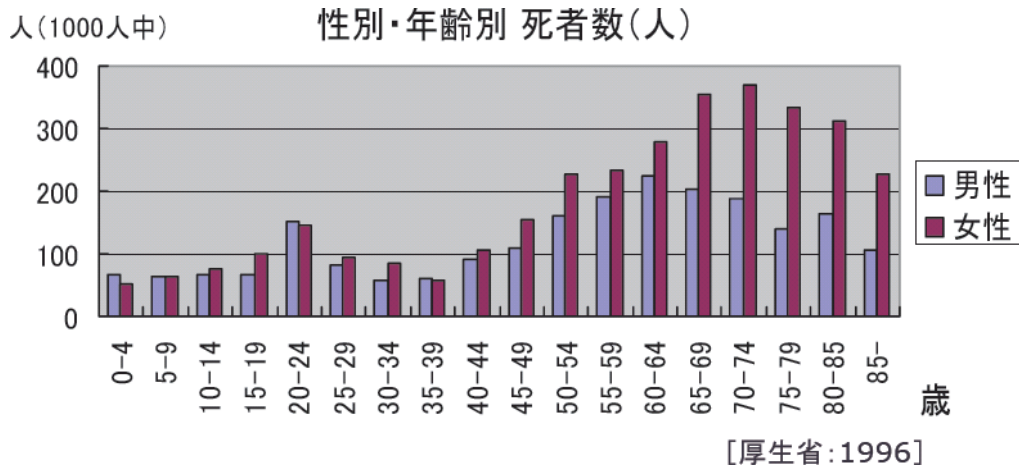
死者行方不明者 299 人、負傷者 805 人

①乳幼児、②年齢とともに死亡率増加（女性で顕著）、③女性の死亡率は男性の 1.5 倍



④阪神淡路大震災（1995 年）

死者：男性 2,713 人、女性 3,680 人、不明 9 人、計 6,402 人（兵庫県データ）

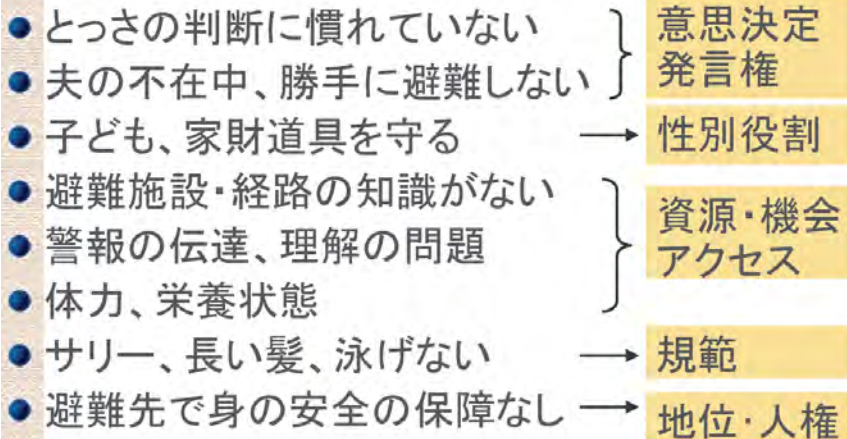


事例2 【災害による被害】 なぜ成人女性の死亡率が高いか？バングラデシュの高潮（1991）の例

なぜ成人女性の死亡率が高いか？バングラデシュの高潮（1991）

[池田 1996]、[Ikeda 1995]

女性は……



バングラデシュの場合、女性は男性に付き添われないと外出できない、子どもを守る責任があるため素早く避難できない、サリーでは走ったり泳いだりできない、一般的に女性は男性より体力がなく暴風や強い水流に耐えられなかった、など多くの問題があった。避難場所としてモスクがあっても、女性は入れなかったり、避難所へ行く道さえ知らなかった。特に社会的弱者や貧困者は、災害にあいやすい場所に住んでいることも多い。情報が村落の一部の有力者に集中していて普及されていないことも多い。このため、避難情報がなく、逃げ遅れたり、どのタイミングで避難すればよいのか判断できなかったり、普段から他律的な生活をしているので避難するときにも夫や他の人々の判断に依存してしまうことが多い。また、特にジェンダー規模が厳格な地域で女性の外出が制限されているような地域では、災害時に夫が外出していたため、自分の判断で家の外に出て安全なところに逃げるといった判断が遅れることもある。掲示板などがあっても、読み書きできない女性にとっては、役に立たない。*（上記池田恵子作成報告書から）

さらに、コミュニティの開発委員会のメンバーに女性が参加していることはまれなため、防災に関しても、コミュニティ内での防災計画の策定に参加できていない。そのため、防災対応に対する意識や理解、対応能力が低い。しかし、途上国では、男性が海外や都市へ出稼ぎに行っていて不在だったり、昼間は女性しかコミュニティにいない地域も多くあるため、女性が計画策定に主体的に参加していかないと、コミュニティの防災能力は向上しない。

事例 3 【応急対応】 社会・文化背景に応じた緊急医療体制（人員・施設の配置等）を考慮する必要がある

パキスタン等大地震に対する国際緊急援助隊派遣

2005 年 10 月に発生したマグニチュード 7.6 の大地震により、大きな被害を受けたパキスタンに対して、日本は国際緊急援助隊を派遣しました。緊急援助隊が派遣されたパキスタンはイスラム教国であり、女性は男性医師の診断を受けたり、男性スタッフと応対することに心理的な抵抗を感じる 경우가少なくありません。

このような地域において、女性被災者が抵抗なく緊急医療サービスを受けることができるようにするため、本件の緊急援助隊編成にあたっての男女比率は 3 対 2 とし、できるだけ同性のスタッフが対応することにしました。また、女性患者が診療を受けやすくするため、診療所の受付と待合室を男女別に区切るという工夫をしました。

こうした取り組みの結果、男女別受診率は、男性 54%、女性 46%となり、多くの女性が受診することができました。



女性医師による女性被災者の診療の様子
(2006 年 ODA 白書)

事例 4 【応急対応】 緊急時に必要な物資は男女で異なるので、男女のニーズを把握する必要がある

＜参考記事＞

国連人口基金が 3 月 26 日の地震で被害を受けたインドネシアの島々へリプロダクティブ・ヘルスと衛生に必要な物品を送る（2005 年 3 月 31 日）

インドネシアで、3 ヶ月の間に 2 回目となる強い地震への対応として、国連人口基金（UNFPA）は避難民、特に妊産婦のリプロダクティブ・ヘルスと衛生状態を維持するための物資を送った。3 月 28 日の地震で、インフラが深刻なダメージを受けたニアス島や Simeule 諸島では、何百人もの死者が出ており、少なくとも 2,000 人が家を失い、精神的外傷を受けた。国連人口基金スタッフは 12 月 26 日に起きた地震と津波のあと、既にその地域で被災者の救援活動にあたっていたので、今回の地震にも素早く対応を行った。スマトラ北部で後方支援にあたっている国連人口基金アチェ州オペレーションディレクター、Philip Stokoe によると、医師団が迅速なニーズ・アセスメントを行うためにニアス島に派遣されている。被災者は水や生理用品、食料、医

療物資を必要としている。3月30日に、国連人口基金は1,400人分の女性のための衛生用キットと安全な自宅分娩用150キットを含む、トラック2台分の医療器具と衛生用品をニアス島に送った。ムーラボ事務所を担当する国連人口基金のプログラム・コーディネーターで、現在ニアス島に入っている Jyoti Ready 博士の報告では「様々な医療機関が医療スタッフをニアス島に送っている。島内唯一の病院が深刻な被害を受けてしまっているので、早急に緊急医療ケア・チームが編成されるであろう」と話している。武力抗争や自然災害への対応として、国連人口基金は、女性やユース（若者）にとって特に必要なニーズが、短期・中期的な人道支援策の立案・実施に取り入れられるように働きかけを行っている。12月26日の津波による被害を受けた国においては、安全な分娩、女性や女兒に対する暴力の排除、そして、心理社会的カウンセリングを含む、リプロダクティブ・ヘルスニーズがその最重要事項となっている。

（インドネシア、ジャカルタ）

事例5 【応急対応】 被災者支援側の人員に女性がいることが望ましい

～阪神淡路大震災の教訓を生かした日本の事例～

新潟中越地震の被災後、政府の現地対策本部に初めて「女性の視点」担当職員として女性の行政官が派遣され、避難所の環境改善など地域の女性のニーズに対応することができたため、地域女性から感謝されたという事例がある。

（国立女性教育会館研究－ジャーナル vol.10, August, 2006）

<参考記事> 女性の視点で防災、復興

◆ 専用窓口設置、女性警察官が避難所巡回

大震災などの防災・復興施策に、女性の視点を盛り込む試みが始まっている。政策決定の段階で女性の参加が少ないため、避難生活でのストレスや体調不良が女性に偏っていることが分かってきたためだ。新潟県中越地震での取り組みがきっかけで、自治体の関心も高まってきた。

「また揺れるのが怖い」「眠れない」一。地震発生から約1ヵ月後に新潟県が開設したフリーダイヤル「被災された女性のための相談窓口」には心身の不調を訴える女性からの電話が相次いだ。フリーダイヤルは3月末で終了したが、今後も一般回線で相談に応じていくという。

この相談窓口は、震災発生から4日後に内閣府が現地政府支援対策室に派遣した「女性の視点」担当の提言が生かされている。男女共同参画局の小宮恵理子さん（25）が避難所や市民ボランティア、自治体の担当者などに2週間にわたって聞き取りを行った。その結果、避難所に日中いるのはほとんどが女性、子ども、高齢者なのに対し、支援する側の女性は1割程度で、男女のニーズの違いに応じた支援が行われていないことが分かった。

「女性用品が足りない、トイレが男女一緒なのが気になる、着替える場所がない」など、女性の要望が十分に反映されていないと感じた」と小宮さんは話す。

また新潟県警は避難所や仮設住宅を巡回する「ゆきつばき隊」を結成した。同県警のほか全国の都道府県警から集まった警察官約150人で構成され、その半数は女性。防犯・安全指導のほか、生活の困りごとの相談に女性警察官が応じた。

災害下で女性がより被害を受けやすく、避難生活でも様々な困難に直面することは阪神大震災で注目された。阪神大震災では女性の犠牲者が男性を 1,000 人近く上回った。またパート女性の大量解雇が相次ぎ、不安定な生活を余儀なくされた。

国は政策決定の段階で女性の参加が少ないことにも原因があるとして、今年度中に改訂予定の「男女共同参画基本計画」で、防災・災害復興を重点項目として盛り込むことにした。女性が必要とする物資を供給するための NGO との連携など、女性の目線で防災・復興施策をとらえ直す。

こうした動きに、自治体の関心も高まりつつある。東京都立川市の女性総合センターは 3 月発行の広報誌「アイム」に新潟県女性財団理事長の寄稿文を掲載し、「災害の救援・復興にもっと女性の参画を」と特集を組んだ。

また同千代田区の男女共同参画センターは 5 月 26 日、勉強会「地震災害・そのとき女性たちを守ったのは」を開き、防災・復興計画での女性参加の必要性を考える。

内閣府の「男女共同参画基本計画に関する専門調査会」会長の岩男寿美子・武蔵工大教授は「災害下での女性支援は、今までほとんど目が向けられてこなかった。各地で地震が続いていることもあり、地域レベルで関心を高めることが大切」と話している。(2005. 4. 22)

読売新聞ONLINE (<http://www.yomiuri.co.jp/komachi/news/20050422sw21.htm>) 参照

事例 6 【災害による 2 次被害】 2 次被害として女性に対する暴力が発生する

災害時には家庭やコミュニティにおいてストレスが高まることから、傷害などの被害、特に立場や力の弱い女性や子どもへの暴力が発生することが過去の事例から分かっている。米国、カナダの例では地震、ハリケーン、洪水などの災害時には平時に比べて、女性に対する身体的暴力、性暴力を含む暴力のケースの増加（4%から 59%の増加）が報告されている。また、日本では阪神淡路大震災の際に、「災害後、夫・恋人からの暴力被害が増加した」、「レイプ被害を警察に訴えたら、言わないほうがよいと言われた」、「半壊の建物の中に、リュックサックをつかまれ引きずり込まれてレイプされた」、「お風呂に入りたい女子学生を誘って、解体現場に連れ込み複数で輪姦された」、「電柱にはってあった就職案内のビラを見て面接に行ったビルの中でレイプされた」といった被害があったことが分かっている。こうした暴力の件数の実態を把握することは大変難しい。というのも、震災時には、命が助かっただけでもよいではないか、という認識が先に立つため女性に対する暴力への対応が二の次になってしまう、震災による混乱のなか、不祥事は信じたくないという心理から、告発しようとする人が誹謗の対象となったりするといったことが起こるからである。現地からの発生報告を待つだけでなく、災害の混乱時にはレイプなど女性への暴力が増えることを想定し、それを防ぐ手立てをあらかじめ災害対策マニュアルに組み込んでおく必要がある。それでも起きてしまう場合に備えて、外部から専門家がサポートに入る仕組みも整えておかねばならない。

＜参考記事＞スマトラ沖地震・津波の震災孤児や女性に対する人身売買・暴力への危惧を相次ぎ表明

毎日新聞 Web ニュース（2005 年 1 月 4 日 22 時 51 分）によると、スマトラ沖大地震で大きな被害を受けたインドネシア・アチェ州などで、被災し孤児となった子どもたちが人身売買される可能性が指摘されている。国連児童基金（UNICEF）によると、約 400 人がアチェ州から首都ジャカルタに連れてこられ、その後ほとんどが「行方不明」になっているという。

ジャカルタからの報道や UNICEF によると、保護者が死亡したり行方不明となった子どもたちが、「養子縁組」と称して事実上、人身売買されているらしい。親せきと偽り、「保護」名目に子どもを連れ去るケースもあるという。地元メディアによると、アチェに近いメダンの避難所からも子どもが連れ出されている。犯人らは携帯電話で連絡を取り合いながら子どもの取引をしていたとの証言もあり、組織的な犯行との見方も出ている。

事態を重視したインドネシア政府は、被災地の孤児の養子縁組を認めず、偽装養子縁組による人身売買を防止する構え。ユドヨノ大統領は警察に対し、不法な養子縁組を阻止するよう命じた。

また、東京新聞も 1 月 5 日に「孤児連れ去り？急増 スマトラ沖地震津波『人身売買』格好のマト」との記事を載せ、UNICEF の調べでは、インドネシア・アチェ州やスリランカでも、孤児となった子どもたちが「保護」名目で連れ出され、行方不明になっており、その数は 400 人にのぼる、と報道。「人身売買」の組織が関与しているといわれるが、その実態を現地 NGO 関係者から取材し、ルポ。

また、国連人口基金（UNFPA）は 1 月 5 日、ニューヨークで記者会見し、被災地で女性に対する暴力が多発することを危惧し、女性被害者に対する安全確保の拡大を訴え、女性被災者の安全確保の拡大とそれに応じた人道援助の調整を呼びかけている。

スリランカの避難所で、女性に対する集団暴行・レイプ事件が発生したという 1 月 3 日（月）の報道を受けて、トラヤ・オベイド UNFPA 事務局長は翌日 4 日、「被災地の女性の非常に多くが残された家族の世話という重責を担っている以上、彼女たちの安全確保は人道援助において最も優先される課題です」との談話を発表した。

被災地では治安の悪化に加え多くの家族が離散している状態で、特に女性が性的暴力の危険に脅かされている。多くの被災地では災害以前から女性に対する性的虐待・搾取や人身売買などが問題視されていた。スリランカでは、100 万人以上の被災者が家を失い、治安も悪化している。このように治安状態が悪化し、女性に危険が及ぶようになると、食料や飲料水など救援物資を手に入れるため外に出る機会の多くなる女性の行動が制約され、救援活動にも大きな支障が出ると UNFPA は警告している。

ヒューライツ大阪 (<http://www.hurights.or.jp/news/0501/b01.html>) 参照

事例7【復旧・復興】女性の生計再建・雇用復帰は、男性より遅い ～日本の事例～

＜参考資料＞ 女性が働くことの難しさ

神戸・阪神間で10万人近い人が解雇され、その多くが女性の非正規雇用者だったといわれるが、実数は把握できていない。混乱のなか、多くの女性たちが抗議の声をあげることもなく、辞めていったからだ。当時は「家族を養わなければならない男性でさえ職を失っているのに、女性の首切りなどたいしたことではない」という風潮が強かった。

女性センターや民間団体には「雇用保険に入っているかどうか知らない」「当面、来なくていいといわれた。自宅待機なのか解雇なのか」「書面で契約していないので自分がどんな身分なのか分からない」など、およそ「労働者の権利」以前の相談もあったという。女性が平常時から不安定雇用になっていたことの現れであろう。

その一方で、公務員や教員、看護・福祉職、流通業、ライフライン関連事業など、通常より忙しくなった業界も多かった。（中略）被災地では、災害当日に何をおいても職場に駆けつけたかどうかで、忠誠心を測るような雰囲気があった。女性で責任ある立場にある人が、当日、家族においては駆けつけられなかったばかりに「やはり女は頼りにならない」などと非難されることもあった。

専門職の女性たちのなかには、子どもを遠方に「疎開」させて働いた人もいた。その献身ぶりが認められる一方で「女性がそこまでしなくても」という批判もあり、身を切られるような思いを味わった人も多かったという。

（国立女性教育会館研究ジャーナル vol.10. August, 2006）

＜参考資料＞ 災害と女性/共同参画の視点で考えるべきだ

「女性の視点」が必要なのは、被災直後の緊急支援の段階だけではない。その後の長い復興過程や、事前の防災・減災も含めて幅広く取り入れる必要がある。重要な方針や政策を決める際には、女性らの参画を保障し、不利な立場には置かない措置が講じられるべきだろう。

例えば、復興まちづくりで、女性らの発言権を確保していくには、どうすればよいか。女性経営者の再起や起業にあたって、男性と同じように投融资が受けられるような仕組みがどれだけあるのか。

阪神・淡路では、自立支援金の世帯主要件をめぐって、訴訟が起こされた。様々な支援制度について、女性差別の要素がないか、すべての人が使いやすい制度になっているかも点検する必要がある。

大事なのは、旧来の性別による役割分担にとらわれず、女性の能力や可能性を引き出す方向で考えることだ。

防災の分野は“男の仕事”と思われがちだが、本当にそうだろうか。女性はコミュニティ防災の重要な担い手である。多くの男性が、勤めなどで地域を離れている日中に災害が起きる場

合を想定すれば、女性のリーダーや調整役が欠かせない。

このような課題は、共同参画計画にあげられた他の分野とも密接に関連している。災害の混乱時には、普段は見えにくい問題点や矛盾が一举に噴き出す。しかも、それにどう対処するかといえば、やり慣れている手法や行動様式が基本となる。

災害時に多くのパート女性が解雇されるのは「雇用機会均等の推進」が不十分なことの現れだろう。復興計画のすべての分野に女性の声を反映させるには、平時から「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を図り、人材を育てておく必要がある。

「仕事と家庭・地域生活の両立」が実現すれば、男性もコミュニティ防災を担うことができる。科学技術の分野や、法律、政治、メディアなどの現場で女性の専門職が増えてくれば、おのずと、防災・減災型社会が近づくのではないかな。

神戸新聞 2005 年 6 月 5 日 (<http://www.kobe-np.co.jp/shasetsu/00009286ss200606051000.shtml>) 参照

＜参考＞ 法律が女性に不利益 —災害復興支援の妨げ— となることも

阪神淡路大震災では被災者自立支援金支給要件に「世帯主が被災者」とあるために、被災女性が震災後結婚して世帯主でなくなったために支援金の支給を却下され、訴訟に発展した。訴訟では、この支給要件は合理的理由のない差別を設けるものであるとして、処分は無効となった。

一般的に住民票上の世帯主を漫然と男性とする慣習があるが、そのことが女性に法的不利益をもたらす場合の一例である。

ジェンダーと法律 (http://www.geocities.jp/gender_law/hanr/other/other7.html) 参照

災害によって配偶者や家族を失うことが多いが、社会によっては配偶者を失った女性に対する偏見が非常に強いこともあり、災害後にそのような女性が財産を親族に取り上げられたり、何の後ろ盾もなく親族から追放されてしまうこともある。特に、宗教や慣習で、寡婦は不浄であり、忌み嫌われているような社会においては、寡婦及び片親となった女性が遭遇する社会的・経済的問題は極めて深刻であり、特別の支援策が必要である。

防災 開発課題体系全体図 1

中間目標1-1 災害リスクの把握				考えられるジェンダー視点	防災とジェンダー 参考事例・資料
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例		
災害リスクの把握	△ 被災経験の分析・評価	1,2,3,4,10,13,15,18,21,22,23,24,25,27,32,34,35,38	・災害既往履歴の調査と分析手法技術の移転（開調） ・地質・気象・水文データの収集及び分析手法技術の移転（技プロ、開調） ・気象レーダーの整備（無償） ・自然・社会条件インベントリー調査（開調） ・耐震診断技術の移転（技プロ） ・コミュニティ・社会の防災能力評価（技プロ、開調） ・災害シナリオの設定、被害想定調査（開調）	★被災状況は男女で異なることが多いので過去の災害による犠牲者の男女別統計の実施・分析	事例1
	△ 地質・気象・水文データの収集				
	△ 当該地域の災害既往履歴の調査			★男女で異なる被害について調査。過去の経験から男女別にどのような災害予防ニーズがあるか調査。	事例2
	△ 建物分布、建物強度、人口分布調査			★人口分布調査において男女別人口特に男女別世帯数の把握（出稼ぎなどにより女性世帯主が多数を占めるコミュニティもある）	事例2
	△ 対象コミュニティ・社会の防災能力の把握（人、物、行政、組織などの調査）			★防災に対する情報への性別によるアクセスの違いを確認。災害予防に対する知識・技能は男女で異なることが考えられるのでその確認。	事例2
	◎ 想定・受容するハザード・リスクレベルの検討			★災害によって受ける影響は男女で異なることが多いので、男女別想定リスクの検討	事例1・事例2
	◎ 災害シナリオの策定（水理模型実験、数値シミュレーション）				
地域・コミュニティとの共有（防災マップの作成等）	◎ ハザードマップ（マイクロゾーニング）、リスクマップの作成（被害想定）の検討	1,2,3,4,23,32,35,38	・マイクロゾーニング調査（開調） ・ハザードマップ、防災マップ作成技術の移転（技プロ、開調）	★男女で日中の行動パターンは異なることから、男女別にリスクマップを作成するなど。（コミュニティ防災）	事例2
中間目標1-2 コミュニティ・社会の災害対応力向上					
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例		
法整備・計画策定	○ 災害対策基本法の整備 ○ 基本防災計画の策定（国レベル） ◎ 各種防災基準の制定	1,2,3,5,7,8,9,10,15,16,17,21,23,24,25,32,36,37,39,41	・国家防災計画/地域防災計画の策定（開調） ・災害種ごとの防災対策基本計画の策定（開調） ・耐震建築基準の作成、見直し（技プロ）	★防災計画策定の際には、ジェンダー別の災害リスク分析・脆弱性についての分析を勘案する。	事例1・事例2
	◎ 地域防災計画の策定（地方レベル）			★防災計画策定の際には、ジェンダー別の災害リスク分析・脆弱性についての分析を勘案する。 ★地域の男女、子どもすべてが参加できる防災訓練の策定 ★家庭レベルで具体性のある防災計画策定への支援	事例1・2
	◎ 避難訓練結果の計画へのフィードバック			★実際に避難の際に持ち出すものは男性と女性とで異なるので、可能であれば男女別の避難訓練結果を収集し、分析材料に使うなど。	事例1・2
	○ 危険区域の指定（住宅の立地制限、住民移転） × 経済的な備え				
防災体制の確立・強化	△ 行政組織間、部局間役割分担の明確化、連携体制（メカニズム、マニュアル、ガイドライン）整備 ◎ 災害管理センターの設置 △ 官-民-学の連携調整体制の整備 ○ 防災研究の推進	6,10,20,22,26,28,33,34,35,36,37,39,40,41	・防災センターの設立支援（技プロ） ・防災技術の研究技術の促進（技プロ、研修） ・防災の人材育成のための研修実施（技プロ、研修、JOCV/SV） ・コミュニティのボランティア育成（技プロ、専門家）		
	◎ 防災・災害対応に携わる行政官、技術者、研究者の育成			★防災計画にジェンダー視点を反映、応急時女性特有のニーズへの対応等ができる人材育成といった観点から、女性の専門技術者（防災計画、緊急救援、人道支援、保健・心理相談など）を積極的に育成する。	事例3・事例4・事例5
ハード対策による抑止力の向上	【地震対策】 ○ 公共建築物（病院・学校・市庁舎等）の耐震補修 ○ 一般家屋の耐震補修 ◎ インフラ（橋梁、港湾施設、ライフライン等）の耐震補修 × 産業施設の耐震強化	10,11,12,14	・耐震補修計画の作成（技プロ） ・低コスト耐震工法の普及（技プロ） ・インフラの耐震化計画、耐震化の施工監理（開調、専門家）		
	【津波対策】 ○ 堤防・防波堤の建設 ○ 既存堤防・防波堤の強化 △ 水門の建設				
	【洪水対策】 △ 流域における植林の推進 △ 雨水排水施設の整備 ◎ 河川改修 ◎ 護岸対策 △ 遊水池、調整池の整備 △ 水勢を弱めるための森林帯、草原帯の設置 ◎ 治水ダムの新規建設や拡張 ○ 既存ダムの堆砂の浚渫による容量の回復				
	【土砂災害対策】 △ 山間地、傾斜地における植生工 ◎ 砂防ダム（砂防堰堤）、山腹工、導流堤、流路工等の整備 △ 遊砂地の整備 ○ 山間地、傾斜地における階段工	3,6,15,31	・土砂災害対策計画の策定（開調） ・砂防ダム、導流堤、擁壁等の整備（技プロ、無償、研修）		

中間目標1-1 災害リスクの把握				考えられるジェンダー視点	防災とジェンダー 参考事例・資料
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例		
災害リスクの把握	△ 被災経験の分析・評価	1,2,3,4,10,13,15,18,21,22,23,24,25,27,32,34,35,38	・災害既往履歴の調査と分析手法技術の移転（開調） ・地質・気象・水文データの収集及び分析手法技術の移転（技プロ、開調） ・気象レーダーの整備（無償） ・自然・社会条件インベントリー調査（開調） ・耐震診断技術の移転（技プロ） ・コミュニティ・社会の防災能力評価（技プロ、開調） ・災害シナリオの設定、被害想定調査（開調）	★被災状況は男女で異なることが多いので過去の災害による犠牲者の男女別統計の実施・分析	事例1
	△ 地質・気象・水文データの収集				
	△ 当該地域の災害既往履歴の調査			★男女で異なる被害について調査。過去の経験から男女別にどのような災害予防ニーズがあるか調査。	事例2
	△ 建物分布、建物強度、人口分布調査			★人口分布調査において男女別人口特に男女別世帯数の把握（出稼ぎなどにより女性世帯主が多数を占めるコミュニティもある）	事例2
	△ 対象コミュニティ・社会の防災能力の把握（人、物、行政、組織などの調査）			★防災に対する情報への性別によるアクセスの違いを確認。災害予防に対する知識・技能は男女で異なることが考えられるのでその確認。	事例2
	◎ 想定・受容するハザード・リスクレベルの検討			★災害によって受ける影響は男女で異なることが多いので、男女別想定リスクの検討	事例1・事例2
	◎ 災害シナリオの策定（水理模型実験、数値シミュレーション）				
地域・コミュニティとの共有（防災マップの作成等）	◎ ハザードマップ（マイクロゾーニング）、リスクマップの作成（被害想定）の検討	1,2,3,4,23,32,35,38	・マイクロゾーニング調査（開調） ・ハザードマップ、防災マップ作成技術の移転（技プロ、開調）	★男女で日中の行動パターンは異なることから、男女別にリスクマップを作成するなど。（コミュニティ防災）	事例2
中間目標1-2 コミュニティ・社会の災害対応力向上					
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例		
法整備・計画策定	○ 災害対策基本法の整備 ○ 基本防災計画の策定（国レベル） ◎ 各種防災基準の制定	1,2,3,5,7,8,9,10,15,16,17,21,23,24,25,32,36,37,39, 41	・国家防災計画/地域防災計画の策定（開調） ・災害種ごとの防災対策基本計画の策定（開調） ・耐震建築基準の作成、見直し（技プロ）	★防災計画策定の際には、ジェンダー別の災害リスク分析・脆弱性についての分析を勘案する。	事例1・事例2
	◎ 地域防災計画の策定（地方レベル）			★防災計画策定の際には、ジェンダー別の災害リスク分析・脆弱性についての分析を勘案する。 ★地域の男女、子どもすべてが参加できる防災訓練の策定 ★家庭レベルで具体性のある防災計画策定への支援	事例1・2
	◎ 避難訓練結果の計画へのフィードバック			★実際に避難の際に持ち出すものは男性と女性とで異なるので、可能であれば男女別の避難訓練結果を収集し、分析材料に使うなど。	事例1・2
	○ 危険区域の指定（住宅の立地制限、住民移転） × 経済的な備え				
防災体制の確立・強化	△ 行政組織間、部局間役割分担の明確化、連携体制（メカニズム、マニュアル、ガイドライン）整備 ◎ 災害管理センターの設置 △ 官-民-学の連携調整体制の整備 ○ 防災研究の推進	6,10,20,22,26,28,33,34,35,36,37,39, 40,41	・防災センターの設立支援（技プロ） ・防災技術の研究技術の促進（技プロ、研修） ・防災の人材育成のための研修実施（技プロ、研修、JOCV/SV） ・コミュニティのボランティア育成（技プロ、専門家）		
	◎ 防災・災害対応に携わる行政官、技術者、研究者の育成			★防災計画にジェンダー視点を反映、応急時女性特有のニーズへの対応等ができる人材育成といった観点から、女性の専門技術者（防災計画、緊急救援、人道支援、保健・心理相談など）を積極的に育成する。	事例3・事例4・事例5
ハード対策による抑止力の向上	【地震対策】 ○ 公共建築物（病院・学校・市庁舎等）の耐震補修 ○ 一般家屋の耐震補修 ◎ インフラ（橋梁、港湾施設、ライフライン等）の耐震補修 × 産業施設の耐震強化	10,11,12,14	・耐震補修計画の作成（技プロ） ・低コスト耐震工法の普及（技プロ） ・インフラの耐震化計画、耐震化の施工監理（開調、専門家）		
	【津波対策】 ○ 堤防・防波堤の建設 ○ 既存堤防・防波堤の強化 △ 水門の建設	37,56,57	・港湾護岸整備計画の策定（開調、研修） ・堤防・護岸の復旧（専門家）		
	【洪水対策】 △ 流域における植林の推進 △ 雨水排水施設の整備 ◎ 河川改修 ◎ 護岸対策 △ 遊水池、調整池の整備 △ 水勢を弱めるための森林帯、草原帯の設置 ◎ 治水ダムの新規建設や拡張 ○ 既存ダムの堆砂の浚渫による容量の回復	5,7,8,9,15	・洪水制御計画の策定（開調） ・河川改修、護岸・堤防の設置（技プロ、開調、無償）		
	【土砂災害対策】 △ 山間地、傾斜地における植生工 ◎ 砂防ダム（砂防堰堤）、山腹工、導流堤、流路工等の整備 △ 遊砂地の整備 ○ 山間地、傾斜地における階段工	3,6,15,31	・土砂災害対策計画の策定（開調） ・砂防ダム、導流堤、擁壁等の整備（技プロ、無償、研修）		

	【火山対策】 ○ 砂防堰堤、導流堤、遊砂地等の砂防施設の設置	6,7,22	・火山対策計画の策定（開調） ・砂防堰堤、導流堤等の技術移転（技プロ）		
	【高潮対策】 ○ 堤防、護岸、突堤、離岸堤、消波工等の整備 ○ 養浜	16	・海岸侵食対策計画の策定（開調）		
	◎ 観測・予警報・予測システム機器類の整備（操作・維持管理要員の育成） ◎ 住民まで確実に届く災害情報システム、情報伝達システムの整備	5,21,27,30,31,32,34,37,38	・モニタリング/予警報システム計画の策定（開調） ・観測能力、分析能力の向上（技プロ、専門家、研修、JOCV/SV） ・観測機器の設置（技プロ、開調、無償） ・コミュニティ防災の実施（技プロ、開調） ・防災教育の普及（技プロ、開調、無償、専門家）	★男女の識字率格差を考慮した情報伝達システムの整備 ★警報伝達において女性の地域ネットワーク活用について検討 ★女性は社会的規範・文化的な理由などから避難しにくいこともある。特に避難場所に男性しかいないような場合、レイプなどの暴力に遭うこともあるため、対象地域の背景に即した避難施設の検討が必要。また、避難先でもプライバシーが確保されるように男女別の部屋を設ける、男女別のトイレを設けるなどの検討も必要。	事例2・事例5
	○ 避難施設（公園、シェルター、避難ビル・タワー等）の整備 △ 避難路の整備 △ ハザードマップの配布 △ 避難訓練の実施 ○ 自主防災組織づくり（住民リーダー育成） △ 防災教育、防災文化醸成				事例2・事例5
予警報・避難体制の整備	△ 防災教育、防災文化醸成			★男女の識字率格差を考慮したマップの作成・男女に確実に行き渡る配布方法の検討。 ★社会的規範・文化的な理由により、女性は警報を理解しても、夫の許可無く外出できない、レイプなどの暴力に遭うことを恐れて男性ばかりが集う避難所に避難できない、といったこともありうる。このため、避難訓練実施の際には、この点考慮のうえ、いかに克服すべきかについて検討。 ★既存の女性組織の防災体制強化など、自立的な方策を講じるなど。	事例2・事例5 事例5
経済的な備え	△ 防災予算の確保 × 災害保険制度の促進				
※事例番号については、付録1の別表を参照のこと ◎＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合 →個別専門家や青年海外協力隊の場合、10人以上派遣されている場合 ○＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合 △＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれてはいないが、プロジェクトの一要素として入っている場合 ×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合 技プロ:技術協力プロジェクト 開調:開発調査 専門家:専門家派遣 無償:無償資金協力 調査団:調査団派遣 緊援隊:緊急援助隊 研修:研修員受入 JOCV/SV:青年海外協力隊/シニア・ボランティア					

防災 開発課題体系全体図 2

中間目標2-1 応急対応体制の確立				考えられるジェンダー視点	防災とジェンダー 参考事例・資料	
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例			
被害状況および応急対応ニーズの把握	○ 災害概要の調査・把握	44,45,46	・緊急援助のニーズ調査(緊援隊)	★男女別死傷者数・被害者数の調査・把握	事例1・事例2・事例3・事例4・事例5	
	△ 人的被害状況の調査・把握			★男女別死傷者数・被害者数の調査・把握	事例1・事例2・事例3・事例4・事例5	
	△ 物的(インフラ)被害状況の調査・把握					
	× (危険家屋の除去に向けた)建物の応急危険度判定					
応急対応体制整備	△ 災害対策本部立ち上げ(連絡体制・意思決定体制の確立) × 外国援助団体等からの支援受入のための体制整備支援	42	・応急対応体制構築の技術移転(技プロ)			
中間目標2-2 人命救助の実施						
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例			
救命・救助活動実施	× 消火活動	44	・救助チームの派遣(緊援隊) ・応急対応の技術移転(技プロ)			
	◎ 搜索機器や救助犬を活用した搜索活動					
	◎ 掘削機器等を活用した救助活動					
	◎ 瓦礫の中の医療(CSM)実施					
	× 遺体の身元確認、火葬等の実施					
救急医療実施	○ 急性期対応フィールドホスピタル・クリニックの展開および医療活動の実施	44,45,46	・医療チームの派遣(緊援隊)	★対象地域の社会的・文化的規範によっては女性が男性と同じ列に並ぶことができないので男女別の入りの設定など。また、女性が男性の医師にかかりにくい場合もあるので女性医師の派遣など。	事例3	
	△ 巡回医療の実施			★対象地域の社会的・文化的規範によっては、女性が避難所に避難できない場合もあるほか、やはり医療活動チームのところに行くことができない場合もある。また、妊産婦など動けない状態の女性に対する巡回も必要。	事例3・事例4	
	× 医療機関の安全確認、拠点確保、医師、看護師、医薬品の確保			★女性医師の確保	事例3	
	× 後方搬送の確立					
	中間目標2-3 被災者支援					
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例			
緊急(一次)避難	× 避難勧告・指示、避難誘導			★避難する際に子どもをつれていかなければならない女性や、サリーのような服をきていたり、体力がないために避難が遅れがちな女性に対する適切な避難誘導。 ★社会的・文化的規範によって普段出歩くことのない女性が避難所へ行く道に迷わないように適切な誘導。 ★社会的・文化的規範により日常夫や他人に判断をゆだねることの多い女性が逃げ遅れることのないように、適切な避難勧告・指示	事例2	
	× 立ち入り禁止区域(警戒区域)の設定					
食料・飲料水および生活物資の供給	○ 食料・飲料水および生活物資の供与	44,45,46	・緊急物資の支援(緊援隊)	★女性特有のニーズに対応できる物資の供与(生理用品。妊娠中・授乳中の女性の栄養補給等)	事例4・事例5	
	× 食料・飲料水および生活物資の輸送ルート・手段の確保					
	× 食料・飲料水および生活物資の分配システムの確立			★女性特有のニーズに対応できる物資の供与(生理用品。妊娠中・授乳中の女性の栄養補給等) ★誰に何を配布したかを男女別に判るように記録する ★女性のプライバシー・安全を確保する	事例4・5・6	
応急的な仮設住宅の確保	× 緊急避難所(テント)の確保・運営					
保健医療対策	× 疫学調査	45,46	・医療チームの派遣(緊援隊)			
	△ 伝染病(感染症)予防のための公衆衛生対策(防疫活動、予防接種、啓蒙活動等)					
	△ 恒常疾病、生活習慣病対策					
保健医療対策(こころのケアを含む)	× カウンセリングの実施	46	・医療チームの派遣(緊援隊)	★避難所の生活ではプライバシーや安全が守られないために女性が暴力に遭う被害も発生することがある。またその被害について避難生活の間言い出すことができず、体や心の傷を癒せない女性もいるので、女性が相談しやすいようなカウンセリング体制の確保。	事例6	
	△ トラウマ(心的外傷)、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に対する処置			★避難所の生活ではプライバシーや安全が守られないために女性が暴力に遭う被害も発生することがある。またその被害について避難生活の間言い出すことができず、体や心の傷を癒せない女性もいるので、女性が相談しやすいようなカウンセリング体制の確保。	事例6	
※事例番号については、付録1の別表を参照のこと						
◎＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合 →個別専門家や青年海外協力隊の場合、10人以上派遣されている場合 ○＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合 △＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれてはいないが、プロジェクトの一要素として入っている場合 ×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合						
技プロ:技術協力プロジェクト 開調:開発調査 専門家:専門家派遣 無償:無償資金協力 調査団:調査団派遣 緊援隊:緊急援助隊 研修:研修員受入 JOCV/SV:青年海外協力隊/シニア・ボランティア						

防災 開発課題体系全体図 3

中間目標3-1 復旧・復興体制の確立						
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例	考えられるジェンダー視点	防災とジェンダー 参考事例・資料	
復旧・復興ニーズの把握	△ 被災者の状況把握(人的被害) △ 家屋被害状況調査 △ インフラ被害状況調査	46,47,48,49,50,51	・ニーズアセスメント調査団派遣(調査団)	★男女別被災者数の把握	事例1	
復旧・復興に係る体制整備	× 復旧・復興体制立ち上げ(連絡体制・意思決定体制の確立)			★より脆弱な女性が支援を受けるだけでなく、復興の意思決定過程にも主体的に関わることができるよう、また男女のニーズの違いを把握の上、復興体制を構築することができるよう、意思決定グループに男女双方の参画を確保		
復旧・復興計画の策定	× 復旧・復興基本方針(ビジョン)策定			★より脆弱な女性が支援を受けるだけでなく、復興の意思決定過程にも主体的に関わることができるよう、また男女のニーズの違いを把握の上、復興体制を構築することができるよう、意思決定グループに男女双方の参画を確保		
中間目標3-2 被災者の自立・再建への支援						
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例			
生活インフラの復旧・復興 瓦礫処理および道路の機能回復	△ 重機等による瓦礫処理 △ 緊急輸送路の確保 × トラック等による陸上輸送手段の確保 △ 重機等による瓦礫処理					
すまいの確保	△ 被災者キャンプの開設・運営・管理 △ 被災家屋の修復 × 移転地の整備(住民移転) ○ 低コストの家屋耐震補強技術普及 × 本格的な住宅(恒久住宅)の再建	51,53	・仮設テントの供与(無償) ・耐震工法の普及(技プロ、調査団) ・上水施設、下水道等の復旧(開調、技プロ) ・灌漑施設の復旧(開調) ・道路・橋梁の復旧(開調)	★女性のプライバシー・安全を確保する	事例5	
				★災害によって配偶者を失った女性に対する偏見が非常に強い社会もある。寡婦家庭の住民移転先も確保していることを確認。	事例7	
ライフラインの復旧・復興	△ 衛生対策(し尿、ゴミ等)の実施 ○ 水、電気、通信等のライフライン確保・回復			★男女別トイレの確保	事例5	
くらし向きの回復	× 災害義捐金等の支給 ○ 雇用の確保 × マイクロクレジットや金融機関による資金融資への信用保証 × 税制面での支援	56,57	・被災民の生活自立支援(技プロ、開調)			
					★災害によって配偶者を失った女性に対する偏見が非常に強い社会もある。その場合災害後にそのような女性が財産を親族に取り上げられたり、何の後ろ盾もなく親族から追放されてしまうこともあるので、特別の支援策が必要。	事例7
					★災害によって配偶者を失った女性に対する偏見が非常に強い社会もある。その場合災害後にそのような女性が財産を親族に取り上げられたり、何の後ろ盾もなく親族から追放されてしまうこともあるので、特別の支援策が必要。	事例7
こころのケア	△ 巡回診療の実施			★災害によって家庭やコミュニティにおいてストレスが高まることによって傷害事件が増加、特に女性や子どもへの暴力が発生する。そのため女性が外部からの巡回診療にアクセスできることも大事。	事例6	
中間目標3-3 社会機能の復旧・復興						
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例			
公共サービスの復旧・復興	【行政機能の確保・回復】 × 行政機関の安全確認、拠点確保 × 防災無線、非常用発電機等の設置 × 行政職員の確保、各種窓口の設置 【医療機能の確保・回復】 ○ 医療機関の安全確認、拠点確保 × 医師、看護師の確保 ○ 医薬品の確保 【教育機能の確保・回復】 ○ 教育機関の安全確認、拠点確保 × 教師、教材の確保	52,53,54	・教育施設、医療施設の再建(技プロ、無償) ・医療機材の供与(無償)			
経済システムの復旧・復興	× 金融特例措置や損傷銀行券引換の実施 × 課税等の減免措置 × 災害義援金等の支給 × 就業スペースの確保・提供、金融支援 × 取引などの斡旋 × 生産物の買取保証 × 資機材の確保支援 × 物流の安定					

中間目標3-4 被災地の再建					
中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例	事例	JICAの事業例		
被災地の再建	○ コミュニティ参加型の復旧・復興基本方針(ビジョン)策定	47,51,53,55,56,57	・復旧・復興計画の策定(技プロ、開調) ・耐震建築基準の技術移転(技プロ)	★コミュニティ参加型の場合、必ず男女双方の参画を確保。	事例2
	○ 復旧・復興対象地区の選定				
	○ コミュニティ参加型の都市計画の策定				
	○ コミュニティ参加型の道路網計画などのインフラ復旧・復興計画の策定				
	○ コミュニティ参加型の土地利用計画の策定				
	△ 各種基準・規程の見直し(建築基準など)				
※事例番号については、付録1の別表を参照のこと					
◎＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトが5件以上ある場合 →個別専門家や青年海外協力隊の場合、10人以上派遣されている場合 ○＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれるプロジェクトがある場合 △＝「プロジェクト活動の例」がプロジェクト目標として含まれてはいないが、プロジェクトの一要素として入っている場合 ×＝実績が全くない、もしくは短期専門家や企画調査のみの派遣の場合					
技プロ:技術協力プロジェクト 開調:開発調査 専門家:専門家派遣 無償:無償資金協力 調査団:調査団派遣 緊援隊:緊急援助隊 研修:研修員受入 JOCV/SV: 青年海外協力隊/シニア・ボランティア					

付録 1-5 【3-2-15 エネルギーとジェンダー付録】

ジェンダーに配慮したエネルギー分野の協力の事例

Box1: グアテマラ・太陽光発電プロジェクトの事例 (女性の講習への参加を促進した結果、プロジェクトの成果に貢献した事例)

グアテマラで行われた太陽光発電プロジェクトにおいて、太陽光発電機器のメンテナンス講習会が実施された。利用者は、研修に夫婦単位で参加したが、バッテリー交換などの実習には男性のみが参加し、女性たちは自分の夫が実習を行うのを立っ

て見ているだけだった。

ところがその結果として、夫が家にいないときに太陽光発電機器にメンテナンスの必要が生じても、家に残された女性はメンテナンスをすることができなかった。適切なタイミングでのメンテナンスが遅れた結果、中長期的に、太陽光発電機器の耐久性に悪影響がもたらされた。

そこで、男性の不在時も女性がメンテナンスを行えるよう、女性への実習研修を行った。この研修は特に女性に配慮し、参加者を女性だけに限定して男性の不在時の家で研修を行い、男性に遠慮することなく質問をしたり、研修で間違えることをおそれない雰囲気づくりを工夫した。その結果、男性の不在時も太陽光発電バッテリーのメンテナンスがなされ、プロジェクト全体のパフォーマンスが向上した。

(出典：UNDP、2004)

Box2: インド・コミュニティバイオガスプロジェクトの事例 (プロジェクトにジェンダー視点が欠けていたため、プロジェクト目標が達成できなかった事例)

インド農村部の Fatesh Singh ka Purwa 村に、料理用のエネルギー供給を目的として、コミュニティバイオガス設備が設置された。このバイオガス設備の導入は技術的には成功したかに見えたが、プロジェクトとしては成功しなかった。

男性コミュニティリーダーたちは、料理用のエネルギーには全く興味がなかった。なぜなら男性は灌漑ポンプ、稲刈りカッター、精米機などに使うためのエネルギーがほしかったためである。

一方で、村の女性たちもこの設備に対して大いに不満をもっていた。プロジェクトプランナーは、バイオガス設備を設置する際、村の女性たちに全く相談せず、ガスの供給時間を朝の 8 時～10 時の 2 時間に限定した。しかしながら、朝の 8 時～10 時は女性たちが田畑で働く時間帯であるため、村のほとんどの女性は料理にバイオガスを利用できなかった。プロジェクトプランナーは、村の女性たちの一日の行動スケジュールを全く知らなかったのである。

その結果、バイオガス設備は、村で料理に使われる全エネルギーの 25%すらも供給できず、村の女性たちは依然として薪を集め、料理をしなければならなかった。

(出典：ENERGIA 他、2006、The Gender Face of Energy)

Box3: ネパール・UNDP による地方エネルギー開発プログラムの事例 (プロジェクトにジェンダー視点を組み込み、男女双方のエンパワメントに寄与した事例)

ネパール国の山岳地域は急峻な地形のため、既存の送配電網からの送配電拡充コストが高く、電化率が低いことから、水資源を利用した小規模水力発電による電化が有効である。1996 年より国連開発計画 (UNDP) とネパール政府によって実施されている地方エネルギー開発プログラム (REDP: Rural Energy Development Programme) は、小水力開発による電力供給を通じ、遠隔山岳地域の村の生活の向上を図っている。

プロジェクトではコミュニティの参加を重視し、小水力発電プロジェクトを実施・管理するコミュニティグループとファンクショナルグループを組織した。この際、ネパール国の男性優位なジェンダー状況を考慮し、男女別のコミュニティグループをつくり、すべての参加世帯から男女各 1 名ずつの参加を義務づけ、プロジェクトに関連する業務に対して男女組織が同等の責任を果たすこととした。男女別のコミュニティグループは、それぞれが直面している問題を自由に話し合うとともに、識字教育、グループマネジメント、リーダーシップトレーニングといった能力強化のための活動が実施された。

また、コミュニティグループで話し合った地域住民の抱える問題に対処するとともに、プロジェクト全体の計画・実施・運営・管理を担うファンクショナルグループのメンバーは、男女別コミュニティグループから必ず同数の男女を選出することが義務づけられた。ファンクショナルグループは、エネルギーを利用した収入向上活動やスキルトレーニングを実施した。

男女双方にプロジェクトへの平等な参加機会を与えたことは、多くのポジティブなインパクトをもたらした。例えばプロジェクト活動を通して、男性たちは初めて、女性たちがコミュニティや地域のことについてきちんとした意見をもっていることを知り、伝統的に女性の地位が低かった地域でも男性の女性に対する考えや態度が変わった。例えば、男女混合のグループでも女性がリーダーを務めたり、女性がトレーニングに参加する期間は、夫が子どもの面倒を見るといった変化も現れた。また、女性たちは、収入向上活動等のグループ活動への参加を通じて、自分自身に対する自信をもち始めるようになった。

(出典: ENERGIA 他、2006)

(参考: Arzu Rana-Deuba, Generating opportunities: Case studies on energy and women, 2001)

付録 1-6 【3-2-16 農業・農村開発、水産業とジェンダー付録】

農業・農村開発とジェンダーの事例

BOX1: タンザニア・キリマンジャロ農業技術者訓練センター計画フェーズ II の事例

この地域の稲作では作業の 6～7 割を女性が担っていると推察されています。男性は整地、畦作りなど比較的腕力を必要とする農作業を分担し、女性は田植え、除草など長時間腰をかかめる作業や細かい作業に携わっています。しかしながら、これまで女性が農業研修に参加する機会は少ないうえ、男性が研修で習得した技術は実際に農作業に従事する女性には届かず、圃場で新技術が適用されないケースが少なくありませんでした。

そこで、このプロジェクトでは稲作の生産性向上のためにはジェンダーに係る取り組みが必要と考え、ジェンダーの視点をプロジェクトに取り入れました。プロジェクトでは**研修参加者の男女比率を 50 : 50** と決めるとともに、研修期間中にベビーシッターを配置し、女性の研修への参加の機会を確保しました。また、男女双方が発言しやすい雰囲気づくりをするなど、**研修内容を男女が同等に理解できるよう工夫し**、女性にも技術が伝わる仕組みをつくりました。さらに、薪の採集や田畑の除草作業など、家事と農作業の両方に携わる女性の労働負担の軽減をめざして、熱効率の良い改良かまどや簡易除草機の導入を促進しました。生産性向上にも資する除草機の導入により男性も積極的に除草を手伝うようになり、女性の負担は軽減されました。そのほか、ジェンダー研修を行い、男女間の不平等に関する意識を高めるとともに、夫婦が一緒に家計を管理するための家計管理研修も行いました。

こうした取り組みの結果、男女双方分け隔てなく灌漑稲作技術が定着するとともに、男女双方の労働意欲があがる効果もあり、稲作の生産性は大きく向上しました。モデルサイトの単位面積当たりの平均収量は、2002 年には 1 ヘクタール当たり 3.1 トンでしたが、2005 年には 4.3 トンに増加しました。**プロジェクトは、稲作の収量を増加させただけでなく、地域社会におけるジェンダー関係を変化させるポジティブなインパクトも与えました。**例えば、家計管理を夫婦が一緒に行うことによって家計支出に対する妻の意見も反映されるようになり、教育費・医療費支出が増加しました。夫婦間の対話もプロジェクト前より増え、男性は以前よりも家事を手伝うようになりました。

(JICA ホームページ INFO-Site 「課題別取り組み ジェンダーと開発」から抜粋)

BOX2：セネガル改良燻製釜の開発 個別専門家派遣：水産行政アドバイザー（2001年～2003年）

1. 背景

セネガル国の沿岸海域、漁場としてのポテンシャルが高く、年間40万トン前後の漁獲生産量がある。水産業は1986年以来、同国の輸出総額の4分の1以上を占める最大の外貨獲得源であるだけでなく、同国の就労人口の17%に相当する約60万人が漁業及び関連産業に従事するなど、経済における重要な産業である。また、水産業は、国民1人当たりの摂取する動物性たんぱく質の約75%を賄うなど、食生活の面でも重要な役割を果たしている。水産業の置かれた状況を更に詳しくみると、漁獲生産量全体の約80%は男性に従事する零細漁業者によって水揚げされ、その漁獲高の約40%は、水産物加工（干物、燻製の製造）にまわされる。水産物加工労働者の90%が女性である。

一方、水産業に対しては多くのドナーからの支援が行われているが、その大部分は零細漁業が対象である。燻製は、砂浜の上に枝葉を置いて魚を燻すという方法で女性たちが行っている。こうした燻製方法は、衛生的に問題が多いだけでなく、燻製過程で生じる煙により健康を害したり、大気汚染が生じるなどしている。また、魚を砂浜に並べ、できあがった燻製魚を砂浜から拾うのはかなりの重労働で、これにより健康を害する女性もいる。こうした燻製作業の課題を解決するために、他ドナーが燻製釜の製作を試みたが、使い勝手の悪さ等から釜は継続的に使用されることなく、釜を使わない伝統的な燻製方法に戻ってしまった。

2. 協力の目標と活動

衛生状態の改善、健康面の改善、女性の労働軽減、収入向上を主目的として、魚の燻製のための改良釜の開発を行うとともに、改良釜の使用を定着させる。そのためのモデル改良釜の開発、釜製作のための関連研修の実施、材料調達ルートの開拓などの活動を行う。

3. 具体的なジェンダー取り組み

● 男女双方への裨益、公平性の確保

①ジェンダーの視点からの重点援助分野の概観と事業の選定

水産業に対しては多くのドナーからの支援が行われているが、その大部分は男性が主たる対象であった。同じ水産業でも、女性が主な担い手である水産物加工は、課題はありながらも援助対象として取り上げられることは多くなく、取り上げられたとしても男女漁村民のニーズを反映していない事業が多かった。このため、女性のニーズを踏まえた直接女性自身に裨益するような協力を実施するため、意識的に加工分野を援助対象として取り上げることにした。

● 女性のニーズに対する支援

①直接の裨益者となる女性からのヒアリング

他ドナーによって製作された（以下、「従来の」）燻製釜は継続的には使用されず、伝統的な燻製方法に戻ってしまった。女性たちのニーズを正確に把握するため、燻製釜の問題点や不足している点について女性から直接聞き取り調査を行った。この際、発言の場に男性が一緒になると、女性がその意見に従わなければならないという現地の慣習もあることを考慮し、女性だけの集会で意見を聞く工夫を行った。

②女性のニーズを反映した施設設計

従来の釜はふたがないため多くの燃料を必要とした。ふたがある場合でも、ふたが大きく重い女性の方では運びにくい、また、釜丈も高く、身長が低い女性たちには、釜の中にある燻製の状況を確認できないなどの問題があることも分かった。このため、女性も持ち運びができるようふたを軽くするとともに、釜の前に踏み台をつけるなどの工夫をし、女性の重労働の軽減を図った。

また、経済性から、釜の燃焼率や耐久年数の向上も目標にモデル改良釜を開発した。改良普及釜により、釜の耐久性と燃焼率が向上し、それに伴い木材消費と煙が大幅に減少した。煙の減少は、それまで気管支炎などの病気にかかる女性の多かった状況の改善にもつながった。

③維持管理方策

従来の燻製釜が使用されなかった理由の1つに、燻製釜の使用方法を実際の使用者である女性たちが知らなかったということが分かった。このため、ワークショップを開催し、女性たちのオーナーシップを高めるとともに知識普及を図った。この際、燻製釜製作マニュアルを作成したが、成人女性の識字率が30%未満と低い（男性は約50%）状況に留意し、絵やイラスト付きのものとした。

また、燻製釜の補修や製作は、主として女性が担うことになる。このため、持続性確保の観点から、材料や業者は地元のものを活用し、以降も女性たちや地元の人々が自身で釜を作れるように工夫した。

● 女性のエンパワーメントの促進

①女性の自立のための収入の向上

改良普及釜を使った燻製は、伝統方法より、生産量が2～3倍と増加しただけでなく、形も整い質も良いという結果をもたらした。これにより燻製の販売価格は高くなり、女性たちの手にする収入も増加した。女性たちは、これまでできなかった家庭内におけるお金の使い方や自分たちの意見を反映できるようになったり、自ら得た収入を家族の治療費や子どもの教育費にあてたり、貯金に回すことができるようになったと変化を語った。

付録2 主要ドナー等の取り組み

OECD 開発援助委員会 (OECD/DAC)

パリに本部を置く経済開発協力機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) の下部組織として、DAC 加盟国の援助政策においてジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する目的で、ジェンダー平等ネットワーク (GENDERNET) が設置されている。日本を含め主要な援助機関・ドナーが一堂に会して、ジェンダー平等の視点に立って各国・機関の援助政策をどのように進めていくかについて協議していく場である。これまでに、開発援助の質の向上及び効果的な援助を実施するために 1998 年に「開発協力におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための DAC ガイドライン」(DAC ジェンダー主流化ガイドライン) を作成し、また、他の作業部会やネットワーク (環境、貧困、評価など) と連携しジェンダー平等のための各種指針策定等を行ってきた。

近年、DAC では、2005 年に被援助国・ドナー国の閣僚級が集い開催されたパリ援助効果向上ハイレベル・フォーラムにおいて合意された「パリ援助効果宣言」の実践及びモニタリングが重点課題となってきており、それに伴い、GENDERNET においても、パリ援助効果宣言の実践及びモニタリングにおいていかにジェンダー平等の促進を図るかが主要議題となっている。こうした援助効果向上の動きや新たな援助モダリティに対応すべく、現在、1998 年に作成された DAC ジェンダー主流化ガイドラインの改定にも取り組んでいる。

世界銀行 (World Bank)

世界銀行は、ミレニアム開発目標 (MDG) 達成に向けて 2001 年に「ジェンダー主流化戦略」を策定した。その後、MDG 達成に向けた努力の進捗状況をレビューするために 2004 年から Global Monitoring Report (GMR) を毎年作成している。GMR2007 の主要テーマとして「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」を取り上げ、MDG の指標設定に関し、よりジェンダー視点を加味することを提案している。具体的には、MDG3 達成に向けた進捗状況をモニタリングするための公式指標が十分でないため、以下の表のとおり、5 つの補助的な指標を提案している。

世帯		経済と市場
公式指標の修正	追加的指標	追加的指標
① 女兒と男児の初等教育完了率 (MDG2)	④ 初めての子どもを妊娠・出産した 15-19 歳の女性の割合	⑤ 20-24 歳グループ、25-49 歳グループの男性と女性の労働市場参加率
② 女兒と男児の 5 歳未満児死亡率 (MDG4)		
③ 近代的避妊方法を使用する妊娠可能年齢の女性とパートナーの割合 (MDG6)		

また、2006 年 9 月には、ジェンダーに係る 4 カ年計画 (アクションプラン) を発表した。これは、2001 年の「ジェンダー主流化戦略」の実施を強化するものとも、「ジェンダー主流化戦略」実施から得られた教訓に基づく強化実施計画とも位置づけられている。

「ジェンダー主流化戦略」の進捗報告によると、保健及び教育分野のプロジェクトの 9 割においてジェンダーの視点が組み込まれるようになった。その一方、女性の経済活動への参加促進については十分な成果が得られていない。女性の経済的エンパワーメントについては、貧困削減と経済成長に密接なつながりがあるほか、その便益は女性だけでなく、男性や子どもも含めた社会全体に及ぶと考えられるという理論的根拠に、アクションプラ

ンは基づいている。

アクションプランは、経済セクターにおける女性のエンパワーメントをターゲットにしているが、そのなかでも特にインフラ・農業・民間セクター開発・財政の4つの分野における女性のエンパワーメントにフォーカスしている。

国連開発計画（UNDP）

全体の目標は持続的人間開発への支援を通じて貧困を撲滅することであり、活動は持続的人間開発の枠組みに基づき計画・実施されている。そのなかでも女性の地位向上は主要なテーマとしてとらえられている。UNDP が掲げる重点活動分野は、①民主的ガバナンス、②貧困削減、③危機予防と復興、④エネルギーと環境、⑤ HIV/AIDS であり、すべてのプロジェクトにおいて男女の平等化を実現するための配慮がなされるべきだと定めている。また、特に貧困削減の活動対象としてジェンダー主流化を掲げている。そのほか、ジェンダー平等に関する国連女性開発基金（UNIFEM）との連携などを方針としてあげている。

アジア開発銀行（ADB）

2006 年から 2008 年の中期目標では、人間開発・インフラなどへの投資の促進、地域との協調や統合の促進、環境配慮、統治の改善と金融機関の破綻の防止に並んで、重要な社会開発の一環として教育の改善とジェンダー平等の推進をあげている。ADB におけるジェンダーの取り組みは、ジェンダー・アクション・プラン（GAP）に基づいており、政策援助、キャパシティ・ビルディング、GAD（Gender and Development）認知度、女性の地位向上のための政策やプログラムの実行において援助を行うことや、プロジェクトのジェンダー分析を実施し、プロジェクトサイクルの各段階においてジェンダー視点を考慮することなどを掲げているほか、アジアの女性が直面する新しい課題に直接働きかける機会の創造などを目標としている。

英国国際開発省（DfID）

2000 年、京都綱領に従い発表した“Poverty elimination & the empowerment of Women”のなかでジェンダー平等をめざした 10 の目標を掲げており、国の状況によってその内容と優先目標を設定するとしている。また、2002 年には DfID 内部と発展途上国それぞれの政策決定者への女性のニーズをもっと強調するよう働きかける「ジェンダー・マニュアル」を策定し、これらに基づいた取り組みを行っている。2006 年発表の「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント支援における DfID 事業評価」において、ジェンダーの視点から貧困削減分析を行い、貧困削減とジェンダー平等の相関を強めることと、教育と保健分野以外でのジェンダー平等を推進できていない現状を踏まえた組織・制度レベルでのジェンダー平等についてのモニタリング等を行うこととしている。

オーストラリア国際開発庁（AusAID）

2006 年から 2010 年の総合計画によると、援助プログラムの戦略の 1 つにジェンダー平等を原則として掲げている。AusAID のジェンダーに関する援助プログラムは、すべての開発段階において、女性と男性両方に対応するニーズ、優先事項等を考慮すべきであるとしている。ジェンダーに関する目標としては、①女性と子どもに対する暴力（トラフィッキングを含む）に対応し、女性の役割や立場を確固たるものにした平和構築支援を行う、②女性の経済的エンパワーメントを強化する、などがある。

指針作成メンバー

1. 「開発とジェンダー」支援委員会委員

	所 属	役 職	氏 名
委員長	東京大学社会科学研究所	教 授	大沢 真理
委員	東京農業大学国際食料情報学部国際農業開発学科	教 授	岩本 純明
委員	南オーストラリア大学ワークライフバランス研究所	研究員	市井 礼奈
委員	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際関係学専攻	教 授	勝間 靖
委員	金沢大学経済学経営学系	准教授	杉橋やよい
委員	独立行政法人国立女性教育会館国際室	研究員	高橋 由紀
委員	立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科社会学部	教 授	萩原なつ子
委員	東京女子大学教養学部国際社会科学学科経済学専攻	准教授	古沢希代子
委員	岩手県立大学総合政策学部	教 授	吉野 英岐

2. 国際協力専門員

所 属	役 職	氏 名
国際協力人材部	国際協力専門員	田中 由美子
国際協力人材部	国際協力専門員	鈴木 陽子

3. 「開発とジェンダー」タスクフォースメンバー（2007 年 8 月～）

所 属	役 職	氏 名
青年海外協力隊事務局 予算・評価課	職 員	笠原 久美子
アフリカ部 中西部アフリカ第二課	職 員	岩本 園子
国際協力人材部 援助人材育成課	課 長	井本 浩之
経済基盤開発部 都市・地域開発グループ都市・地域開発第一課	課 長	前川 憲治
地球環境部 森林・自然環境グループ	次 長	三次 啓都
産業開発部 資源・エネルギーグループ	次 長	足立 文緒
東京国際センター 人間開発課	課 長	坂元 律子
農村開発部 計画調整課	課 長	本間 穰

4. 執筆者リスト

所 属	役 職	氏 名
人間開発部 保健行政・母子保健グループ	担当次長	石井 羊次郎
公共政策部 ジェンダー平和構築グループ平和構築貧困削減課	職 員	川本 寛之
企画部	参事役	北中 真人
アフガニスタン事務所	次 長	小林 尚行
国際協力人材部	国際協力専門員	小向 絵理
地球環境部 水資源・防災グループ防災第二課	職 員	佐藤 一郎

地球環境部 環境管理グループ環境管理第一課	課 長	鈴木 和哉
民間連携室	参事役	高野 剛
人間開発部 保健行政・母子保健グループ母子保健課	課 長	竹内 智子
南アジア部南アジア第一課	専門嘱託	竹林 正人
人間開発部 高等教育・社会保障グループ社会保障課	課 長	田和 美代子
公共政策部	技術審議役	辻 一人
人事部 人事部付け	職 員	徳田 由美
公共政策部 ガバナンスグループ法・司法課	課 長	鳥居 香代
人間開発部 高等教育・社会保障グループ社会保障課	企画役	中島 啓祐
国際協力人材部	国際協力専門員	林 俊行
公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ平和構築・貧困削減課	職 員	松井 一訓

5. 事務局

所 属	役 職	氏 名
企画部ジェンダー平等推進チーム（～2008年3月）	チーム長	池田 修一
公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課	課 長	武藤 亜子
企画部ジェンダー平等推進チーム（～2008年3月）	職 員	駒橋 梨絵
公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課	職 員	齋藤 理子
企画部ジェンダー平等推進チーム（～2008年12月）	ジュニア専門員	石井 菜穂子
公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課	ジュニア専門員	上田 めぐみ
公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課	ジュニア専門員	灘本 智子
企画部ジェンダー平等推進チーム（～2008年5月）	支援ユニット	池本 利恵
公共政策部 ジェンダー・平和構築グループ ジェンダー平等推進課	支援ユニット	玉水 輝実

参 考 文 献

第1章

UNICEF (2007) “The States of the world children”

World Economic Forum (2006) “Global Gender Gap Report”

World Bank (2007) “Global Monitoring Report 2007”

国連開発計画 (2008) 『人間開発報告書』

田中由美子、大沢真理、伊藤るり共編著 (2002) 『開発とジェンダーエンパワーメント国際協力』 国際協力出版
会

男女共同参画局 (2006) 『男女共同参画統計データブック 2006』

第2章

DFID (2007) “A DFID practice paper: Gender and growth”

UNESCAP (2007) “Economic and Social Survey of Asia and the Pacific 2007”

UNICEF (2006) “The State of the World’ s Children 2007”

World Bank (2007) “Global Monitoring Report 2007”

石井菜穂子 (2003) 『長期経済発展の実証分析』 日本経済新聞社

大沢真理 (2007) 『経済危機とジェンダー』、北九州市立男女共同参画センター “ムーブ” 編 『ムーブ叢書ジェ
ンダー白書5ー女性』 より

第3章

(経済政策)

Udry, Christopher (1996) “*Gender, Agricultural Production and the Theory of the Household*” Political
Economy, 104 (5) : 1010–1046.

International Labour Organization (ILO) (2002) “*Women and Men in the Informal Economy: A statistical
picture, Employment Sector*”, International Labour Office, Geneva

International Labour Organization (ILO) (2004) “*Supporting Growth-oriented Women Entrepreneurs in
Ethiopia, Kenya & Tanzania*”, SEED Program

S, Ito and S. Ishiro (1989) “*Issues Concerning the Concept of the Term “Household Head” In the Family
income and Expenditure Survey Published by the statistics Bureau of the Management and
Coordination Agency*”, Journal of home economics, Japan, 40. 8. 663–672.

Organization for Economic Cooperation and Development (OECD) (2005) “*Promoting Pro-poor Growth : Private
Sector Development*”, pp. 63–72

Organization for Economic Cooperation and Development (OECD) (2005) “*Trade and Gender: Issues and
Interactions*”, OECD Trade Policy Working Paper No. 24

Poverty and Economic Policy (PEP) Research Network (2008) “*Trade and Poverty in the Developing World*”,
pp. 109–129

Schultz, T. Paul (1999) “*Women’s Role in the Agricultural Household: Bargaining and Human Capital*”,
Economic Growth Center Discussion Paper No. 803.

- United Nations (2004) *“Trade and Gender Opportunities and Challenges for Developing Countries”*, New York and Geneva, UN Inter-Agency Network on Women and Gender Equality Task Force on Gender and Trade
- United Nations Children’s Fund (UNICEF) (2007) *“The State of the World’s Children 2007”*
- United Nations Industrial Development Organization (2007) *“Better Access to Growth: Mainstreaming Gender in Cluster Development”*, Working paper No. 16
- Debbie Budlender and Guy Hewitt (2003) “Engendering Budgets: A practitioners’ Guide to Understanding and Implementing gender-Responsive Budgets”
- 大崎麻子 (2007) 「ジェンダー予算」ムーブ編『ジェンダー白書5 女性と経済』明石書店、p. 74
- Elson, Diane (2006) 『「ミレニアム開発目標達成のための戦略：ジェンダーの視点を取り入れたマクロ経済と予算のあり方」での基調講演』内閣府・外務省・UNDP 共催シンポジウム (Sources: UK: Calculated from Short, 2000, South Africa: Budlender and Brathaug, 2005, India: Calculated from Chakraborty, 2005)
- 天野晴子 (2004) 『ジェンダー統計に関する調査研究』国立女性教育会館研究紀要 第8号、p. 81
- 伊藤陽一 (1997) 『日本におけるジェンダー統計—現状、問題、克服の方向—』国立婦人教育会館研究紀要 1 pp. 89-97
- 川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差』勁草書房
「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(総理府仮訳)
(<http://www.gender.go.jp/sekai-kaigi/initiative.html>)
- 杉橋やよい (2006) 『ジェンダーと統計—ジェンダー統計の現段階と課題—』統計学—社会科学としての統計学 第4集—創刊50周年記念号 90 pp. 247-257
- 村松安子 (2005) 『「ジェンダーと開発」論の形成と展開—経済学のジェンダー化への試み』未来社、p. 133
事業事後評価報告書
(http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/after/2002/pdf/theme_02_smry.pdf)

(民間セクター開発)

- ILO (2002) *“Women and Men in the Informal Economy: A statistical picture”*, Employment Sector
- ILO (2004) *“Supporting Growth-oriented Women Entrepreneurs in Ethiopia, Kenya & Tanzania”*, SEED Program
- OECD (2005) *“Promoting Pro-poor Growth: Private Sector Development”*, pp. 63-72
- OECD (2005) *“Trade and Gender: Issues and Interactions”*, OECD Trade Policy Working Paper No. 24
- Poverty and Economic Policy (PEP) Research Network (2008) *“Trade and Poverty in the Developing World”*, pp. 109-129
- The United Nations (2004) *“Trade and Gender Opportunities and Challenges for Developing Countries”*, New York and Geneva, UN Inter-Agency Network on Women and Gender Equality Task Force on Gender And Trade
- UNICEF (2007) *“The State of the World’s Children 2007”*
- United Nations Industrial Development Organization (2007) *“Better Access to Growth: Mainstreaming Gender in Cluster Development”*, Working paper No. 16
- 川口章 (2008) 『ジェンダー経済格差』勁草書房
「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(総理府仮訳)
(<http://www.gender.go.jp/sekai-kaigi/initiative.html>)

(教育)

- King, E. M., & Hill, M. A. (Eds.). (1993) *“Women’s Education in Developing Countries: Barriers, Benefits and Politics”*, Baltimore and London: Johns Hopkins University Press.
- Schultz, T. P. (1993). Returns to Women’s Education. In E. M. King & M. A. Hills (Eds.) *“Women’s Education in Developing Countries: Barriers, Benefits and Politics”*, Baltimore and

London: The Johns Hopkins University Press

United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization(2007) “*EFA Global Monitoring Report 2008*” .

織田由紀子(2001)『ジェンダーと開発の視点から：アクセスもエンパワメントも』、佐藤尚子編 『発展途上国の女子教育と社会経済開発に関する総合的研究』 (pp. 36-45)、広島：広島大学教育学部

黒田一雄 (2001)『発展途上国における女子教育の教育経済学的考察』、佐藤尚子 編 『発展途上国の女子教育と社会経済開発に関する総合的研究』 (pp. 26-35)、 広島：広島大学教育学部

菅原鈴香(2007)『独立行政法人国際協力機構 客員研究報告書：基礎教育とジェンダー 教育におけるジェンダ―格差の解消とジェンダー平等確立を目指して』 国際協力総合研修所

結城貴子 (2005) 『ジェンダーと教育』、黒田一雄 & 横関祐見子 編 『国際教育開発論：理論と実践』 (pp. 178-188) 東京：有斐閣.

(保健医療)

OECD (2005) “*Trade and Gender: Issues and Interactions*”, OECD Trade Policy Working Paper No. 24

WHO西太平洋地域事務局 (2004) “Reaching the poor: challenges for the TB programmes in the Western Pacific Region”

WHO/CDS/STB (2001.9) “A human rights approach to TB. Stop TB Guidelines for Social Mobilization”

WHO (2005) “World Malaria Report”

国際協力機構 (2008) 課題別指針 リプロダクティブ・ヘルス

国際協力機構 (2007) 課題別指針 寄生虫症対策指針 (マラリア対策)

国際協力機構 (2007) 課題別指針 結核対策

国際協力機構 (2007) 結核対策から見える人間の安全保障― 保健医療協力のあり方へのインプリケーション ―

UNICEF (2007)『世界子供白書』女性と子ども：ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵

UNFPA (2005)『世界人口白書』平等の約束：ジェンダーの公正、リプロダクティブ・ヘルスそしてミレニアム開発目標

(環境管理)

萩原なつ子「環境と女性/ジェンダーの交差」

(<http://www.yc.musashi-tech.ac.jp/~kiyou/no6/2-01.pdf>)

国連環境計画 (UNDP) 「ジェンダーと開発」ホームページ

(http://www.unep.org/gender_env/)

(平和構築)

IDEA (1998) “*Armed Conflict 1989-2003*” Journal of Peace Research, International Peace Research Institute p. 11

(ガバナンス)

OECD/DAC (1998) DAC Guidelines for Gender Equality and Women’s Empowerment in Development Co-operation, OECD/DAC, Paris, France

C, Sever. (2005) “The Gender, Poverty, Governance Nexus: Key issues and current debates” DCI BRIDGE.

The United Nations (1995) Beijing Declaration Platform for Action,

(<http://www.un.org/womenwatch/daw/beijing/platform/index.html>)

The United Nations (2000) “Gender Equality, Development and Peace for the 21st Century, Special Session

of the General Assembly, Women 2000 (Beijing+5)”

(<http://www.un.org/womenwatch/daw/followup/reports.htm>)

UNDP/JAPAN WOMEN IN DEVELOPMENT FUND 2005 10th Anniversary Report (2003) “*Gender and governance a proposed world bank action plan*”

UNIFEM, Engendering-Governance and Leadership, World Bank (2001) “*Engendering Development*”, Washington. D. C. USA (<http://www.unifem.org/>)

ODA (2008) 『ジェンダー主流化ハンドブック』

国際協力事業団 (2000) 『ジェンダーの平等・女性のエンパワーメントガイドライン策定に向けた基礎研究』

(人権)

UNICEF Innocenti Research Centre (2000) “*Domestic Violence against Women and Girls*”

国連人口基金 (2006) 『世界人口白書』

(情報通信技術)

国際協力機構 (2005) 課題別指針『情報通信技術』

松永真理 (2001) 『i モード事件』 角川書店

(水資源)

Asian Development Bank, “*Gender Checklist: Water Supply and Sanitation*”

(http://www.adb.org/Documents/Manuals/Gender_Checklists/Water/default.asp?p=genchck)

G. Sever (2004) “*Why Gender Matters in Infrastructure*”, OECD DAC Network on Gender Equality.

(<http://www.bridge.ids.ac.uk/docs/gendernet-infrastructure.doc>)

UN Water, “*Gender, Water and Sanitation: A Policy Brief*”, 2006.

(<http://www.unwater.org/downloads/unwpolbrief230606.pdf>)

The World Bank, “*Water, Sanitation & Gender*” 2007.

(http://siteresources.worldbank.org/INTGENDER/Resources/Water_March07.pdf)

(社会保障)

伊藤智佳子 (2004) 『女性省障害者とジェンダー』

国際協力機構 公式ホームページ課題別取り組み

(http://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/approach.html)

国際協力機構 (2006) 課題別指針『社会保障 (医療保障・年金・社会福祉)』

国際協力機構 (2003) 調査研究 『ソーシャル・セーフティ・ネットに関する基礎調査 一途上国のソーシャル・セーフティ・ネットの確立に向けて一』

UNICEF (2007) 「世界子供白書 要旨『女性と子ども ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵』」

(エネルギー)

ENERGIA 他 (2006) “*The Gender Face of Energy*”

International Energy Agency (2006) “*World Energy Outlook 2006*”

Joint UNDP/World Bank Energy Sector Management Assistance Programme (2003) “*The Impact of energy on Women's Lives in Rural India*”

UNDP (2004) “*Gender and Energy for Sustainable Development: A Toolkit and Resource Guide*”

林 俊行 (1993) 『電化の効果は社会経済の状況次第』 国際開発ジャーナル 12 月号

（農業・農村・水産開発）

国際協力事業団農林水産開発調査部（1999）『農林業協力のためのWID/ジェンダーハンドブック』p. 13

UNICEF（2007）『世界子供白書』女性と子ども：ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵 p. 28

国際協力機構（2006）国別ジェンダー情報（ネパール）

UNDP（1995）人間開発報告書

UNDP（1997）人間開発報告書「貧困と人間開発」p. 8

UNDP（2006）人間開発報告書 p. 229

UNDP（1995）人間開発報告書「ジェンダーと人間開発」p. 106

世界銀行（2006）世界開発報告書 p. 54 参照